



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

- ◇川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第42号)…………… 3228
- ◇川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例(第43号)…………… 3255

規 則

- ◇川崎市学校給食センター条例の一部の施行期日を定める規則(第72号)…………… 3255
- ◇川崎市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則(第73号)…………… 3255
- ◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第74号)…………… 3256
- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第75号)…………… 3256

告 示

- ◇道路区域の変更(第568号)…………… 3256
- ◇道路の供用開始(第569号)…………… 3256
- ◇介護保険法に基づく指定の一部の効力の停止(第570号)…………… 3257
- ◇平成29年第4回川崎市議会定例会の招集(第571号)…………… 3257
- ◇道路区域の変更(第572号)…………… 3257
- ◇自転車等の撤去と保管(第573号)…………… 3257
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第574号)…………… 3257
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第575号)…………… 3260
- ◇道路区域の変更(第576号)…………… 3262
- ◇道路の供用開始(第577号)…………… 3262
- ◇道路区域の変更(第578号)…………… 3262
- ◇道路の供用開始(第579号)…………… 3262
- ◇道路区域の変更(第580号)…………… 3262
- ◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第581号)…………… 3263

- ◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第582号)…………… 3263
 - ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第583号)…………… 3263
 - ◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第584号)…………… 3263
 - ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第585号)…………… 3263
 - ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第586号)…………… 3263
 - ◇自転車等の撤去と保管(第587号)…………… 3263
 - ◇予防接種の業務を行う医師(第588号)…………… 3264
 - ◇道路区域の変更(第589号)…………… 3264
 - ◇道路の供用開始(第590号)…………… 3264
 - ◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出(第591号)…………… 3264
 - ◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第592号)…………… 3265
 - ◇川崎市人事行政の運営等の状況の公表(第593号)…………… 3265
- 税 告 示**
- ◇川崎市市税条例の規定による寄附金の指定(第4号)…………… 3265
- 公 告**
- ◇一般競争入札の執行(第608号)…………… 3265
 - ◇一般競争入札の執行(第609号)…………… 3266
 - ◇地籍調査事業の変更(第610号)…………… 3269
 - ◇開発行為に関する工事の完了(第611号)…………… 3269
 - ◇一般競争入札の執行(第612号)…………… 3269
 - ◇農用地利用集積計画の制定(第613号)…………… 3274
 - ◇開発行為に関する工事の完了(第614号)…………… 3276
 - ◇道路位置の指定(第615号)…………… 3276
 - ◇開発行為に関する工事の完了(第616号)…………… 3276
 - ◇一般競争入札の執行(第617号)…………… 3276

◇開発行為に関する工事の完了(第618号).....	3277	◇一般競争入札の執行(第369号).....	3324
◇一般競争入札の執行(第619号).....	3278	◇一般競争入札の執行(第370号).....	3326
◇一般競争入札の執行(第620号).....	3279	◇一般競争入札の執行(第371号).....	3328
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第621号).....	3280	◇一般競争入札の執行(第372号).....	3329
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第622号).....	3281	◇一般競争入札の公告(第373号).....	3331
◇開発行為に関する工事の完了(第623号).....	3282	◇落札者等の公示(第374号).....	3333
◇一般競争入札の執行(第624号).....	3282	◇一般競争入札の執行(第375号).....	3334
◇公募型プロポーザルの実施(第625号).....	3284	◇一般競争入札の執行(第376号).....	3335
◇一般競争入札の執行(第626号).....	3285	◇一般競争入札の執行(第377号).....	3337
◇一般競争入札の執行(第627号).....	3286	◇一般競争入札の執行(第378号).....	3338
◇一般競争入札の執行(第628号).....	3289	◇一般競争入札の執行(第379号).....	3340
◇開発行為に関する工事の完了(第629号).....	3290	◇一般競争入札の執行(第380号).....	3342
◇川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分(第630号).....	3291	税公告	
◇開発行為に関する工事の完了(第631号).....	3291	◇差押調書(謄本)の公示送達(第203号).....	3344
◇一般競争入札の執行(第632号).....	3291	◇差押調書(謄本)の公示送達(第204号).....	3344
◇都市再開発法に基づく市街地再開発事業の終了の認可(第633号).....	3294	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第205号).....	3344
◇環境影響評価に関する条例による条例見解書の公告(第634号).....	3295	◇差押調書(謄本)の公示送達(第206号).....	3344
◇条例環境影響評価書の公告(第635号).....	3295	◇差押調書(謄本)の公示送達(第207号).....	3345
◇開発行為に関する工事の完了(第636号).....	3296	◇督促状の公示送達(第208号).....	3345
◇開発行為に関する工事の完了(第637号).....	3296	◇差押調書(謄本)の公示送達(第209号).....	3346
公告(調達)		◇配当計算書(謄本)の公示送達(第210号).....	3346
◇一般競争入札の公告(第355号).....	3297	◇差押調書(謄本)の公示送達(第211号).....	3346
◇一般競争入札の執行(第356号).....	3298	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第212号).....	3346
◇一般競争入札の執行(第357号).....	3300	上下水道局規程	
◇一般競争入札の執行(第358号).....	3301	◇川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程(第22号).....	3346
◇一般競争入札の執行(第359号).....	3303	◇川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程(第23号).....	3347
◇一般競争入札の執行(第360号).....	3305	◇川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(第24号).....	3354
◇一般競争入札の執行(第361号).....	3307	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行(第362号).....	3309	◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第42号).....	3354
◇一般競争入札の執行(第363号).....	3311	◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始(第43号).....	3354
◇一般競争入札の執行(第364号).....	3313	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事	
◇一般競争入札の執行(第365号).....	3315		
◇一般競争入札の執行(第366号).....	3318		
◇一般競争入札の執行(第367号).....	3320		
◇一般競争入札の執行(第368号).....	3322		

事業者の指定(第44号)……………	3355	◇監査の結果の報告に基づく措置につ いて(第11号)……………	3413
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の廃止(第45号)……………	3355	人事委員会規則	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の休止(第46号)……………	3355	◇川崎市職員の初任給、昇格、昇給等 に関する規則の一部を改正する規則 (第14号)……………	3422
上下水道局公告		農業委員会告示	
◇一般競争入札の執行(第96号)……………	3356	◇川崎市農業委員会総会の招集(第12 号)……………	3423
◇一般競争入札の執行(第97号)……………	3356	区公告	
◇一般競争入札の執行(第98号)……………	3359	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第127号)……………	3423
◇一般競争入札の執行(第99号)……………	3360	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第128号)……………	3424
◇一般競争入札の執行(第100号)……………	3362	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第129号)……………	3424
上下水道局公告(調達)		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(川崎区第130号)……………	3424
◇落札者等の公示(第21号)……………	3364	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第131号)……………	3424
交通局規程		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(幸区第56号)……………	3424
◇川崎市交通局企業職員の期末手当及 び勤勉手当の支給に関する規程の一 部を改正する規程(第19号)……………	3364	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(幸区第57号)……………	3425
◇川崎市交通局企業職員の給料等の額 及び支給方法等に関する規程の一部 を改正する規程(第20号)……………	3364	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第58号)……………	3425
交通局公告		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第43号)……………	3425
◇一般競争入札の執行(第75号)……………	3379	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(中原区第44号)……………	3425
◇一般競争入札の執行(第76号)……………	3380	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(中原区第45号)……………	3425
◇一般競争入札の執行(第77号)……………	3381	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(高津区第52号)……………	3426
病院局規程		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(高津区第53号)……………	3426
◇川崎市病院局企業職員給与と支給規程 の一部を改正する規程(第10号)……………	3383	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第54号)……………	3426
◇川崎市病院局企業職員の初任給、昇 格、昇給等に関する規程の一部を改 正する規程(第11号)……………	3394	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(宮前区第61号)……………	3427
◇川崎市病院局企業職員期末手当及び 勤勉手当支給規程の一部を改正する 規程(第12号)……………	3395	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第62号)……………	3427
病院局公告		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(宮前区第63号)……………	3427
◇一般競争入札の執行(第43号)……………	3395	◇印鑑登録の抹消(宮前区第64号)……………	3427
◇一般競争入札の執行(第44号)……………	3396	◇住民票の職権消除(宮前区第65号)……………	3428
病院局公告(調達)		◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(多摩区第60号)……………	3428
◇落札者等の公示(第14号)……………	3398		
教育委員会規則			
◇川崎市学校給食センター条例施行規 則の一部を改正する規則(第17号)……………	3399		
◇川崎市立図書館規則の一部を改正す る規則(第18号)……………	3399		
教育委員会告示			
◇教育委員会定例会の招集(第32号)……………	3399		
監査公表			
◇監査の結果について(第9号)……………	3399		
◇監査の結果について(第10号)……………	3400		

◇国民健康保険料に係る配当計算書
 (謄本)の公示送達(多摩区第61号)…………… 3428

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
 (多摩区第62号)…………… 3428

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
 の公示送達(多摩区第63号)…………… 3428

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
 送達(多摩区第64号)…………… 3429

◇国民健康保険料に係る配当計算書
 (謄本)の公示送達(多摩区第65号)…………… 3429

◇住民票の職権消除(多摩区第66号)…………… 3429

◇印鑑登録の抹消(多摩区第67号)…………… 3429

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
 送達(麻生区第62号)…………… 3429

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
 本)の公示送達(麻生区第63号)…………… 3430

◇国民健康保険料に係る配当計算書
 (謄本)の公示送達(麻生区第64号)…………… 3430

辞 令

◇11月22日付け…………… 3430

条 例

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年11月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第42号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の40」を「100分の45」に改める。
 別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	136,500	150,900	226,700	256,300	303,600	341,600	373,100	409,900
	2	137,500	152,700	228,600	258,500	305,900	344,100	375,600	413,000
	3	138,600	154,500	230,500	260,600	308,200	346,600	378,200	416,100
	4	139,700	156,400	232,500	262,600	310,500	349,100	380,900	419,300
	5	140,600	158,100	234,200	264,800	312,700	351,400	383,600	422,300
	6	141,800	160,000	236,100	266,900	315,000	353,900	386,300	425,400
	7	143,000	161,900	238,000	269,100	317,300	356,400	389,000	428,500
	8	144,300	163,800	239,900	271,300	319,600	358,900	391,700	431,700
	9	145,400	165,600	241,800	273,300	321,900	361,400	394,200	434,700
	10	146,700	167,500	243,800	275,300	324,200	364,000	397,000	437,800
	11	148,100	169,400	245,800	277,300	326,500	366,500	399,800	440,900
	12	149,400	171,300	247,700	279,400	328,800	369,200	402,500	444,100
	13	150,900	173,100	249,800	281,600	331,100	371,800	405,300	447,200
	14	152,700	175,000	251,900	283,700	333,400	374,400	407,900	450,400
	15	154,500	176,900	254,000	285,700	335,700	377,000	410,600	453,600
	16	156,400	178,800	256,100	287,800	338,000	379,600	413,300	456,800
	17	158,100	180,600	258,300	289,900	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	160,000	182,500	260,300	292,000	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	161,900	184,400	262,300	294,100	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	163,800	186,300	264,400	296,200	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	165,600	188,100	266,600	298,200	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	167,500	190,000	268,700	300,300	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	169,400	191,900	270,700	302,400	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	171,300	193,800	272,800	304,500	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	173,100	195,600	274,900	306,400	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	175,000	197,500	277,000	308,400	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	176,900	199,400	279,100	310,400	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	178,800	201,300	281,200	312,400	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	180,600	203,100	283,200	314,500	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	182,500	205,000	285,200	316,500	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	184,400	206,900	287,200	318,500	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	186,300	208,800	289,200	320,500	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	188,100	210,600	291,100	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	190,000	212,500	293,100	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	191,900	214,400	295,100	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	193,800	216,300	297,100	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	195,600	218,100	298,900	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	197,500	220,000	300,800	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	199,400	221,900	302,700	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	201,300	223,900	304,600	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	203,100	225,600	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	205,000	227,500	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	206,900	229,300	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	208,800	231,300	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	210,600	233,100	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	212,500	234,900	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	214,400	236,800	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	216,300	238,600	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	218,100	240,600	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	219,300	242,500	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	220,500	244,500	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	221,700	246,500	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	222,600	248,400	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	223,700	250,300	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	224,800	252,100	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	225,900	253,900	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	226,800	256,000	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	227,800	257,900	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	228,800	259,700	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	229,600	261,600	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	230,600	263,300	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	231,500	265,100	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	232,400	266,900	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	233,400	268,700	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	234,200	270,500	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	235,000	272,300	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	235,800	274,100	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	236,600	275,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	237,200	277,700	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	237,800	279,500	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	238,200	281,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	238,800	283,100	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任 用職 員以 外の 職員	73	239,400	284,900	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	239,900	286,700	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	240,400	288,500	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	240,900	290,300	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	241,100	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800		
	83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300		
	84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800		
	85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400		
86		306,300	358,200	384,300	422,000				
87		307,500	358,700	384,800	422,500				
88		308,800	359,200	385,300	423,000				
89		310,000	359,700	385,800	423,500				
90		311,100	360,200	386,300	424,000				
91		312,200	360,700	386,800	424,500				
92		313,300	361,200	387,300	425,000				
93		314,200	361,500	387,700	425,500				
94		315,000	361,900	388,200	426,000				
95		315,900	362,400	388,700	426,500				
96		316,800	362,900	389,200	427,000				
97		317,500	363,200	389,600	427,500				
98		318,100	363,600	390,000	428,000				
99		318,700	364,000	390,400	428,500				
100		319,400	364,400	390,800	429,000				
101		319,900	364,900	391,300	429,500				
102		320,500	365,300	391,700	430,000				
103		321,100	365,700	392,100	430,500				
104		321,800	366,100	392,500	431,000				

105		322,300	366,600	393,000	431,400				
106		322,900	367,000	393,400					
107		323,500	367,400	393,800					
108		324,100	367,800	394,200					
109		324,600	368,200	394,700					
110		325,200	368,600	395,100					
111		325,800	369,000	395,500					
112		326,400	369,400	395,900					
113		326,900	369,800	396,400					
114		327,400	370,200	396,800					
115		328,000	370,600	397,200					
116		328,600	371,000	397,600					
117		329,000	371,400	398,100					
118			371,800	398,400					
119			372,200	398,700					
120			372,600	399,000					
121			373,000	399,400					
122			373,300	399,700					
123			373,600	400,000					
124			373,900	400,300					
125			374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員	170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	129,800	143,600	215,200	243,400
	2	130,800	145,200	217,100	245,400
	3	131,800	146,800	219,000	247,400
	4	132,800	148,400	220,900	249,300
	5	133,700	149,900	222,600	251,400
	6	134,900	151,700	224,500	253,400
	7	136,100	153,500	226,400	255,500
	8	137,300	155,300	228,300	257,600
	9	138,400	157,000	230,000	259,500
	10	139,700	158,800	231,900	261,500
	11	141,000	160,600	233,800	263,500
	12	142,300	162,400	235,600	265,500
	13	143,600	164,100	237,400	267,500
	14	145,200	165,900	239,400	269,500
	15	146,800	167,700	241,400	271,500
	16	148,400	169,500	243,400	273,500
	17	149,900	171,200	245,500	275,400
	18	151,700	173,000	247,400	277,300
	19	153,500	174,800	249,400	279,300
	20	155,300	176,600	251,400	281,300
	21	157,000	178,300	253,400	283,200
	22	158,800	180,100	255,400	285,100
	23	160,600	181,900	257,400	287,000
	24	162,400	183,700	259,400	288,900
	25	164,100	185,400	261,300	290,900
	26	165,900	187,200	263,200	292,800
	27	167,700	189,000	265,200	294,700
	28	169,500	190,800	267,200	296,600
	29	171,200	192,500	269,000	298,600
	30	173,000	194,300	270,900	300,500
	31	174,800	196,100	272,800	302,400
	32	176,600	197,900	274,700	304,300
	33	178,300	199,600	276,500	306,300
	34	180,100	201,400	278,400	308,200
	35	181,900	203,200	280,300	310,100
	36	183,700	205,000	282,200	312,000
	37	185,400	206,800	283,900	314,000
	38	187,200	208,700	285,800	315,900
	39	189,000	210,600	287,700	317,800
	40	190,800	212,500	289,600	319,700
	41	192,500	214,100	291,300	321,700
	42	194,300	216,000	293,200	323,500
	43	196,100	217,800	295,100	325,400
	44	197,900	219,700	296,900	327,300
	45	199,600	221,400	298,600	329,300
	46	201,400	223,300	300,400	331,200
	47	203,200	225,200	302,200	333,100
	48	205,000	227,000	304,000	335,000

	49	206,700	228,700	305,800	336,700
	50	207,900	230,600	307,300	338,100
	51	209,100	232,500	308,900	339,500
	52	210,300	234,400	310,500	340,900
	53	211,500	236,100	312,000	342,300
	54	212,600	237,900	313,400	343,500
	55	213,700	239,800	314,800	344,700
	56	214,800	241,700	316,200	345,900
	57	215,800	243,300	317,400	347,000
	58	216,700	245,000	318,800	347,800
	59	217,600	246,700	320,200	348,600
	60	218,500	248,400	321,600	349,400
	61	219,300	250,200	322,800	350,200
	62	220,200	251,900	323,900	351,000
	63	221,000	253,600	325,000	351,800
	64	221,900	255,300	326,100	352,600
	65	222,800	257,100	327,100	353,400
	66	223,500	258,700	327,900	354,000
	67	224,200	260,400	328,700	354,600
	68	224,900	262,100	329,500	355,200
	69	225,400	263,900	330,200	355,900
	70	226,000	265,500	331,000	356,500
	71	226,600	267,200	331,800	357,100
	72	227,200	268,900	332,600	357,700
再任 用職 員以 外の 職員	73	227,600	270,700	333,200	358,200
	74	228,000	272,400	333,800	358,800
	75	228,400	274,100	334,400	359,400
	76	228,800	275,800	335,000	360,000
	77	229,200	277,400	335,500	360,500
	78		279,000	336,100	361,000
	79		280,600	336,700	361,500
	80		282,200	337,300	362,000
	81		283,700	337,700	362,600
	82		285,200	338,200	363,100
	83		286,800	338,700	363,600
	84		288,400	339,200	364,100
	85		289,900	339,700	364,600
86		291,000	340,200	365,100	
87		292,200	340,700	365,600	
88		293,400	341,200	366,100	
89		294,500	341,600	366,500	
90		295,500	342,000	367,000	
91		296,500	342,400	367,500	
92		297,500	342,800	368,000	
93		298,500	343,300	368,300	
94		299,300	343,700	368,800	
95		300,100	344,100	369,300	
96		300,900	344,500	369,800	
97		301,500	344,900	370,100	
98		302,100	345,300	370,500	
99		302,700	345,700	370,900	
100		303,300	346,100	371,300	
101		303,800	346,500	371,700	
102		304,400	346,900	372,100	
103		305,000	347,300	372,500	
104		305,600	347,700	372,900	

105		306,100	348,100	373,300
106		306,700	348,500	373,700
107		307,300	348,900	374,100
108		307,900	349,300	374,500
109		308,400	349,600	374,900
110		308,900	350,000	375,300
111		309,400	350,400	375,700
112		309,900	350,800	376,100
113		310,400	351,100	376,500
114		310,900	351,500	376,900
115		311,400	351,900	377,300
116		311,900	352,300	377,700
117		312,400	352,600	378,100
118			353,000	378,400
119			353,400	378,700
120			353,800	379,000
121			354,100	379,400
122			354,400	379,700
123			354,700	380,000
124			355,000	380,300
125			355,100	380,700
126			355,200	381,000
127			355,300	381,300
128			355,400	381,600
129			355,500	381,900
130			355,600	382,200
131			355,700	382,500
132			355,800	382,800
133			355,900	383,100
134			356,000	383,400
135			356,100	383,700
136			356,200	384,000
137			356,300	384,300
138			356,400	
139			356,500	
140			356,600	
141			356,700	
142			356,800	
143			356,900	
144			357,000	
145			357,100	
146			357,200	
147			357,300	
148			357,400	
149			357,500	
再任用職員	162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	235,700 円	323,700 円	381,900 円	433,000 円	487,200 円
	2	238,600	326,500	384,500	435,600	489,600
	3	241,500	329,300	387,100	438,200	492,000
	4	244,400	332,100	389,700	440,800	494,400
	5	247,200	335,000	392,400	443,500	496,700
	6	250,200	337,900	395,000	446,100	499,100
	7	253,200	340,800	397,600	448,700	501,500
	8	256,200	343,700	400,200	451,300	503,900
	9	259,300	346,600	402,800	453,800	506,100
	10	262,600	349,600	405,400	456,200	508,400
	11	265,900	352,600	408,000	458,600	510,700
	12	269,200	355,600	410,600	461,000	513,000
	13	272,400	358,500	413,100	463,500	515,300
	14	275,200	361,300	415,700	465,900	517,600
	15	278,000	364,100	418,300	468,300	519,900
	16	280,800	366,900	420,900	470,700	522,200
	17	283,400	369,500	423,400	473,000	524,500
	18	286,000	372,100	426,000	475,400	526,700
	19	288,600	374,700	428,600	477,800	528,900
	20	291,200	377,300	431,200	480,200	531,100
	21	293,700	379,700	433,600	482,500	533,300
	22	296,300	382,000	436,000	484,800	535,500
	23	298,900	384,300	438,400	487,100	537,700
	24	301,500	386,600	440,800	489,400	539,900
	25	304,000	388,700	443,300	491,500	541,900
	26	306,500	390,800	445,700	493,700	544,000
	27	309,000	392,900	448,100	495,900	546,100
	28	311,500	395,000	450,500	498,100	548,200
	29	314,100	397,000	452,800	500,300	550,100
	30	316,600	399,000	454,800	502,200	551,800
	31	319,100	401,000	456,800	504,100	553,500
	32	321,600	403,000	458,800	506,000	555,200
	33	324,100	404,900	460,800	507,800	556,800
	34		406,900	462,600	509,500	558,400
	35		408,900	464,400	511,200	560,000
	36		410,900	466,200	512,900	561,600
	37		412,700	468,000	514,600	563,000
	38			469,800	516,100	564,300
	39			471,600	517,600	565,600
	40			473,400	519,100	566,900
再任 用職 員以 外の 職員	41			475,000	520,600	568,100
	42			476,700	521,800	569,100
	43			478,400	523,000	570,100
	44			480,100	524,200	571,100
	45			481,900	525,400	572,100
	46			483,600	526,600	573,100
	47			485,300	527,800	574,100
	48			487,000	529,000	575,100

49				488,700	530,000	576,100
50				490,100	531,000	577,000
51				491,500	532,000	577,900
52				492,900	533,000	578,800
53				494,100	534,000	579,700
54				494,900	535,000	580,600
55				495,700	536,000	581,500
56				496,500	537,000	582,400
57				497,300	538,000	583,300
58				498,100	539,000	584,200
59				498,900	540,000	585,100
60				499,700	541,000	586,000
61				500,400	542,000	586,900
62				501,200	543,000	587,800
63				502,000	544,000	588,700
64				502,800	545,000	589,600
65				503,400	545,900	590,500
66				504,200	546,800	591,400
67				505,000	547,700	592,300
68				505,800	548,600	593,200
69				506,400	549,400	594,100
70				507,100	550,200	595,000
71				507,800	551,000	595,900
72				508,500	551,800	596,800
73				509,300	552,700	597,700
74				510,000	553,500	598,600
75				510,700	554,300	599,500
76				511,400	555,100	600,400
77				512,100	556,000	601,300
78				512,800		
79				513,500		
80				514,200		
81				514,900		
再任 用職 員		291,400	336,200	382,900	433,000	487,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	136,500	150,900	226,700	256,300	303,600	341,600	373,100
	2	137,500	152,700	228,600	258,500	305,900	344,100	375,600
	3	138,600	154,500	230,500	260,600	308,200	346,600	378,200
	4	139,700	156,400	232,500	262,600	310,500	349,100	380,900
	5	140,600	158,100	234,200	264,800	312,700	351,400	383,600
	6	141,800	160,000	236,100	266,900	315,000	353,900	386,300
	7	143,000	161,900	238,000	269,100	317,300	356,400	389,000
	8	144,300	163,800	239,900	271,300	319,600	358,900	391,700
	9	145,400	165,600	241,800	273,300	321,900	361,400	394,200
	10	146,700	167,500	243,800	275,300	324,200	364,000	397,000
	11	148,100	169,400	245,800	277,300	326,500	366,500	399,800
	12	149,400	171,300	247,700	279,400	328,800	369,200	402,500
	13	150,900	173,100	249,800	281,600	331,100	371,800	405,300
	14	152,700	175,000	251,900	283,700	333,400	374,400	407,900
	15	154,500	176,900	254,000	285,700	335,700	377,000	410,600
	16	156,400	178,800	256,100	287,800	338,000	379,600	413,300
	17	158,100	180,600	258,300	289,900	340,300	382,300	415,900
	18	160,000	182,500	260,300	292,000	342,600	384,800	418,600
	19	161,900	184,400	262,300	294,100	344,900	387,300	421,300
	20	163,800	186,300	264,400	296,200	347,100	389,800	424,000
	21	165,600	188,100	266,600	298,200	349,500	392,300	426,500
	22	167,500	190,000	268,700	300,300	351,800	394,600	429,100
	23	169,400	191,900	270,700	302,400	354,100	397,000	431,700
	24	171,300	193,800	272,800	304,500	356,500	399,400	434,300
	25	173,100	195,600	274,900	306,400	358,700	401,900	436,700
	26	175,000	197,500	277,000	308,400	361,000	404,200	439,200
	27	176,900	199,400	279,100	310,400	363,300	406,500	441,700
	28	178,800	201,300	281,200	312,400	365,600	408,800	444,200
	29	180,600	203,100	283,200	314,500	367,700	411,200	446,500
	30	182,500	205,000	285,200	316,500	369,900	413,200	448,700
	31	184,400	206,900	287,200	318,500	372,100	415,200	450,900
	32	186,300	208,800	289,200	320,500	374,300	417,200	453,100
	33	188,100	210,600	291,100	322,600	376,500	419,300	455,100
	34	190,000	212,500	293,100	324,600	378,500	420,500	456,700
	35	191,900	214,400	295,100	326,600	380,500	421,800	458,300
	36	193,800	216,300	297,100	328,500	382,500	423,000	459,900
	37	195,600	218,100	298,900	330,600	384,300	424,100	461,400
	38	197,500	220,000	300,800	332,600	386,100	424,900	462,200
	39	199,400	221,900	302,700	334,500	387,800	425,700	463,000
	40	201,300	223,900	304,600	336,500	389,500	426,500	463,800
	41	203,100	225,600	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400
	42	205,000	227,500	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100
	43	206,900	229,300	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800
	44	208,800	231,300	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500
	45	210,600	233,100	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100
	46	212,500	234,900	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800
	47	214,400	236,800	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500
	48	216,300	238,600	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200

	49	218,100	240,600	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800
	50	220,000	242,500	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500
	51	221,900	244,500	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200
	52	223,900	246,500	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900
	53	225,600	248,400	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500
	54	227,500	250,300	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200
	55	229,300	252,100	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900
	56	231,300	253,900	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600
	57	233,100	256,000	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200
	58	234,900	257,900	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900
	59	236,800	259,700	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600
	60	238,600	261,600	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300
	61	240,600	263,300	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900
	62	242,500	265,100	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500
	63	244,500	266,900	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100
	64	246,500	268,700	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700
	65	248,400	270,500	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200
	66	250,300	272,300	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800
	67	252,100	274,100	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400
	68	253,900	275,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000
	69	256,000	277,700	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500
	70	257,900	279,500	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100
	71	259,700	281,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700
	72	261,600	283,100	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300
再任 用職 員以 外の 職員	73	263,300	284,900	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800
	74	265,100	286,700	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400
	75	266,900	288,500	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000
	76	268,700	290,300	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600
	77	270,500	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100
	78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700	
	79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200	
	80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700	
	81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300	
	82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800	
	83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300	
	84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800	
	85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400	
	86		306,300	358,200	384,300	422,000		
87		307,500	358,700	384,800	422,500			
88		308,800	359,200	385,300	423,000			
89		310,000	359,700	385,800	423,500			
90		311,100	360,200	386,300	424,000			
91		312,200	360,700	386,800	424,500			
92		313,300	361,200	387,300	425,000			
93		314,200	361,500	387,700	425,500			
94		315,000	361,900	388,200	426,000			
95		315,900	362,400	388,700	426,500			
96		316,800	362,900	389,200	427,000			
97		317,500	363,200	389,600	427,500			
98		318,100	363,600	390,000	428,000			
99		318,700	364,000	390,400	428,500			
100		319,400	364,400	390,800	429,000			
101		319,900	364,900	391,300	429,500			
102		320,500	365,300	391,700	430,000			
103		321,100	365,700	392,100	430,500			
104		321,800	366,100	392,500	431,000			

105		322,300	366,600	393,000	431,400			
106		322,900	367,000	393,400				
107		323,500	367,400	393,800				
108		324,100	367,800	394,200				
109		324,600	368,200	394,700				
110		325,200	368,600	395,100				
111		325,800	369,000	395,500				
112		326,400	369,400	395,900				
113		326,900	369,800	396,400				
114		327,400	370,200	396,800				
115		328,000	370,600	397,200				
116		328,600	371,000	397,600				
117		329,000	371,400	398,100				
118			371,800	398,400				
119			372,200	398,700				
120			372,600	399,000				
121			373,000	399,400				
122			373,300	399,700				
123			373,600	400,000				
124			373,900	400,300				
125			374,000	400,700				
126			374,100	401,000				
127			374,200	401,300				
128			374,300	401,600				
129			374,500	402,000				
130			374,600	402,300				
131			374,700	402,600				
132			374,800	402,900				
133			374,900	403,300				
134			375,000	403,600				
135			375,100	403,900				
136			375,200	404,200				
137			375,300	404,600				
138			375,400					
139			375,500					
140			375,600					
141			375,700					
142			375,800					
143			375,900					
144			376,000					
145			376,100					
146			376,200					
147			376,300					
148			376,400					
149			376,500					
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

別表第4の2 (第3条関係)

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	200,400 円	255,900 円	292,800 円	349,600 円
	2	202,500	258,800	296,100	352,400
	3	204,600	261,700	299,400	355,200
	4	206,700	264,600	302,700	358,000
	5	208,800	267,400	306,000	360,400
	6	211,000	270,200	309,300	362,900
	7	213,200	273,000	312,600	365,400
	8	215,400	275,800	315,900	367,900
	9	217,400	278,400	319,300	370,500
	10	219,700	281,100	322,700	373,000
	11	222,000	283,800	326,100	375,500
	12	224,300	286,500	329,500	378,000
	13	226,400	288,900	332,700	380,500
	14	228,700	291,500	335,400	383,000
	15	231,000	294,100	338,100	385,500
	16	233,300	296,700	340,800	388,000
	17	235,600	299,400	343,500	390,300
	18	238,000	302,000	346,000	392,800
	19	240,400	304,600	348,500	395,300
	20	242,800	307,200	351,000	397,800
	21	245,300	309,800	353,500	400,100
	22	247,900	312,400	355,600	402,600
	23	250,500	315,000	357,700	405,100
	24	253,100	317,600	359,800	407,600
	25	255,700	320,200	362,000	409,900
	26	258,300	322,700	364,100	412,400
	27	260,900	325,200	366,200	414,900
	28	263,500	327,700	368,300	417,400
	29	266,000	330,000	370,400	419,700
	30	268,500	332,100	372,400	422,200
	31	271,000	334,200	374,400	424,700
	32	273,500	336,300	376,400	427,200
	33	275,900	338,400	378,300	429,500
	34	278,200	340,500	380,100	432,000
	35	280,500	342,600	381,900	434,500
	36	282,800	344,700	383,700	437,000
	37	285,100	346,800	385,300	439,200
	38	287,200	348,800	387,000	441,700
	39	289,300	350,800	388,700	444,200
	40	291,400	352,800	390,400	446,700
	41	293,200	354,700	392,000	448,900
	42	294,800	356,500	393,500	451,400
	43	296,400	358,300	395,100	453,900
	44	298,000	360,100	396,700	456,400
	45	299,700	361,700	398,100	458,600
	46	301,100	363,400	399,600	461,100
	47	302,500	365,100	401,100	463,600
	48	303,900	366,800	402,600	466,100

	49	305,300	368,400	404,100	468,300
	50	306,400	369,900	405,600	470,400
	51	307,500	371,500	407,100	472,500
	52	308,600	373,100	408,600	474,600
	53	309,700	374,400	409,800	476,600
	54	310,800	375,900	411,100	478,500
	55	311,900	377,400	412,400	480,400
	56	313,000	378,900	413,700	482,300
	57	313,800	380,400	415,000	484,000
	58	314,800	381,900	416,200	485,800
	59	315,800	383,400	417,400	487,600
	60	316,800	384,900	418,600	489,400
	61	317,800	386,100	419,800	491,000
	62	318,800	387,300	420,900	492,700
再任 用職 員以 外の 職員	63	319,800	388,600	422,000	494,400
	64	320,800	389,900	423,100	496,100
	65	321,800	391,300	424,000	497,900
	66	322,800	392,500	425,000	499,400
	67	323,800	393,700	426,000	500,900
	68	324,800	394,900	427,000	502,400
	69	325,800	396,100	427,800	504,000
	70	326,700	397,100	428,600	505,400
	71	327,700	398,100	429,400	506,800
	72	328,700	399,100	430,200	508,200
	73	329,500	400,200	431,000	509,400
	74	330,400	401,100	431,600	510,500
	75	331,300	402,000	432,200	511,600
	76	332,200	402,900	432,800	512,700
77	333,000	403,700	433,500	513,700	
78	333,900	404,500	434,100	514,700	
79	334,800	405,300	434,700	515,700	
80	335,700	406,100	435,300	516,700	
81	336,500	406,500	436,000	517,700	
82	337,400	407,100	436,600	518,500	
83	338,300	407,700	437,200	519,300	
84	339,200	408,300	437,800	520,100	
85	339,900	408,900	438,500	520,700	
86	340,800	409,500	439,100	521,500	
87	341,700	410,100	439,700	522,300	
88	342,600	410,700	440,300	523,100	
89	343,300	411,100	441,000	523,700	
90	344,000	411,600	441,600	524,500	
91	344,700	412,100	442,200	525,300	
92	345,400	412,600	442,800	526,100	
93	346,000	413,200	443,500	526,700	
94	346,700	413,700	444,100	527,500	
95	347,400	414,200	444,700	528,300	
96	348,100	414,700	445,300	529,100	
97	348,700	415,200	445,800	529,700	
98	349,400	415,700	446,400	530,400	
99	350,100	416,200	447,000	531,100	
100	350,800	416,700	447,600	531,800	
101	351,100	417,200	448,100	532,500	
102	351,700	417,700	448,700	533,200	
103	352,300	418,200	449,300	533,900	
104	352,900	418,700	449,900	534,600	

105	353,500	419,200	450,400	535,300
106	354,100	419,700	451,000	536,000
107	354,700	420,200	451,600	536,700
108	355,300	420,700	452,200	537,400
109	355,700	421,200	452,700	538,100
110	356,200	421,700		
111	356,700	422,200		
112	357,200	422,700		
113	357,800	423,200		
114	358,300			
115	358,800			
116	359,300			
117	359,800			
118	360,300			
119	360,800			
120	361,300			
121	361,700			
122	362,200			
123	362,700			
124	363,200			
125	363,600			
126	364,100			
127	364,600			
128	365,100			
129	365,500			
再任用職員	270,700	283,200	307,400	377,400

備考 この表は、看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

別表第5 (第3条関係)

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	147,300 円	180,600 円	282,800 円	321,700 円	405,600 円
	2	148,600	182,500	285,700	324,000	407,600
	3	149,900	184,400	288,600	326,300	409,600
	4	151,200	186,300	291,400	328,600	411,600
	5	152,600	188,200	294,100	330,900	413,500
	6	154,100	190,100	297,000	333,200	415,500
	7	155,600	192,000	299,900	335,500	417,500
	8	157,100	193,900	302,700	337,800	419,500
	9	158,700	195,900	305,400	339,900	421,400
	10	160,300	197,900	308,300	342,000	423,400
	11	161,900	199,900	311,200	344,100	425,400
	12	163,500	201,900	314,100	346,200	427,400
	13	165,200	203,700	316,700	348,200	429,500
	14	167,100	205,800	319,000	350,300	431,400
	15	169,000	207,900	321,300	352,400	433,300
	16	170,900	210,000	323,600	354,500	435,200
	17	172,600	211,900	325,900	356,500	437,200
	18	174,500	214,600	328,100	358,600	439,100
	19	176,400	217,300	330,300	360,700	441,000
	20	178,300	220,000	332,500	362,800	442,900
	21	180,200	222,800	334,800	364,800	444,600
	22	182,100	225,500	336,900	366,900	446,400
	23	184,000	228,200	339,000	369,000	448,200
	24	185,900	230,900	341,100	371,100	450,000
	25	187,800	233,700	343,100	373,000	451,800
	26	189,700	236,400	345,200	375,000	453,500
	27	191,600	239,100	347,300	377,000	455,200
	28	193,500	241,800	349,400	379,000	456,900
	29	195,400	244,600	351,200	381,000	458,500
	30	197,300	247,300	353,200	383,000	460,000
	31	199,200	250,000	355,200	385,000	461,500
	32	201,100	252,700	357,200	387,000	463,000
	33	203,000	255,500	359,100	388,800	464,400
	34	204,900	258,200	361,100	390,800	465,600
	35	206,800	260,900	363,100	392,800	466,800
	36	208,700	263,600	365,100	394,800	468,000
	37	210,600	266,400	367,000	396,600	469,100
	38	212,500	269,300	368,900	398,300	470,200
	39	214,400	272,100	370,800	400,000	471,300
	40	216,300	275,000	372,700	401,700	472,400
	41	218,200	277,800	374,600	403,400	473,300
	42	220,100	280,700	376,400	405,000	474,000
	43	222,000	283,600	378,200	406,600	474,700
	44	223,900	286,400	380,000	408,200	475,400
	45	225,800	289,100	381,700	409,800	476,200
	46	227,600	292,000	383,400	411,400	476,900
	47	229,400	294,900	385,100	413,000	477,600
	48	231,200	297,700	386,800	414,600	478,300

	49	232,900	300,400	388,500	416,100	478,800
	50	234,600	303,300	390,100	417,700	479,400
	51	236,300	306,200	391,700	419,300	480,000
	52	238,000	309,100	393,300	420,900	480,600
	53	239,700	311,600	394,700	422,300	481,300
	54	241,400	313,900	396,200	423,900	481,900
	55	243,100	316,200	397,700	425,500	482,500
	56	244,800	318,500	399,200	427,100	483,100
	57	246,500	320,800	400,600	428,500	483,700
	58	248,200	323,000	402,000	430,100	
	59	249,900	325,200	403,400	431,700	
	60	251,600	327,400	404,800	433,300	
	61	253,200	329,400	406,300	434,700	
	62	254,900	331,500	407,600	436,300	
	63	256,600	333,600	408,900	437,900	
	64	258,300	335,700	410,200	439,500	
	65	259,900	337,600	411,400	440,800	
	66	261,600	339,700	412,700	442,200	
	67	263,300	341,800	414,000	443,600	
	68	265,000	343,900	415,300	445,000	
	69	266,500	345,700	416,500	446,400	
	70	267,900	347,700	417,800	447,500	
	71	269,200	349,700	419,100	448,600	
	72	270,600	351,700	420,400	449,700	
	73	271,700	353,600	421,400	450,900	
	74	273,000	355,500	422,600	451,900	
	75	274,300	357,400	423,800	452,900	
	76	275,600	359,300	425,000	453,900	
	77	276,700	361,300	426,100	454,900	
	78	278,000	363,200	427,300	455,600	
	79	279,300	365,100	428,500	456,300	
	80	280,600	367,000	429,700	457,000	
再任 用職 員以 外の 職員	81	281,500	368,900	430,800	457,600	
	82	282,700	370,500	431,900	458,200	
	83	283,900	372,100	433,000	458,800	
	84	285,100	373,700	434,100	459,400	
	85	286,300	375,100	435,200	459,900	
	86	287,400	376,500	436,200		
	87	288,500	377,900	437,200		
	88	289,600	379,300	438,200		
	89	290,500	380,800	439,000		
	90	291,500	382,200	439,700		
	91	292,500	383,600	440,400		
	92	293,500	385,000	441,100		
	93	294,400	386,500	441,600		
	94	295,300	387,900	442,200		
	95	296,200	389,300	442,800		
	96	297,100	390,700	443,400		
	97	298,100	391,900	443,800		
	98	299,000	393,100	444,200		
	99	299,900	394,300	444,600		
	100	300,800	395,500	445,000		
	101	301,700	396,800	445,500		
	102	302,600	397,800	445,900		
	103	303,500	398,800	446,300		
	104	304,400	399,800	446,700		

105	305,200	400,900	447,000
106	305,800	401,900	447,400
107	306,400	402,900	447,800
108	307,000	403,900	448,200
109	307,700	404,900	448,400
110	308,200	405,800	
111	308,700	406,700	
112	309,200	407,600	
113	309,700	408,300	
114	310,200	409,100	
115	310,700	409,900	
116	311,200	410,700	
117	311,700	411,400	
118	312,200	412,200	
119	312,700	413,000	
120	313,200	413,800	
121	313,500	414,400	
122	313,900	415,200	
123	314,300	416,000	
124	314,700	416,800	
125	314,900	417,400	
126	315,200	418,100	
127	315,500	418,800	
128	315,800	419,500	
129	316,200	420,000	
130		420,600	
131		421,200	
132		421,800	
133		422,500	
134		423,000	
135		423,500	
136		424,000	
137		424,600	
138		425,000	
139		425,400	
140		425,800	
141		426,200	
142		426,600	
143		427,000	
144		427,400	
145		427,600	
146		427,900	
147		428,200	
148		428,500	
149		428,900	
150		429,200	
151		429,500	
152		429,800	
153		430,100	
154		430,400	
155		430,700	
156		431,000	
157		431,300	
158		431,600	
159		431,900	
160		432,200	

	161		432,500			
	162		432,800			
	163		433,100			
	164		433,400			
	165		433,500			
再任用職員		225,500	268,900	297,800	326,500	405,600

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

義 務 教 育 諸 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,200	169,900	246,800	284,500	397,200
	2	155,700	172,000	249,300	287,100	398,600
	3	157,200	174,000	251,600	289,800	400,100
	4	158,700	176,200	253,900	292,300	401,600
	5	160,300	178,200	255,400	294,700	402,900
	6	162,200	180,400	257,600	297,000	404,300
	7	164,000	182,500	259,600	299,200	405,800
	8	165,700	184,700	261,800	301,300	407,300
	9	167,500	187,000	263,800	303,800	408,700
	10	169,600	189,800	265,800	306,200	410,100
	11	171,600	192,400	268,000	308,800	411,500
	12	173,600	195,100	270,100	311,400	412,700
	13	175,500	198,000	272,200	312,900	414,000
	14	177,700	199,600	274,200	314,800	415,400
	15	179,900	201,300	276,000	316,900	416,700
	16	182,000	203,000	278,000	319,100	418,100
	17	184,300	204,800	280,700	321,400	419,300
	18	186,900	206,500	283,100	323,400	420,600
	19	189,400	208,100	285,400	325,700	421,700
	20	191,800	209,700	287,500	327,800	423,000
	21	194,000	211,400	289,500	329,900	424,200
	22	195,700	213,200	291,700	332,000	425,200
	23	197,400	215,000	294,000	334,100	426,500
	24	199,000	216,600	296,500	336,200	427,800
	25	200,500	218,400	298,600	338,100	429,100
	26	202,200	220,300	301,000	340,000	430,200
	27	203,900	222,200	303,400	341,900	431,200
	28	205,500	224,000	305,700	343,900	432,300
	29	207,000	225,800	307,400	345,700	433,600
	30	208,500	228,100	309,600	347,500	434,600
	31	210,200	230,700	311,600	349,200	435,800
	32	211,700	233,300	313,800	351,000	436,900
	33	213,500	236,000	315,800	352,600	438,100
	34	215,200	238,700	317,900	354,300	438,900
	35	217,000	241,300	320,000	355,900	439,800
	36	218,500	243,700	322,000	357,700	440,500
	37	219,800	246,100	324,100	359,400	441,400
	38	221,300	248,500	326,100	360,900	442,100
	39	223,000	250,700	328,200	362,400	442,800
	40	224,700	252,900	330,400	363,900	443,600
	41	226,100	255,200	332,400	365,200	444,600
	42	227,800	257,500	334,500	366,500	445,300
	43	229,300	259,700	336,600	367,800	446,100
	44	230,800	261,800	338,700	369,400	446,900
	45	232,300	263,900	340,700	371,000	447,800
	46	233,600	266,000	342,600	372,300	448,500
	47	234,700	268,200	344,600	373,900	449,300
	48	235,900	270,200	346,500	375,400	450,100

	49	237,600	272,300	348,900	376,700	451,000
	50	238,900	274,300	350,800	378,200	451,700
	51	240,100	276,100	352,500	379,700	452,500
	52	241,500	277,800	354,400	381,000	453,300
	53	242,800	279,500	355,800	382,200	454,200
	54	244,100	281,600	357,500	383,500	455,000
	55	245,400	283,900	359,200	384,600	455,800
	56	246,500	286,300	360,700	385,700	456,500
	57	248,000	288,400	361,600	387,000	457,400
	58	249,100	290,800	363,100	388,200	
	59	250,200	293,100	364,500	389,400	
	60	251,300	295,700	365,900	390,600	
	61	252,800	298,000	367,000	391,800	
	62	254,100	300,400	368,300	392,800	
	63	255,500	302,800	369,700	394,100	
	64	256,600	305,100	371,000	395,400	
	65	258,000	307,300	372,200	396,600	
	66	259,400	309,500	373,500	397,700	
	67	260,900	311,500	374,700	398,800	
	68	262,500	313,700	376,000	399,900	
	69	263,200	315,700	377,300	400,900	
	70	264,700	317,800	378,400	401,900	
	71	265,800	319,900	379,700	402,900	
	72	267,100	321,900	381,000	403,800	
	73	268,100	324,000	382,300	404,800	
	74	269,100	326,100	383,100	405,500	
	75	270,400	328,200	384,200	406,200	
	76	271,700	330,400	385,200	406,900	
	77	273,000	332,300	386,200	407,600	
	78	274,200	334,000	387,000	408,200	
	79	275,300	335,900	388,100	408,900	
	80	276,500	337,600	389,200	409,600	
再任 用職 員以 外の 職員	81	277,700	339,300	390,000	410,400	
	82	278,800	341,000	390,700	411,100	
	83	279,900	342,700	391,600	411,800	
	84	281,100	344,400	392,500	412,400	
	85	282,300	345,800	393,300	413,000	
	86	283,400	347,200	394,100	413,500	
	87	284,400	348,700	394,900	414,100	
	88	285,600	350,100	395,700	414,800	
	89	286,800	351,500	396,300	415,500	
	90	287,900	352,800	397,000	416,100	
	91	289,000	354,200	397,700	416,700	
	92	290,100	355,500	398,400	417,200	
	93	290,900	357,000	399,000	417,700	
	94	291,800	358,300	399,700	418,200	
	95	292,800	359,500	400,400	418,800	
	96	294,000	360,700	401,200	419,400	
	97	295,000	361,700	401,900	419,900	
	98	296,100	362,700	402,700	420,400	
	99	297,000	363,600	403,400	420,900	
	100	298,100	364,600	404,200	421,500	
	101	299,000	365,500	404,800	422,000	
	102	300,100	366,500	405,500	422,500	
	103	301,100	367,500	406,200	423,100	
	104	302,100	368,400	406,900	423,700	

105	302,900	369,200	407,600	424,200
106	303,600	370,100	408,300	424,700
107	304,400	371,000	409,000	425,200
108	305,200	371,900	409,800	425,800
109	306,000	372,800	410,400	426,300
110	306,400	373,700	410,900	426,800
111	306,800	374,700	411,400	427,400
112	307,400	375,700	411,900	428,000
113	308,000	376,300	412,500	428,500
114	308,300	377,100	412,900	429,000
115	308,800	378,000	413,400	429,500
116	309,300	378,900	413,900	430,100
117	309,900	379,700	414,500	430,700
118	310,300	380,400	415,000	431,100
119	310,700	381,100	415,500	431,700
120	311,200	381,900	416,000	432,300
121	311,800	382,500	416,500	432,700
122	312,100	383,300	417,000	
123	312,600	384,000	417,500	
124	313,100	384,700	418,000	
125	313,700	385,200	418,600	
126	314,000	385,900	419,100	
127	314,300	386,400	419,600	
128	314,500	387,000	420,100	
129	314,800	387,700	420,600	
130	315,000	388,300	421,100	
131	315,300	388,800	421,600	
132	315,600	389,300	422,100	
133	315,800	389,600	422,700	
134	316,000	390,100	423,300	
135	316,200	390,700	423,700	
136	316,500	391,300	424,200	
137	316,800	391,900	424,800	
138	317,000	392,400		
139	317,300	393,000		
140	317,600	393,600		
141	317,800	394,000		
142	318,000	394,500		
143	318,300	395,000		
144	318,500	395,600		
145	318,800	396,100		
146	318,900	396,600		
147	319,200	397,100		
148	319,500	397,700		
149	319,800	398,200		
150	319,900	398,600		
151	320,200	399,100		
152	320,500	399,600		
153	320,800	400,200		
154	321,000	400,600		
155	321,300	401,100		
156	321,600	401,700		
157	321,800	402,300		
158	322,000	402,700		
159	322,300	403,100		
160	322,600	403,700		

	161	322,700	404,300			
	162	323,000	404,700			
	163	323,300	405,300			
	164	323,500	405,800			
	165	323,600	406,400			
	166		406,800			
	167		407,300			
	168		407,800			
	169		408,400			
	170		408,800			
	171		409,400			
	172		409,900			
	173		410,500			
	174		410,900			
	175		411,400			
	176		411,900			
	177		412,500			
	178		412,900			
	179		413,400			
	180		413,900			
	181		414,500			
	182		415,000			
	183		415,600			
	184		416,000			
	185		416,500			
再任用職員		228,300	264,600	289,500	316,700	397,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に9,200円を加算した額とする。

別表第6 (第3条関係)

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,900	196,000	226,700	256,300	303,600	341,600	373,100	409,900
	2	152,700	197,900	228,600	258,500	305,900	344,100	375,600	413,000
	3	154,500	199,900	230,500	260,600	308,200	346,600	378,200	416,100
	4	156,400	201,800	232,500	262,600	310,500	349,100	380,900	419,300
	5	158,100	203,500	234,200	264,800	312,700	351,400	383,600	422,300
	6	160,000	205,400	236,100	266,900	315,000	353,900	386,300	425,400
	7	161,900	207,400	238,000	269,100	317,300	356,400	389,000	428,500
	8	163,800	209,300	239,900	271,300	319,600	358,900	391,700	431,700
	9	165,600	211,000	241,800	273,300	321,900	361,400	394,200	434,700
	10	167,500	212,900	243,800	275,300	324,200	364,000	397,000	437,800
	11	169,400	214,900	245,800	277,300	326,500	366,500	399,800	440,900
	12	171,300	216,800	247,700	279,400	328,800	369,200	402,500	444,100
	13	173,100	218,500	249,800	281,600	331,100	371,800	405,300	447,200
	14	175,000	220,500	251,900	283,700	333,400	374,400	407,900	450,400
	15	176,900	222,400	254,000	285,700	335,700	377,000	410,600	453,600
	16	178,800	224,300	256,100	287,800	338,000	379,600	413,300	456,800
	17	180,600	226,100	258,300	289,900	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	182,500	228,200	260,300	292,000	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	184,400	230,300	262,300	294,100	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	186,300	232,300	264,400	296,200	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	188,100	234,100	266,600	298,200	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	190,000	236,100	268,700	300,300	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	191,900	238,100	270,700	302,400	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	193,800	240,200	272,800	304,500	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	195,600	242,200	274,900	306,400	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	197,500	244,200	277,000	308,400	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	199,400	246,100	279,100	310,400	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	201,300	248,100	281,200	312,400	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	203,100	250,100	283,200	314,500	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	205,000	252,000	285,200	316,500	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	206,900	253,900	287,200	318,500	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	208,800	255,900	289,200	320,500	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	210,600	257,800	291,100	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	212,500	259,700	293,100	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	214,400	261,500	295,100	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	216,300	263,400	297,100	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	218,100	265,400	298,900	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	220,000	267,300	300,800	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	221,900	269,200	302,700	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	223,900	271,100	304,600	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	225,600	273,000	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	227,500	274,800	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	229,300	276,700	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	231,300	278,600	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	233,100	280,600	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	234,900	282,400	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	236,800	284,300	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	238,600	286,300	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

再任
用職
員以
外の
職員

49	240,600	288,100	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
50	242,500	289,900	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
51	244,500	291,800	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
52	246,500	293,800	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
53	248,400	295,600	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
54	250,300	297,400	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
55	252,100	299,200	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
56	253,900	300,900	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
57	256,000	302,500	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
58	257,900	304,100	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
59	259,700	305,700	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
60	261,600	307,400	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
61	263,300	309,200	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
62	265,100	310,600	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
63	266,900	312,100	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
64	268,700	313,500	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
65	270,500	314,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
66	272,300	316,200	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
67	274,100	317,600	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
68	275,900	319,000	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
69	277,700	320,100	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
70	279,500	321,200	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
71	281,300	322,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
72	283,100	323,500	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
73	284,900	324,500	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
74	286,700	325,200	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
75	288,500	326,100	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
76	290,300	327,000	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
77	292,100	328,000	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
78	293,800	328,700	353,700	380,100	417,900	448,700		
79	295,500	329,600	354,300	380,600	418,500	449,200		
80	297,000	330,400	354,900	381,200	419,100	449,700		
81	298,600	331,200	355,600	381,700	419,500	450,300		
82	300,200	332,000	356,100	382,200	420,000	450,800		
83	301,700	332,800	356,700	382,700	420,500	451,300		
84	303,400	333,600	357,300	383,200	421,000	451,800		
85	305,000	334,400	357,700	383,800	421,500	452,400		
86	306,300	335,100	358,200	384,300	422,000			
87	307,500	335,800	358,700	384,800	422,500			
88	308,800	336,400	359,200	385,300	423,000			
89	310,000	337,000	359,700	385,800	423,500			
90	311,100	337,600	360,200	386,300	424,000			
91	312,200	338,300	360,700	386,800	424,500			
92	313,300	339,000	361,200	387,300	425,000			
93	314,200	339,500	361,500	387,700	425,500			
94	315,000	340,000	361,900	388,200	426,000			
95	315,900	340,600	362,400	388,700	426,500			
96	316,800	341,200	362,900	389,200	427,000			
97	317,500	341,700	363,200	389,600	427,500			
98	318,100	342,300	363,600	390,000	428,000			
99	318,700	342,900	364,000	390,400	428,500			
100	319,400	343,500	364,400	390,800	429,000			
101	319,900	343,900	364,900	391,300	429,500			
102	320,500	344,400	365,300	391,700	430,000			
103	321,100	345,000	365,700	392,100	430,500			
104	321,800	345,500	366,100	392,500	431,000			

105	322,300	346,100	366,600	393,000	431,400				
106	322,900	346,600	367,000	393,400					
107	323,500	347,200	367,400	393,800					
108	324,100	347,800	367,800	394,200					
109	324,600	348,300	368,200	394,700					
110	325,200	348,800	368,600	395,100					
111	325,800	349,400	369,000	395,500					
112	326,400	350,000	369,400	395,900					
113	326,900	350,500	369,800	396,400					
114	327,400		370,200	396,800					
115	328,000		370,600	397,200					
116	328,600		371,000	397,600					
117	329,000		371,400	398,100					
118	329,500		371,800	398,400					
119	330,100		372,200	398,700					
120	330,700		372,600	399,000					
121	331,100		373,000	399,400					
122	331,700		373,300	399,700					
123	332,300		373,600	400,000					
124	332,900		373,900	400,300					
125	333,200		374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員	209,100	215,900	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800	

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

第2条 川崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	373,000 円
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	395,000 円
2	455,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	329,000 円
2	365,000
3	393,000

第6条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第7条 川崎市特別職員給与条例(昭和23年川崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第8条 川崎市特別職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(平成3年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第10条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第11条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年川崎市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第12条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第13条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する

条例(平成16年川崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第14条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第15条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第16条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条及び第16条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(川崎市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第15条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第8条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付職員条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第6条第3項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付研究員条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて、平成29年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年11月30日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市条例第43号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例(平成20年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

規 則

川崎市学校給食センター条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年11月21日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市規則第72号

川崎市学校給食センター条例の一部の施行期日を定める規則

川崎市学校給食センター条例(平成29年川崎市条例第22号)(第2条の表中川崎市中部学校給食センターの項及び川崎市北部学校給食センターの項に限る。)の施行期日は、平成29年11月22日とする。

川崎市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月30日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市規則第73号

川崎市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市事業所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

多摩川管理事務所	川崎市中原区等々力 1番1号	
----------	-------------------	--

」

を

「

多摩川管理事務所	川崎市幸区東古市場 1番地	
----------	------------------	--

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第74号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

株式会社静岡銀行	溝ノ口支店	川崎市高津区溝口 1丁目7番7号
----------	-------	---------------------

」

を

「

株式会社静岡銀行	川崎支店	川崎市川崎区東田町 8番地
----------	------	------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年12月13日から施行する。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第75号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改

正する。

第8条の3第1項第1号中「100分の98.5」を「100分の108.5」に、「100分の170」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の91」を「100分の101」に、「100分の98.5」を「100分の108.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の83.5」を「100分の93.5」に改める。

第8条の4第1項各号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第568号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年11月16日から平成29年12月1日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月16日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	末長第105号線	川崎市高津区末長1丁目477番6先 川崎市高津区末長1丁目477番7先	2.73	23.53	
新	末長第105号線	川崎市高津区末長1丁目477番5先 川崎市高津区末長1丁目477番5先	3.36	23.53	

川崎市告示第569号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年11月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年11月16日から平成29年12月1日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月16日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
末長 第105号線	川崎市高津区末長1丁目477番5先	
	川崎市高津区末長1丁目477番5先	

川崎市告示第570号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項第6号に基づき、指定の一部の効力を停止しましたので、次のとおり告示します。

平成29年11月17日

川崎市長 福田紀彦

- (1) 事業者名 株式会社ピクセルケア
- (2) 事業所名 株式会社ピクセルケア
- (3) 事業所所在地 川崎市中原区新城5丁目7番5号
- (4) 処分内容 指定の一部の効力停止
(新規利用者受入停止3か月間)
- (5) 処分期間 平成30年1月1日から
平成30年3月31日まで
- (6) サービス種類 指定居宅介護支援

川崎市告示第571号

平成29年第4回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

平成29年11月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 日時 平成29年11月27日(月曜日) 午前10時
- 2 場所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第572号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年11月21日から平成29年12月6日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川高第75号線	川崎市高津区野川4006番4先 川崎市高津区野川4006番4先	16.00	18.13	
新	野川高第75号線	川崎市高津区野川4006番2先 川崎市高津区野川4006番1先	16.00 ~ 29.22	18.13	

川崎市告示第573号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年11月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用
自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第574号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年11月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定する区域
高津区末長三丁目1116番3の一部

(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

シス-1, 2-ジクロロエチレン

トリクロロエチレン

クロロエチレン

六価クロム化合物

シアン化合物

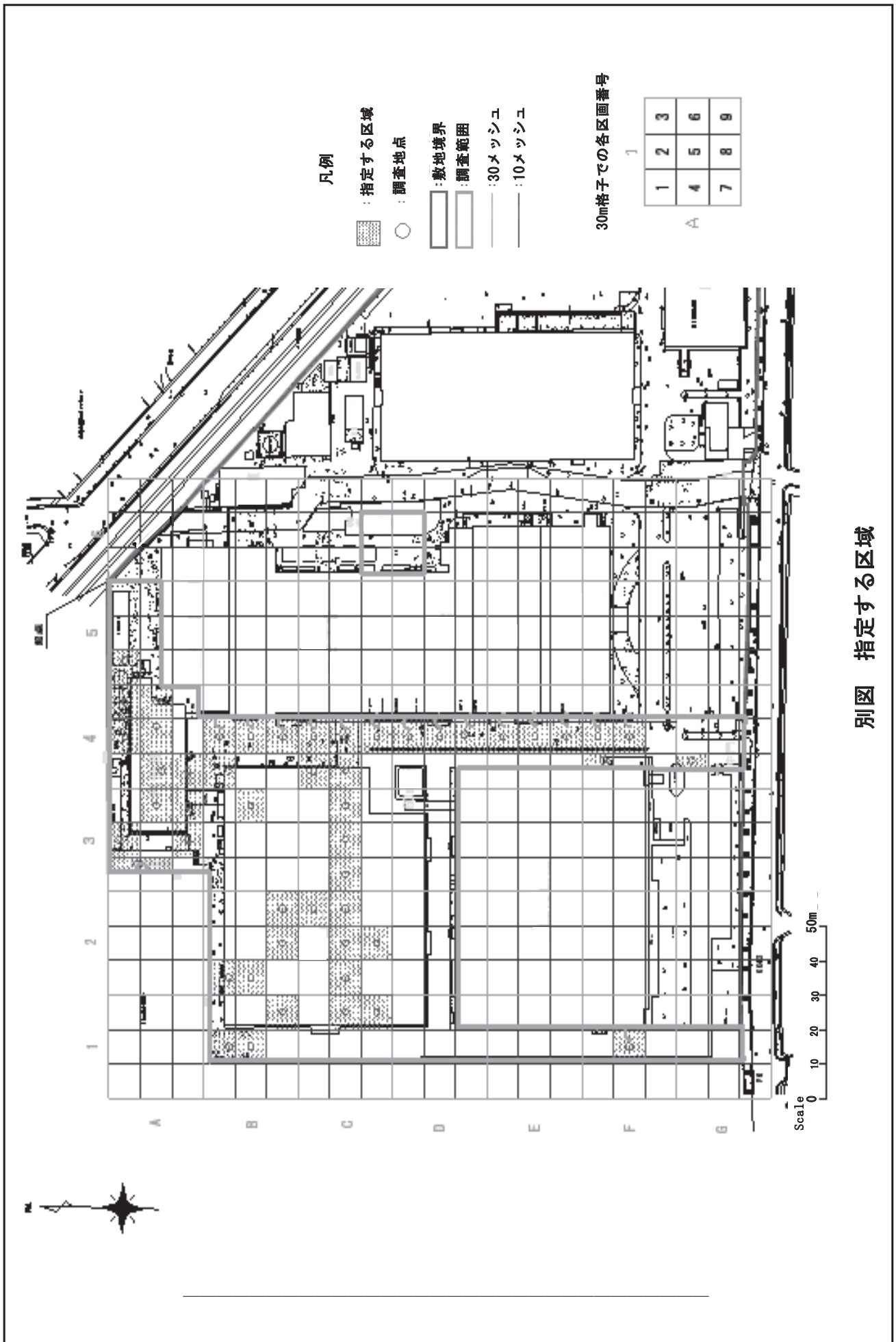
鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



別図 指定する区域

川崎市告示第575号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年11月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 指定する区域

川崎区塩浜四丁目5番1、5番2、5番3、5番14、5番15、5番16及び5番19の一部並びに5番4、5番5、5番6及び5番7

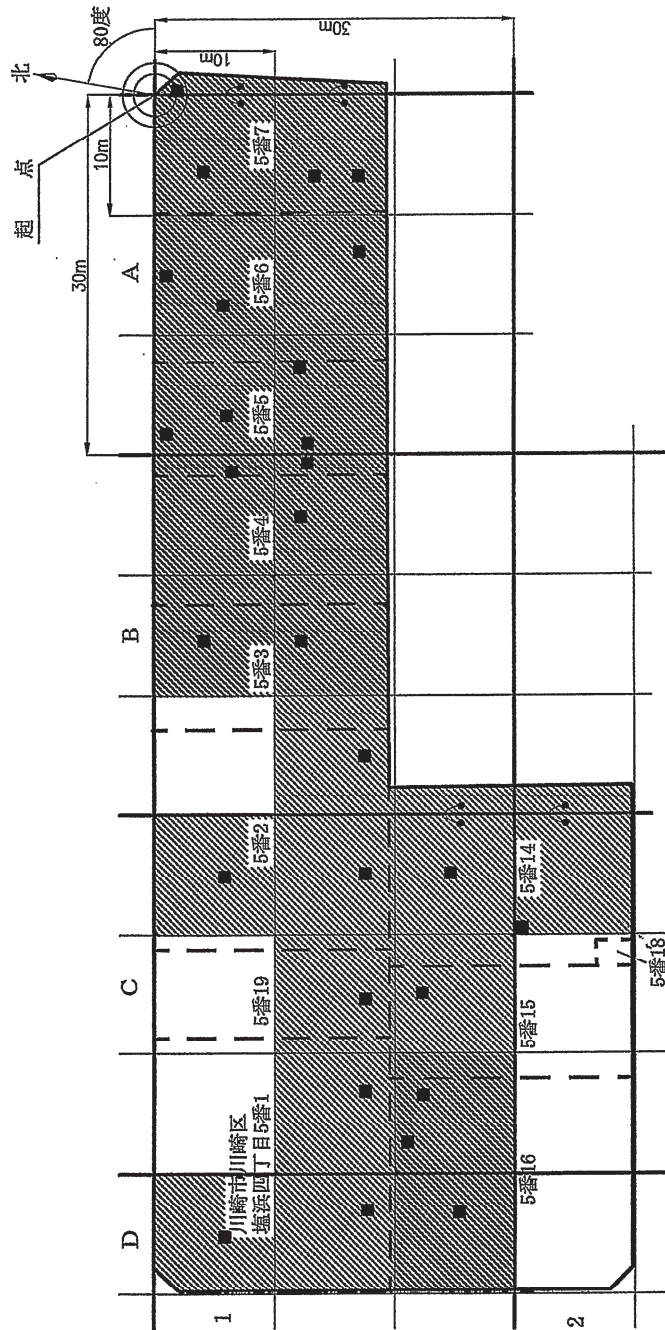
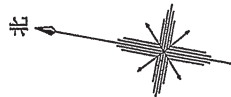
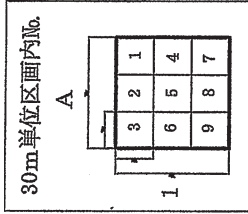
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物



- 対象地
- 敷地面積・2824.11㎡
- 筆境界
- 区画統合
- 指定する区域

別図 指定する区域

川崎市告示第576号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年11月24日から平成29年12月8日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	野川第144号線	川崎市宮前区野川1266番8先 ----- 川崎市宮前区野川1266番10先	1.82	26.62	
新	野川第144号線	川崎市宮前区野川1266番9先 ----- 川崎市宮前区野川1266番1先	6.00 ～ 9.45	26.62	
旧	野川第144号線	川崎市宮前区野川1266番10先 ----- 川崎市宮前区野川1268番4先	4.00	11.83	
新	野川第144号線	川崎市宮前区野川1266番1先 ----- 川崎市宮前区野川1268番1先	6.86	11.83	隅きりを含む

川崎市告示第577号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年11月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年11月24日から平成29年12月8日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第144号線	川崎市宮前区野川1266番9先 ----- 川崎市宮前区野川1266番1先	
野川第144号線	川崎市宮前区野川1266番1先 ----- 川崎市宮前区野川1268番1先	隅きりを含む

川崎市告示第578号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年11月24日から平成29年12月8日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	有馬第172号線	川崎市宮前区東有馬1丁目2455番19先 ----- 川崎市宮前区東有馬1丁目2475番56先	1.82	7.00	
新	有馬第172号線	川崎市宮前区東有馬1丁目2455番5先 ----- 川崎市宮前区東有馬1丁目2475番67先	6.00	7.00	

川崎市告示第579号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年11月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年11月24日から平成29年12月8日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
有馬第172号線	川崎市宮前区東有馬1丁目2455番5先 ----- 川崎市宮前区東有馬1丁目2475番67先	

川崎市告示第580号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年11月27日から平成29年12月11日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	世田谷町田	川崎市麻生区片平 3丁目1番1先 ----- 川崎市麻生区片平 3丁目1番1先	20.95 ～ 21.18	8.10	
新	世田谷町田	川崎市麻生区片平 3丁目200番18先 ----- 川崎市麻生区片平 3丁目200番18先	21.18 ～ 25.36	8.10	

川崎市告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年11月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年11月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年11月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年11月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年11月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年11月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第587号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年11月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場

所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- 自転車 2,500円
- 原動機付自転車 5,000円
- 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
- 印鑑
- 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第588号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成29年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
北島 和人	きたじま内科・ 脳神経クリニック	川崎市宮前区東有馬 5-1-2 メディカルプラザD 東有馬1F
相良 憲彦	さがらクリニック	川崎市宮前区有馬 5-19-7 中屋敷ビル2F 201
太田 篤	おおたクリニック	川崎市麻生区上麻生 6-31-1 ドウェルイナリヤマ1F

川崎市告示第589号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年11月30日から平成29年12月14日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	小杉町 第3号線	川崎市中原区小杉町 2丁目276番11先	10.65 ～ 10.70	23.73	
		川崎市中原区小杉町 2丁目276番11先			
新	小杉町 第3号線	川崎市中原区小杉町 2丁目276番1先	16.10 ～ 22.74	23.73	
		川崎市中原区小杉町 2丁目276番1先			

川崎市告示第590号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年11月30日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年11月30日から平成29年12月14日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
小杉町 第3号線	川崎市中原区小杉町2丁目276番1先	
	川崎市中原区小杉町2丁目276番1先	

川崎市告示第591号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

平成29年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

- (1) 個人情報ファイル(変更)
 - ア 市 長 2件
 - イ 教育委員会 6件
- (2) 個人情報ファイル(廃止)

ア 市 長 1 件
2 届出書
別紙のとおり (省略)

川崎市告示第592号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成29年11月30日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市 長 1 件

イ 交通事業管理者 1 件

(2) 外部提供

ア 市 長 5 件

イ 上下水道事業管理者 1 件

ウ 病院事業管理者 1 件

エ 消 防 長 2 件

2 届出書

別紙のとおり (省略)

川崎市告示第593号

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年川崎市条例第4号)第6条の規定に基づき、次のとおり人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表しましたので、同条例第7条の規定に基づき告示します。

平成29年11月30日

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 あおぞら定期修理
	履 行 場 所 請負社工場
	履 行 期 限 平成30年3月23日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登録されていること。
	(4) 本定期修理について、仕様書の内容を遵守し、確実に実施が可能であること。
	(5) 船舶の修理等について、平成19年4月1日以降に類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でも構いません。
	(6) 本定期修理後、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
	(7) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

川崎市長 福田紀彦

(別添略)

税 告 示

川崎市税告示第4号

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について(平成21年川崎市告示第91号)の一部を改正し、平成29年1月1日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

平成29年11月22日

川崎市長 福田紀彦

表中に次のように加える。

公益財団法人 川崎市市民自治財団 (川崎市中原区小杉町3丁目1番地 川崎市総合自治会館内)	左に掲げる者の主たる 目的である業務に関連 する寄附金
---	-----------------------------------

(別紙省略)

公 告

川崎市公告第608号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月17日

川崎市長 福田紀彦

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	平成29年12月26日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第609号

平成29年11月17日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	花園橋他1橋長寿命化修繕設計委託
	履行場所	川崎市宮前区宮前平1丁目1番地先他1箇所
	履行期限	平成30年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 主任技術者は、「技術士：建設部門(鋼構造及びコンクリート)」又は「RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)」のいずれかの資格を有すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年12月14日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	片平公園実施設計業務委託
	履行場所	川崎市麻生区片平5丁目27-1
	履行期限	平成30年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「造園部門」で登録されている者	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年12月14日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 一般国道409号(小杉工区)電線共同溝詳細設計委託
	履 行 場 所 川崎市中原区小杉御殿町2丁目地内
	履 行 期 限 平成30年3月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 主任技術者及び照査技術者は、「技術士：建設部門(道路)」又は「RCCM(道路部門)」のいずれかの資格を有すること。 なお、主任技術者と照査技術者は兼務できない。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成29年12月14日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 小杉陣屋町交差点改良詳細設計委託
	履 行 場 所 川崎市中原区等々力19番地先
	履 行 期 限 平成30年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 主任技術者は、「技術士：建設部門(道路)」又は「RCCM(道路部門)」のいずれかの資格を有すること。 (5) 担当技術者のうち最低1人は、「技術士：建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)」又は「RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋部門)」のいずれかの資格を有すること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成29年12月14日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎市内横断歩道橋補修詳細設計委託 (その2)
	履 行 場 所 川崎市内一円
	履 行 期 限 平成30年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 管理技術者は、次の要件を満たす者を配置すること。 ア 「技術士：建設部門（道路）」、「技術士：建設部門（鋼構造及びコンクリート）」、「RCCM（道路部門）」又は「RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）」のいずれかの資格を有すること。 イ 同種業務（横断歩道橋又は道路橋に関わる点検業務）又は類似業務（道路に関わる点検業務）において、平成24年度以降公示日までに履行完了した実績を有すること。</p> <p>(5) 点検技術者は、「国土交通省登録技術者資格」（施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：点検）を有する者を配置すること。 なお、「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成29年12月14日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 円筒分水水門改修検討業務委託
	履 行 場 所 川崎市高津区久地1丁目36番地先
	履 行 期 限 平成30年3月30日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「機械部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 現場代理人及び照査技術者は、「技術士：建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）」、「技術士（機械部門）」又は「RCCM（機械部門）」のいずれかの資格を有する者。 なお、現場代理人及び照査技術者は、兼務できない。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成29年12月14日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託 (その39)
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限	平成30年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年12月14日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第610号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第6条の4第1項の規定に基づき、次のとおり平成29年度地籍調査事業を変更し実施します。

平成29年11月17日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 神奈川県計画に基づく事業計画が公告された年月日
平成29年11月14日
- 2 調査を実施する者の名称
川 崎 市
- 3 調査地域
川崎市多摩区生田五丁目、六丁目の各一部
同 三田四丁目、五丁目の各一部
同 菅仙谷三丁目の一部
同 長沢一丁目、二丁目、三丁目の各一部
同 西生田一丁目、二丁目の各一部
同 南生田六丁目、七丁目の各一部
- 4 調査期間
平成29年5月29日から平成30年3月31日まで

川崎市公告第611号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道田尻町6号線道路補修 (打換) 工事
	履 行 場 所	川崎市中原区田尻町78番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで

告します。

平成29年11月17日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区栗平一丁目12番2
ほか2筆
1,687平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区高島一丁目1番2号
三井不動産レジデンシャル株式会社
執行役員横浜支店長 小西 英輔
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：13戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年3月31日
川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第205号

川崎市公告第612号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年12月5日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	中原区内市道川崎駅丸子線舗装道補修(歩道透水性)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区北谷町74番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年12月5日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区井田中ノ町17番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年12月5日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	塩浜陸橋下自転車等保管所補修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜2丁目2番地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>	

参加資格	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年12月5日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	小田7丁目公園耐震性貯水槽新設工事
	履行場所	川崎市川崎区小田7丁目3番地
	履行期限	契約の日から平成30年3月31日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。 	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年12月5日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	渋川整備工事
	履行場所	川崎市中原区木月2丁目19番地先
	履行期限	契約の日から平成30年3月31日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 	

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年12月5日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	市道菅生433号線道路改良工事
	履行場所	川崎市宮前区潮見台2番地先
	履行期限	契約の日から平成30年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年12月5日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第613号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成29年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者			設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借債(年額)	借債の方法	氏名又は名称	住所		
麻生区岡上 字池ノ谷戸837	畑	1,045	海老沢妙子	川崎市麻生区岡上238	貸借権	果樹畑	平成29年 12月1日	平成30年 11月30日	円 14,000	毎年11月末日までに貸手の口座に振込む。	農地所有適格法人 株式会社 クローバー 代表取締役 栗村昌昭	茨城県かすみがうら市上佐谷803	賃貸借	
	畑	2,100												

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第614号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区宇奈根648番
の一部 ほか5筆の一部
941平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市高津区宇奈根648番
河村 昶
- 3 予定建築物の用途
河原
計画戸数：18戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年8月29日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第70号
平成29年10月20日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第95号（変更）

川崎市公告第615号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	麻生区役所道路公園センター外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市麻生区古沢120番地
	履行期限	契約の日から平成30年3月30日まで
	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	建設業退職金共済制度に加入していること。
	(4)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
	(5)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。

平成29年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

築造主	川崎市宮前区土橋二丁目6番地17		
住所・氏名	株式会社 成建 代表取締役 浅川 聡		
道路位置の地名・地番	川崎市宮前区平五丁目889番21の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	14.89メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導第218号		指定年月日	平成29年11月21日

川崎市公告第616号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区菅稲田堤一丁目2909番1
の一部 ほか2筆
659平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区稲田堤一丁目3番21号
小山 志津夫
- 3 予定建築物の用途
保育園
計画戸数：1戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年10月12日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第88号

川崎市公告第617号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

参加資格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号044-200-2100
入札日時等	平成29年12月13日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	北部市場ほか1か所電力量計測設備更新工事
	履行場所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号ほか1か所
	履行期限	契約の日から平成30年3月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年12月13日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第618号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市幸区南加瀬二丁目126番

ほか4筆の一部

1,074平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋二丁目6番地17

株式会社 成建 代表取締役 浅川 聡

- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数:10戸

4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年9月1日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第71号

川崎市公告第619号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月24日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 災害用携帯トイレの購入
	履行場所 仕様書のとおり
	履行期限 平成30年3月16日
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(6) 平成19年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。</p> <p>(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。</p> <p>(8) この購入(製造)物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。</p>
参加資格	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	平成29年12月26日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 河川敷簡易水洗トイレ等の購入
	履行場所 仕様書のとおり
	履行期限 平成30年3月30日
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」に登録されていること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 平成19年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。</p> <p>(6) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。</p> <p>(7) この購入(製造)物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	平成29年12月26日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第620号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月24日

川崎市長 福田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託(その42)
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限	平成30年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年12月21日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	末長住宅新築第2号工事家屋事後調査委託
	履 行 場 所	川崎市高津区末長2丁目1045番2ほか
	履 行 期 限	平成30年3月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年12月21日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第621号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年11月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オダキューOX読売ランド店
川崎市多摩区生田2026
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小田急電鉄株式会社
東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

(変更前)

区分	氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住所
— —	小田急商事株式会社	代表取締役 藤波 教信	東京都世田谷区経堂二丁目1番33号
変更2、3 代表者及び住所	株式会社京樽	代表取締役 山下 昌三	東京都中央区日本橋三丁目13番5号 KDX日本橋313ビル
変更4 住所	株式会社グリーンハウスフーズ	代表取締役 田沼 千秋	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

(変更後)

区分	氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住所
— —	小田急商事株式会社	代表取締役 藤波 教信	東京都世田谷区経堂二丁目1番33号
変更2、3 代表者及び住所	株式会社京樽	代表取締役 山下 昌三	東京都中央区日本橋人形町二丁目7番5号
変更4 住所	株式会社グリーンハウスフーズ	代表取締役 田沼 千秋	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
変更5 新規出店	株式会社キャンドウ	代表取締役 城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

代表取締役 星野 晃司

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

区分	代表者氏名
変更1 代表者氏名	代表取締役 山木 利満

(変更後)

区分	代表者氏名
変更1 代表者氏名	代表取締役 星野 晃司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 4 変更の年月日
 変更1 平成29年4月1日
 変更2 平成26年3月1日(代表者)
 変更3 平成24年3月23日(住所)
 変更4 平成26年2月24日
 変更5 平成29年11月3日
- 5 変更する理由
 変更1 建物設置者の代表者が変更になったため
 変更2 小売業を行う者の代表者が変更になったため
 変更3 小売業を行う者の住所が変更になったため
 変更4 小売業を行う者の住所が変更になったため
 変更5 新規出店のため
- 6 届出の年月日
 平成29年11月14日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
 経済労働局産業振興部商業振興課
 (川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
 平成29年11月24日から平成30年3月24日の午前8時30分から午後5時。
 ただし、土曜日、日曜日、休日、12月29日、1月2日及び1月3日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 平成30年3月24日
 川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第622号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年11月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アトレ川崎
 川崎市川崎区駅前本町26番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社アトレ
 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
 代表取締役 一ノ瀬 俊郎
 東日本旅客鉄道株式会社
 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
 代表取締役 富田 哲郎
- 3 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) 名 称 株式会社アトレ
 代表者 代表取締役 石司 次男
 住 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
 (変更後) 名 称 株式会社アトレ
 代表者 代表取締役 一ノ瀬 俊郎
 住 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ワイズマート	代表取締役社長 吉野 秀行	千葉県浦安市当代島1-2-25
堂本製菓株式会社	代表取締役 堂本 典子	神奈川県川崎市川崎区元木1-2-4
トムケア有限会社	代表取締役 今村 努	東京都東村山市秋津町4-40-47

他計136者

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ワイズマート	代表取締役社長 吉野 秀行	千葉県浦安市当代島1-2-25
トムケア有限会社	代表取締役 今村 努	東京都東村山市秋津町4-40-47
株式会社アントステラ	代表取締役社長 吉川 洋一	東京都渋谷区渋谷3-3-5 NBF渋谷イースト3F

他計108者

- 4 変更の年月日
 - (1) 平成29年6月29日
 - (2) 平成29年11月4日
- 5 変更した理由
 - (1) 設置者の代表者変更のため
 - (2) 小売業者に変更が生じたため
- 6 届出の年月日

平成29年11月17日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成29年11月24日から平成30年3月24日の午前8時30分から午後5時。
ただし、土曜日、日曜日、休日、12月29日、1月2日及び1月3日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先

平成30年3月24日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第623号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年11月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区菅生2丁目1981番16
ほか11筆の一部(第1工区)
1,491平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋二丁目6番地17
株式会社 成建 代表取締役 浅川 聡
- 3 予定建築物の用途

一戸建て住宅
計画戸数:41戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成28年11月22日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第127号

川崎市公告第624号

入 札 公 告
平成29年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 入札件名

健康安全研究所安全キャビネット点検業務
 - (2) 履行場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター2階
川崎市健康安全研究所
 - (3) 履行期間

平成30年2月1日から平成30年3月31日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 入札期日において、川崎市「平成29・30年度 川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種名「その他業務」に登載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 過去5か年に、安全キャビネット点検業務委託契約の実績があること。
- 3 競争入札参加申込み及び仕様書について

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

 - (1) 提出場所

〒210-0821
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター2階
川崎市健康安全研究所
電 話 044-276-8250
F A X 044-288-2044
E-mail 40eiken@city.kawasaki.jp
 - (2) 提出期間

平成29年11月27日から12月1日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
 - (3) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込書
 - イ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し等)
 - (4) 提出方法

持参に限ります。
 - (5) 競争入札参加申込書及び仕様書の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書並びに仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」(<http://>

www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

平成29年12月5日 午後5時

ただし、川崎市「平成29・30年度 川崎市業務委託有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、平成29年12月6日までに電子メールで配信します。

(2) 交付場所

「3(1)提出場所」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成29年12月6日から平成29年12月8日までとします。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く、午前8時30分から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により送付してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にてご連絡ください。)

ア 持参

「3(1)提出場所」に同じ。

イ 電子メール

40eiken@city.kawasaki.jp

ウ FAX

044-288-2044

(5) 回答方法

質問があった場合、平成29年12月12日に競争参加資格を有するとして一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2 競争入札参加資格に関する事項」

の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったと

き。

(2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 入札は税抜きで総額で行います。

ウ その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書の提出日時

平成29年12月14日 午後3時

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

「7(2)ア 入札書の提出日時」に同じ。

イ 開札場所

「7(2)イ 入札書の提出場所」に同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のないものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、川崎市契約規則第32条の定めるところにより、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払い金の要否

前払い金はありません。

- (3) 契約書作成の要否
必要とします。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口「3(1)提出場所」に同じ。
- (3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第625号

「保育の仕事 就職・復職支援研修」業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成29年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件名 「保育の仕事 就職・復職支援研修」
- (2) 委託期間 契約締結日から平成30年3月23日(金)
- (3) 履行場所 専修大学サテライトキャンパス
- (4) 業務概要

本研修事業は、次に掲げる者を主な対象とし、今日の保育現場で求められる実践的な知識・技術を習得するための研修を実施することで、保育現場への就職・復職に際して抱える不安を解消し、もって円滑な就職・復職を支援するものである。

- ア 保育業務を離職して一定の期間を経た潜在保育士
- イ 保育士試験の新規合格者
- ウ 来春に保育士養成施設の卒業を控える者
- エ 保育や子育て支援の実践に関心の高い市民・学生

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 過去5か年度間のいずれかにおいて、潜在保育士や保育士試験の新規合格者を対象とする研修又は講習の事業実績を有するか、これに類する事業の実績を有する者であること
- (2) 法人格を有する者であること
- (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中にあたる者でないこと
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中にあたる者でないこと
- (5) 平成29・30年度川崎市競争入札参加有資格者名簿に登録される者であること

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされる者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされる者でないこと
- (7) 団体又はその代表者につき、市民税、法人税、消費税及び地方消費税滞納の事実が無い者であること
- (8) 法人代表者及び役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定める暴力団員にあたる者でないこと

3 提案者の特定基準

- (1) 業務目的の理解度
- (2) 企画提案の視点・工夫
- (3) 事業実績
- (4) 事業実施体制
- (5) 提案内容の実行可能性
- (6) 専門的知見・能力
- (7) 経費積算の妥当性

4 担当部局

川崎市こども未来局子育て推進部事業調整・待機児童対策担当

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話(直通)044-200-3705

FAX044-200-3933

メールアドレス 45taiki@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 交付期間 平成29年11月27日(月)から12月4日(月)まで
(土曜日、日曜日を除く。)
- (2) 交付場所 4の担当部局
(川崎市役所第3庁舎14階)

6 公募型企画提案参加意向申出書の受付の期間、場所、提出方法及び提出書類

- (1) 受付期間 平成29年11月27日(月)から12月4日(月)まで
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(最終日午後3時必着)
- (4) 提出書類(各1部)

参加意向申出書兼誓約書(第1号様式)、法人の定款、役員名簿、平成29年度予算書、平成28年度決算書、事業実績報告書(※2の(1)の実績を含むものであって、過去5か年度以内のもの)、法人概要(パンフレット可)

7 公募型企画提案参加資格確認結果通知書の交付

6により、参加意向申出書を提出した者には、次のとおり、当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書(第2号様式)を交付します。

- (1) 交付日 平成29年12月7日(木)

(2) 交付方法 電子メールによる

8 企画提案書の受付の期間、場所、提出方法及び提出書類

(1) 受付期間 平成29年12月7日(木)から13日(水)まで

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送(最終日午後1時必着)

(4) 提出書類(各10部)

企画提案書(第3号様式)、法人概要、過去2か年度の事業実績報告書、平成28年度決算書、平成29年度予算書、所要経費概算見積書、法人概要(パンフレット可)

9 企画提案内容に係るヒアリング実施日時及び会場

(1) 実施日時 平成29年12月20日(水)発注者の指定する時間(実施日は変更となる可能性あり)

(2) 会 場 発注者の指定する場所

10 手続きにおいて使用する言語及び通貨

(1) 言 語 日本語

(2) 通 貨 日本通貨

11 契約書作成の要否

要する

12 関連情報を入手するための照会窓口、受付期間

(1) 照会窓口 4の担当部局と同じ

(2) 受付期間 平成29年12月12日(火)まで
(各日午前9時から午後4時まで)

13 企画提案に関する質問の受付窓口、受付期間、受付方法

(1) 受付窓口 4の担当部局と同じ

(2) 受付期間 平成29年12月7日(木)から12日(火)まで(各日午前9時から午後4時まで)

(3) 受付方法 実施要領と併せて交付する質問書(第4号様式)を用い、4の担当部署あて持参又は電子メールにより提出すること

14 その他

(1) 提案書の作成及び提案のために要する費用負担について

提案書の作成及び提出のために要する費用の一切について、プロポーザル参加者の負担とします。

(2) 選定結果の発表日等

平成29年12月22日(金)の予定とし、選定結果通知書(第5号様式)により、全ての参加者に通知します。結果に関して、電話等による問い合わせには応じられません。

川崎市公告 第626号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 王禅寺処理センター中長期緑地管理計画策定業務委託

(2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地

(3) 履行期間 契約日から平成32年3月19日(木)まで

(4) 業務概要 王禅寺処理センターでは「川崎市環境影響評価に関する条例」に準じて実施した環境影響評価の結果を踏まえ、緑地の供用開始から概ね3年後の平成31年度に事後調査を行う計画です。

本業務では、この事後調査に向けて環境影響評価書で示した「緑の適切な保全・回復・育成」が図られるよう、これまでの維持管理状況の調査や現地踏査を実施したうえで、3年後の事後調査までにおける中期的な維持管理計画を策定すると共に、3か年の業務期間を通して計画の進捗確認をしていきます。加えて、事後調査後においても同書緑化計画の基本方針で示した緑の保全・創出・育成を進めていくための長期的な維持管理に関する基本計画を策定し、「中長期緑地管理計画」として取りまとめを行うものです。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」種目「造園部門」に登録されていること。

(4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、緑地管理計画策定業務委託の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地

王禅寺処理センター

技術係 眞鍋、梶、斎藤

電 話 044-966-6135

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

平成29年11月27日(月)から平成29年12月1日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効)

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、

次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 平成29年12月8日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成29年12月8日(金)から平成29年12月14日(木)9時から17時まで(日曜及び12時から13時の間は除く)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-951-0314

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成29年12月18日(月)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて

行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成29年12月20日(水)10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地王禅寺処理センター3階会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする。)

(5) 入札保証金 要
ただし、川崎市契約規則第9条に該当する場合は免除いたします。

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 要(契約額の10%)
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第627号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月27日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	大島住宅提供公園整備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大島4丁目4番6
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	
参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年12月11日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 本調達は、契約締結後、平成30年第1回川崎市議会定例会における議決に基づき工期の変更(平成30年5月10日限り)を行う予定です。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	万福寺大橋橋梁長寿命化修繕工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区万福寺1丁目16番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年12月11日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩川サイクリングコース(菅稲田堤地区)延伸工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区菅稲田堤2丁目地内ほか
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年12月11日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩川緑地上平間駐車場整備工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上平間地内
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年12月11日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第628号

入 札 公 告

平成29年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

海底トンネル通信及びラジオ再放送設備保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町9-9ほか

(3) 履行期間

契約日から平成30年3月23日まで

(4) 業務概要

海底トンネルの情報伝達装置である拡声放送、ラジオ再送信、通信設備を正常かつ良好に維持するために保守点検を行う。

・拡声放送設備保守点検

拡声放送架・操作卓保守点検

ホーンスピーカ保守点検

・ラジオ再送信設備保守点検

・通信設備保守点検

共用装置架保守点検

無線端子箱保守点検

誘導線・漏洩同軸ケーブル点検清掃

詳細については、「海底トンネル通信及びラジオ再放送設備保守点検業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。

(4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。

(5) トンネル内に設置されている本件対象となる設備の保守点検業務実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成29年11月27日(月)から平成29年12月1日(金)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ トンネル内に設置されている本件対象となる設備の保守点検業務実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有することを証する書類

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において平成29年11月27日(月)から平成29年12月1日(金)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

平成29年12月7日(木)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、平成29年12月7日(木)に入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成29年12月8日(金)午前9時から平成29年12月11日(月)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

平成29年12月13日(水)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年12月15日(金)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第629号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区野川字南耕地2606番3

ほか2筆の一部

1,407平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市港北区高田東一丁目28番2号

柏倉工業 株式会社 代表取締役 柏倉 さわ子

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：9戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成28年12月19日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第146号

平成29年 2月 6日
川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第169号 (変更)

川崎市公告第630号

川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分
について

次の川崎市営住宅等敷地内にある放置自動車は、平成29年12月12日までに撤去されない場合は、本市が処分することを公告します。

平成29年11月28日
川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 放置されている場所 (住宅名)
初山市営住宅
- 2 放置自動車の台数
バイク 1台

川崎市公告第631号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年11月29日
川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区王禅寺西四丁目2408番1
ほか8筆の一部
2,963平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都国分寺市本町四丁目12番22号
株式会社 エイゼット 代表取締役 外菌 輝美
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅・長屋
計画戸数: 11戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年 9月15日
川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第82号

川崎市公告第632号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成29年11月29日
川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 南部生活環境事業所ボイラ設備補修工事
	履行場所 川崎市川崎区塩浜4丁目11番9号
	履行期限 契約の日から平成30年3月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備 (川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者 (業種「管」) を配置できること。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年12月13日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	津田山保育園外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区下作延5丁目1番10号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月23日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。 (11) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年12月18日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	久末住宅新築第2号エレベータ設備工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久末字後谷332-1の一部他
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月22日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 川崎市発注のエレベータ設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年12月18日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	浮島処理センター空気調和設備補修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浮島町509番地 1
	履 行 期 限	契約の日から平成30年 3月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年12月13日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	港湾作業員詰所c・d棟解体撤去工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町24番3号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年 3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。ただし、平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る建設業の許可でも可とします。 (10) 主任技術者(業種「解体」)を配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者(業種「とび・土工」)の資格を有する者でも可とします。 (11) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。	

	(12) 同一敷地内で木造延床面積300㎡以上の解体工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年12月18日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	白山保育園屋根改修その他工事
	履行場所	川崎市麻生区白山4丁目2番1号
	履行期限	契約の日から平成30年3月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年12月18日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第633号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第50条の15第1項の規定に基づき市街地再開発事業の終了を認可したので、同条第2項において準用する同法第50条の8第1項の規定により次のとおり公告します。

平成29年11月29日

川崎市長 福田紀彦

- 1 再開発会社の名称
鹿島田駅西部地区再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称
第一種市街地再開発事業
鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間
施行認可の公告の日から平成29年11月

- 4 施行地区
川崎市幸区鹿島田一丁目の一部
- 5 施行認可の年月日
平成20年2月1日
- 6 市街地再開発事業の終了の認可の年月日
平成29年11月29日

川崎市公告第634号

川崎駅西口開発計画に係る条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第1項の規定に基づく条例見解書の提出がありましたので、同条例第22条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第19条で定める事項について次のとおり公告します。

平成29年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

条例見解書について

- 1 指定開発行為者
所在地：神奈川県横浜市西区平沼1丁目40番26号
名 称：東日本旅客鉄道株式会社
代表者：執行役員 横浜支社長 渡利 千春
- 2 指定開発行為の名称及び種類
(1) 名称
川崎駅西口開発計画
(2) 種類
高層建築物の新設（第1種行為）
商業施設の新設（第3種行為）
大規模建築物の新設（第1種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市幸区大宮町1番地5外
- 4 指定開発行為の目的及び内容
(1) 目的
業務・宿泊・商業施設
(2) 内容
開発区域面積：約12,400㎡
建築面積：約11,150㎡
延べ面積：約136,500㎡
建物高さ：約131m（洞屋等を含む最高高さ約143m）
- 5 指定開発行為の施行期間
着手予定：平成30年5月
完了予定：平成34年7月
- 6 条例見解書の要旨
第1章 指定開発行為の概要
第2章 環境影響評価の経過
第3章 市民意見の概要と指定開発行為の見解
第4章 関係地域の範囲

- 7 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

- (1) 期間
平成29年11月30日（木）から平成29年12月14日（木）まで
土曜日及び日曜日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。
- (2) 場所
川崎市：川崎区役所、幸区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
横浜市：鶴見区役所区政推進課及び環境創造局環境影響評価課
- (3) 時間
川崎市：午前8時30分から午後5時まで
横浜市：鶴見区役所 午前8時45分から午後5時まで
環境影響評価課 午前8時45分から午後5時15分まで

川崎市公告第635号

（仮称）川崎区東扇島物流施設開発事業に係る条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第32条に定める事項について次のとおり公告します。

平成29年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価書について

- 1 指定開発行為者
所在地：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
名 称：東扇島プロパティ-特定目的会社
代表者：取締役 松澤 和浩
- 2 指定開発行為の名称及び種類
(1) 名称
（仮称）川崎区東扇島物流施設開発事業
(2) 種類
大規模建築物の新設（第2種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市川崎区東扇島7-1 他
- 4 指定開発行為の目的及び内容
(1) 目的
物流施設の建設
(2) 内容
延べ面積：約299,950㎡
- 5 指定開発行為の施行期間

着手予定：平成29年11月
完了予定：平成36年9月

6 条例評価書の要旨

- 第1章 指定開発行為の概要
- 第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性
- 第3章 環境影響評価項目の選定等
- 第4章 環境影響評価
- 第5章 環境保全のための措置
- 第6章 環境配慮項目に関する措置
- 第7章 環境影響の総合的な評価
- 第8章 事後調査計画
- 第9章 関係地域の範囲
- 第10章 条例準備書に対する市民意見等の概要
- 第11章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解
- 第12章 その他

7 条例環境影響評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

- (1) 場所
川崎区役所、川崎区役所大師支所、環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
- (2) 期間
平成29年11月30日（木）から
平成30年1月4日（木）まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- (3) 時間
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第636号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区上麻生二丁目471番18
ほか8筆の一部
1,961平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区高島一丁目1番2号
三井不動産レジデンシャル株式会社
執行役員 横浜支店長 小西 英輔
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：10戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年10月17日

川崎市指令 ま建管宅地（イ）第100号
平成29年4月12日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第3号

川崎市公告第637号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中区井田2丁目1272番1
ほか6筆の一部
3,433平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市病院事業管理者 堀内 行雄
- 3 予定建築物の用途
病院
計画戸数：1戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成21年4月10日
21 川ま情第55号
平成22年1月28日
21 川ま情第2161号（変更）
平成26年12月19日
26 川 ま建管 第2674号（変更）
平成27年12月25日
27 川 ま建管 第2502号（変更）
平成28年7月4日
28 川 ま建管 第927号（変更）
平成28年10月28日
28 川 ま建管 第1945号（変更）
平成29年2月7日
28 川 ま建管 第3041号（変更）
平成29年5月10日
29 川 ま建管 第351号（変更）
平成29年6月29日
29 川 ま建管 第926号（変更）
平成29年11月10日
29 川 ま建管 第1892号（変更）
平成29年11月17日
29 川 ま建管 第2094号（変更）

川 崎 市 公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第355号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市中央卸売市場北部市場の電気需給に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市宮前区水沢1-1-1
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 9,509,288キロワット時

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登録されていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成29年12月28日までに行うこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともにアフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 調達される電気の品質及び数量の変更について、本市の求めに応じて速やかに対応できること。
- (7) 事故発生時緊急対応が必要な場合に、対応可能な体制が整備されていること。
- (8) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書及び安定供給確約書の配布

- (1) 配布場所
川崎市中央卸売市場北部市場管理課
〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1
電話 044-975-2216
メールアドレス 28hokan@city.kawasaki.jp

- (2) 配布書類

競争参加申込書及び安定供給確約書

- (3) 配布期間

平成29年12月14日(木)から平成29年12月26日(火)まで、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

※平成29年12月14日(木)午前9時から平成29年12月22日(金)午後4時までに文書(郵送又はword等で作成したものをメールに添付でも可)により申し出た者は、メールで競争参加申込書を送付します。

4 競争参加申込書及び安定供給確約書の提出

- (1) 提出方法 持参又は郵送

- (2) 提出場所

川崎市中央卸売市場北部市場管理課
〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1
電話 044-975-2216

- (3) 提出書類

競争参加申込書及び安定供給確約書

ただし安定供給確約書は提出を義務付けるものではなく、また、提出の有無がこの入札において有利もしくは不利になるものではありません。

- (4) 提出期間

持参の場合は、平成29年12月14日(木)から平成29年12月28日(木)まで、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

郵送の場合は、平成29年12月14日(木)から平成29年12月28日(木) 午後4時必着

5 入札説明書の縦覧

- (1) 縦覧場所

川崎市中央卸売市場北部市場管理課
〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1
電話 044-975-2216

- (2) 縦覧期間

平成29年12月14日(木)から平成29年12月28日(木)まで、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

6 入札説明書の配布

- (1) 配布場所

川崎市中央卸売市場北部市場管理課
〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1

電話 044-975-2216

メールアドレス 28hokan@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

平成29年12月14日(木)から平成29年12月28日(木)まで、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

※平成29年12月14日(木)午前9時から平成29年12月22日(金)午後4時までに文書(郵送又はword等で作成したものをメールに添付でも可)により申し出た者は、メールで競争参加申込書と共に入札説明書を送付します。

7 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。(平成29年12月14日(木)午前9時から平成29年12月28日(木)午後4時までに文書(郵送又はword等で作成したものをメールに添付でも可)により申し出た者は、メールで競争参加資格確認通知書を送付します。)

- (1) 交付場所 3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成30年1月10日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

8 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、競争参加資格を喪失します。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

- (1) 入札方法 持参又は郵送
- (2) 入札書の提出
持参の場合は、平成30年2月2日(金)午前11時
なお、郵送の場合は平成30年2月1日(木)午後4時必着

- (3) 入札書の提出場所
川崎市中央卸売市場北部市場第1会議室
(管理事務所棟3階)
なお、郵送の場合は川崎市中央卸売市場北部市場管理課施設維持係

- (4) 入札保証金 免除
ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実に認められるとき。

- (5) 開札の日時 平成30年2月2日(金)午前11時
- (6) 開札の場所 9(3)に同じ
- (7) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (8) 入札の無効
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札はこれを無効とします。

10 契約手続等

- (1) 契約保証金
入札金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ
- (4) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Electricity 9,509,288kwh to use at Hokubu-Shijo
- (2) Time-limit for tender:
11:00A.M., February, 2, 2018
- (3) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Hokubu-Shijo Central Wholesale Market
Economic and labor affairs bureau
1-1, Mizusawa-1chome, Miyamae-ku
Kawasaki, Kanagawa 216-8522, Japan
TEL:044-975-2216

川崎市公告(調達)第356号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 社会科副読本「くらしとごみ」作製等業務委託
- (2) 履行場所 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月19日まで

(4) 業務内容

「社会科副読本「くらしとごみ」(以下「くらしとごみ」という。)及び「社会科副読本「指導用手引」(以下「手引き」という。)の作製及び納入に関する業務

2 競争参加資格

入札に参加を希望するものは、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市競争参加資格審査申請書により、業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」に登録していること。
- (3) 過去5年間に、本委託業務と同等の契約実績を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布・提出場所 川崎市環境局生活環境部
減量推進課(第3庁舎16階)
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2580
- (2) 配布・提出期間 平成29年12月12日から平成29年12月15日 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 提出方法 持参

4 業務仕様書類の閲覧及びデータの貸出

次により業務仕様書類を閲覧することができます。また、必要な場合、市から提供するイラストレーター等のデータをCD-Rにより貸出します。

- (1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ
- (2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

5 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業務名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成29年12月20日
午前10時から午後4時まで
(正午から午後1時までを除く。)

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ。
- (2) 問い合わせ期間 平成29年12月21日から平成29年12月27日
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時まで、土曜日・日曜日及び祝日は除く。)
- (3) 問い合わせ方法 入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に提出してください。
- (4) 質問受け付け方法 持参、電子メールによる。
アドレス 30genryo@city.kawasaki.jp
- (5) 回答方法 平成30年1月5日までに一般競争入札参加資格通知書の交付を受けた者へ文書(電子メールまたはFAX)で送付します。なお、一般競争入札資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。
- (2) 入札の日時 平成30年1月10日 午前10時30分
- (3) 入札の場所 川崎市役所第3庁舎16階環境局会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 開札の日時 上記8(2)に同じ
- (6) 開札の場所 上記8(3)に同じ
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)で閲覧できます。

10 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第357号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
四谷小学校防災備蓄倉庫賃貸借契約
- (2) 納入場所
川崎市川崎区四谷下町4-1
- (3) 納入期間
平成30年3月31日から平成35年3月30日
- (4) 調達概要
詳細は入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の締切日において、平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、かつBもしくはAの等級に格付けされていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間に以内に官公庁において、賃貸借に関する同程度の規模の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書、2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室
地域防災・要援護者支援強化担当
電 話 044-200-3553(直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日から12月18日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。ただし、閉庁日を除きます。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 通知書交付日

平成29年12月20日まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」-「入札情報」の「委託」-「入札公表・財政局」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成29年12月11日から12月25日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。ただし、閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール及びF A Xによります。

電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

F A X 044-200-3972

(5) 回答方法

平成29年12月27日に、一般競争入札参加資格確認

通知書の交付を受けた者へ電子メール又は、FAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。月額賃貸借料(税抜きで1円未満を切り捨てた額)を月数(60か月)で乗じる方法で見積り額を記載してください。また、月額の賃貸料は一月の最大日数31で割り切れる額で記載ください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(月額の8%(1円未満切捨て)を月数(60か月)で乗じたもの)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年1月4日(木)午後2時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手續き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免

除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」－「契約関係規定」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報入手するための窓口は、3(1)に同じです。

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)

川崎市公告(調達)第358号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成30～32年度川崎市立戸手小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立戸手小学校

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

(2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと
- a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること
- b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと
- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
〔学校給食〕：桧垣・小林担当
電 話：044-200-3299 (直通)
F A X：044-200-2853
E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。
- 4 資料の縦覧
3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。
- 5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付
3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

- (1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。
- (2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
- (1) 問い合わせ先
3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はF A Xしてください。また、メール及びF A X後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。
- (2) 受付期間
平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)
- (3) 回答予定日
平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メール又はF A Xにて回答
- (4) その他
ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。
イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。
- 7 競争入札参加資格の喪失
競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札の方法
ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参すること。
イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。
ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月24日（水）13時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告（調達）第359号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成30～32年度川崎市立下小田田小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立下小田田小学校

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと

- (2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと
- a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること
- b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと
- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
〔学校給食〕：桧垣・小林担当
電話：044-200-3299(直通)
FAX：044-200-2853
E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。
- 4 資料の縦覧
3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。
- 5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付
3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年

12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

- (1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。
- (2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
- (1) 問い合わせ先
3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。
- (2) 受付期間
平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)
- (3) 回答予定日
平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答
- (4) その他
ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。
イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。
- 7 競争入札参加資格の喪失
競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札の方法
ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるるため必ず持参すること。
イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。
ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入

札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月24日（水）14時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号

川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特

定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告（調達）第360号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成30～32年度川崎市立犬蔵小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立犬蔵小学校

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと
 - (2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
 - (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること
 - (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること
 - (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと
 - a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること
 - b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと
 - (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
〔学校給食〕：桧垣・小林担当
電 話：044-200-3299(直通)
F A X：044-200-2853
E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。
- 4 資料の縦覧

- 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。
- 5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付
- 3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。
- また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。
- (1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。
 - (2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
- (1) 問い合わせ先
3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はF A Xしてください。また、メール及びF A X後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。
 - (2) 受付期間
平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)
 - (3) 回答予定日
平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メール又はF A Xにて回答
 - (4) その他
ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。
イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手續等
- (1) 入札の方法
ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参すること。
イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立

ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月24日（水） 14時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号

川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金

を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告（調達）第361号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成30～32年度川崎市立高津小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立高津小学校

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと
- (2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと
 - a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること
 - b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと
- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
〔学校給食〕：桧垣・小林担当
電 話：044-200-3299(直通)
F A X：044-200-2853
E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1

時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

- (1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。
- (2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はF A Xしてください。また、メール及びF A X後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メール又はF A Xにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月24日（水） 15時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告（調達）第362号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成30～32年度川崎市立藤崎小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立藤崎小学校

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

(2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと

a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること

b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 桧垣・小林担当

電話: 044-200-3299(直通)

FAX: 044-200-2853

E-mail: 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月24日（水） 15時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告（調達）363号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30～32年度川崎市立末長小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立末長小学校

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

(2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと

a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること

b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

〔学校給食〕：桧垣・小林担当

電 話：044-200-3299(直通)

F A X：044-200-2853

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はF A Xしてください。また、メール及びF A X後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メール又はF A Xにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月25日（木）9時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」([http://www.](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

[city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)と同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告（調達）第364号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成30～32年度川崎市立渡田小学校給食調理等

業務委託

(2) 履行場所

川崎市立渡田小学校

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

(2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと

a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること

b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 桧垣・小林担当

電 話 : 044-200-3299 (直通)

F A X : 044-200-2853

E-mail : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はF A Xしてください。また、メール及びF A X後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メール又はF A Xにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができま

せん。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間）の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月25日（木） 9時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号

川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告（調達）第365号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成30～32年度川崎市立鷺沼小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立鷺沼小学校

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

(2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと

a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること

b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出

は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 桧垣・小林担当

電 話 : 044-200-3299 (直通)

F A X : 044-200-2853

E-mail : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月25日（木） 10時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告(調達)第366号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成30～32年度川崎市立幸町小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立幸町小学校

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

(2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと

a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること

b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加

の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 桧垣・小林担当

電 話 : 044-200-3299 (直通)

F A X : 044-200-2853

E-mail : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はF A Xしてください。また、メール及びF A X後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メー

ル又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月25日（木） 10時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金

額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告(調達)第367号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30～32年度川崎市立稲田小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立稲田小学校

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

(2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと

a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること

b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立

機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 桧垣・小林担当

電話: 044-200-3299(直通)

FAX: 044-200-2853

E-mail: 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の

本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税を含まない複数年(契約の全期間 3年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。

ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月25日(木) 11時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号

川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告(調達)第368号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成30～32年度川崎市立西生田小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立西生田小学校

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

(2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと

a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること

b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[学校給食]: 桧垣・小林担当

電 話: 044-200-3299 (直通)

F A X: 044-200-2853

E-mail: 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はF A Xしてください。また、メール及びF A X後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から
午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の
本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メー
ル又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには
回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参
加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれか
に該当するときは、この入札に参加することができま
せん。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったと
き。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加
資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参する
こと。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその
代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に
立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立
ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する
委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入
札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵
送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税を含まな
い複数年(契約の全期間 3年間))の金額を記
載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者
心得第7条の規定により無効とされた者及び開札
に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月25日(木) 11時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争
入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市の
ホームページ「入札情報かわさき」([http://www.
city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))の「契約関
係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条
例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約
(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第
8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市
の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金
を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わ
ります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特
定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作
業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責
任となり、場合によっては契約解除となる可能性も
ありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意
ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわ
さき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特
定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引
き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りま。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
るところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

- (5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告(調達)第369号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

平成30～32年度川崎市立西有馬小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立西有馬小学校

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

(2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと

a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること

b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があ

って不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あって平成29年度11月末日現在において不履行のないこと

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
〔学校給食〕: 桧垣・小林担当
電 話 : 044-200-3299 (直通)
F A X : 044-200-2853
E-mail : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。ま

た、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税を含まない複数年(契約の全期間 3年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月25日(木) 13時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号

川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

- (4) 問い合わせ窓口は3の(1)と同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告（調達）第370号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
平成30～32年度川崎市立富士見台小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立富士見台小学校
- (3) 履行期間
平成30年4月2日から平成33年3月24日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと
- (2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと
 - a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること

- b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
 明治安田生命ビル4階
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
 [学校給食]: 桧垣・小林担当
 電 話: 044-200-3299 (直通)
 F A X: 044-200-2853
 E-mail: 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日（月）から平成29年12月19日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日（金）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

- (1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。
- (2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税を含まない複数年(契約の全期間 3年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月25日(木) 14時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号

川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りです。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告(調達)第371号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
災害対策用毛布リパック業務
- (2) 履行場所
 - ① 回収場所
南部防災センター(川崎区小田7-3-1)
ほか、市内38箇所
(詳細については、別途、契約後に指示)
 - ② 納品場所
南部防災センター(川崎区小田7-3-1)
ほか、市内40箇所
(詳細については、別途、契約後に指示)
- (3) 完了期限
平成30年3月30日(金)限り
- (4) 業務概要
詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種が「その他業務」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で地方公共団体において類似の契約実績があること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 岩佐

電 話 044-200-3553(直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月15日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、仕様書の配布及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 日時

平成29年12月19日(火)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成29年12月18日(月)から平成29年12月22日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時か

ら午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

(5) 回答期日・方法

平成29年12月27日(水)に、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メールにて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX044-200-3972

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の単価で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年1月9日(火)

午前10時30分

イ 入札場所 〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室

災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口3(1)に同じ。

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第372号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30～32年度川崎市立子母口小学校・東橋中学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区子母口730番地

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成33年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の

洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと
- (2) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと
 - a 平成29年度11月末日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託していること
 - b 平成26、27、28年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、平成29年度の受託実績が3校以上あつて平成29年度11月末日現在において不履行のないこと
- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成27年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
〔中学校給食食育推進〕：二ノ宮担当
電 話：044-200-2539(直通)
FAX：044-200-2853
E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成29年12月22日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については次のとおりとします。

- (1) 平成29・30年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。
 - (2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。
- 6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はFAXしてください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成29年12月25日(月)～平成30年1月5日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

平成30年1月12日(金)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加

資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間 3年間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月25日（木） 15時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番3号
川崎市教育文化会館 3階 第7会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条

例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する3年間の長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告（調達）第373号

入 札 公 告

等々力陸上競技場ほか11施設で使用する高圧電力の供給に関する契約の一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

等々力陸上競技場ほか11施設で使用する高圧電力の供給に関する契約

(2) 履行場所及び調達見込数量

番号	施設名	履行場所 (川崎市)	調達見込 数量(kWh)
1	等々力陸上競技場	中原区等々力1-1	774,624
2	等々力庭球場	中原区等々力1-1	219,880
3	夢見ヶ崎動物公園	幸区南加瀬1丁目 2-1	260,119
4	大師公園野球場	川崎区大師公園 1-1	34,699
5	富士見公園庭球場	川崎区富士見1丁目 1-6	231,608
6	御幸公園軟式野球場	幸区東古市場1番地	58,535
7	とんびいけ公園野球場	麻生区栗木台3丁目 1-1	35,606
8	王禅寺ふるさと公園	麻生区王禅寺528-1	54,335
9	川崎駅前東西自由通路	川崎区駅前本町 26-1	641,711
10	新百合ヶ丘駅前広場	麻生区上麻生1丁目 21-1	203,133
11	大気環境改善新型 土壌浄化モデル施設	川崎区池上町1-1	115,289
12	上河原堰堤事務所	多摩区菅稲田堤 3丁目21-1	39,804

(3) 履行期限

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

調達見込数量 約2,669,343キロワット時

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条に規定する資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」の申請をしていること。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。

3 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提

出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提出場所

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリパーク17階

川崎市建設緑政局総務部庶務課

電 話 044-200-2788

F A X 044-200-3973

E-mail 53syomu@city.kawasaki.jp

(2) 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月20日(水)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 提出方法

持参に限ります。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにより送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次により交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成29年12月28日(木) 午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

5 仕様・入札に関する問合せ

持参、電子メール又はF A Xにより受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

ア 持参の場合の受付場所

3(1)と同じ

イ 電子メールの場合の提出先

53syomu@city.kawasaki.jp

ウ F A Xの場合の提出先

044-200-3973

(2) 受付期間

平成29年12月11日(月)から平成30年1月10日(水)午前9時から正午までと午後1時から午後5

時まで

(3) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年1月12日(金)までに、参加全社あてに電子メール又はFAXにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

持参による入札

ア 入札日時

平成30年1月22日(月)10時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーリパーク17階
建設緑政局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)アと同じ

(4) 開札の場所

7(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条第1項各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

要

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、3(1)の場所において閲覧できます。

又はウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じ。
- (5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
About 2,669,343kWh Electricity
- (2) Time-limit for tender:
10:00 A.M., 22, January, 2018
- (3) Contact point for the notice:
General Affairs Section,
General Administration Department,
Construction and Greenery Development Bureau
12-1, Ekimaehon-cyo, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa, Japan
TEL:044-200-2788

川崎市公告(調達)第374号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

川崎市インターネット接続環境機能構築調査委託契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局情報管理部システム管理課

川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)

3 契約の相手方を決定した日

平成29年11月10日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 川崎支店

支店長 佐々木 智瑞

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル

5 契約金額

64,940,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

川崎市公告(調達)第375号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

指定難病特定医療費支給業務用クライアント機器等の賃貸借及び保守等に関する契約

(2) 履行場所

健康福祉局地域包括ケア推進室等

(3) 契約期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

(4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成29・30年度本市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されており、かつ、「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、過去10年以内に本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品及び数量について、確実に納入することができること。

(6) この調達物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書面(契約実績証明書)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局地域包括ケア推進室

難病支援担当 吉田

電 話 : 044-200-1979

F A X : 044-200-3926

E-mail : 40keasui@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月15日(金)までとします(毎日、午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時00分まで)。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出して資格が確認された者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成29年12月20日(水)

午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時00分まで

ただし、本市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を送付します。

(3) 入札説明書の閲覧

入札説明書は3(1)の場所において平成29年12月11日(月)から平成29年12月15日(金)まで縦覧に供します(毎日、午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時00分まで)。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

平成29年12月20日(水)から平成29年12月22日(金)までとします。

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。必要事項を記入し、電子メールにて送付してください。また、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成29年12月27日(水)に、全社あてに電子メールにて送付します。

6 商品説明書(カタログ等)の提出

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を平成30年1月4日(木)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。ま

た、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア リース総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には調達物品の輸送、設置、調整、試験、保守その他の諸経費一切を含め見積るものとし、リース期間を5年として算定してください。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時：平成30年1月10日（水） 午前10時

イ 場所：川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階10D会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行なうことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 開札に立会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません。（入札前に委任状を提出してください。）

10 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行ないません。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者を除きます。

11 契約の手続き等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

12 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更または解除することができるものとします。

その場合、前段の解除により損失が生じた場合は、その損失の補償を本市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告（調達）第376号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市総合教育センター他計7施設で使用する電力の供給に関する契約

(2) 履行場所 川崎市総合教育センター他計7施設

(3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 概 要 上記期間内における単価納入契約の締結

調達見込数量 約641,000キロワット時

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の電気事業法（昭和39年7月11日法

- 律第170号)第2条の2の規定により、小売電気事業を営もうとする者として経済産業大臣の登録を受けていること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。
- 3 競争入札参加申込書の配付及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配付・提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 1F 総務室
電話 044-844-3600
- (2) 配付・提出期間
平成29年12月11日(月)から平成29年12月18日(月)までの下記の時間
午前9時～正午及び午後1時～5時(土、日曜日を除く。)
- (3) 提出方法
持参に限ります。
- 4 入札説明書の交付
3により、競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。
また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間に縦覧に供します。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付場所
3(1)と同じ
- (2) 交付日時
平成29年12月21日(木)午後1時～5時
ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録した際にメールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。
- 6 仕様・入札に関する問い合わせ先
(1) 問い合わせ場所 3(1)と同じ。
- (2) 問い合わせ期間
平成29年12月22日(金)から平成30年1月5日(金)までの下記の時間
午前9時～正午及び午後1時～5時(土、日曜日及び年末年始(12月29日～1月3日を除く。))
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。
質問書を送付した際は、併せて3(1)まで電話連絡してください。
- (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、平成30年1月12日(金)までに、参加全社あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。
- 7 競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法等
持参による入札とします。
入札金額は予定使用電力量に対する総価(消費税及び地方消費税を含まない)で行います。
- (2) 入札書の提出日時及び場所
ア 入札書の提出日時
平成30年1月19日(金) 午前10時00分
イ 入札書の提出場所
川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 開札の日時 8(2)アに同じ
- (5) 開札の場所 8(2)イに同じ
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約手続等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第377号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
平成29年度非常用発電装置点検整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町8 川崎区役所ほか3か所
- (3) 履行期間
契約日から平成30年3月31日まで
- (4) 業務概要
防災用の非常用発電装置を円滑に運用するため、発動機部分の年次点検、整備を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、非常用自家発電設備の点検に関する類似の

契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)及び設計図書の閲覧を希望する場合は設計図書閲覧申請書を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 情報担当

電話 044-200-2856(直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から12月15日(金)までの午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、休日及び平日の正午から午後1時00分までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、設計図書閲覧申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成29年12月19日(火)午後5時00分まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成29年12月11日(月)から12月21日(木)までの午前9時00分から午後5時までとします。ただし、休日及び平日の正午から午後1時00分までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成29年12月22日(金)午後5時00分までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年12月26日(火)

午前10時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手續き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、設計図書閲覧申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第378号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度同報系防災行政無線システム定期点検
業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4
市役所第3庁舎7階ほか

(3) 履行期間

契約日から平成30年3月30日まで

(4) 業務概要

川崎市が設置している同報系防災行政無線設備の機能維持及び安全性確保のため、各部電圧測定、動作確認、点検、調整、修理、消耗部品交換等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 情報担当
電話 044-200-2857(直通)
FAX 044-200-3972
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月14日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年12月15日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、

質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成29年12月19日(火)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成29年12月11日(月)から平成29年12月19日(火)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年12月20日(水)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成29年12月22日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年12月26日（火）
午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条

例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「公契約関係」を御覧ください。また、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第379号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度緊急地震速報館内放送設備連動改修業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4
市役所第三庁舎ほか 46箇所

(3) 履行期間

契約日から平成30年3月30日まで

(4) 業務概要

本市の公共施設等において、デジタル方式の同報系防災行政無線戸別受信機を設置し、館内放送設備とデジタル戸別受信機を接続することで、施設利用者や職員へ緊急地震速報を初めとする防災情報の迅速な提供を可能とします。また、既設のアナログ方式の同報系防災行政無線戸別受信機が設置されている施設においては、不要となるアナログ戸別受信機の撤去を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)及び調査報告書の閲覧を希望する場合は調査報告書閲覧申請書を持参により提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
- 〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 情報担当
電 話 044-200-2857(直通)
F A X 044-200-3972
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
- 平成29年12月11日(月)から12月14日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年12月15日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時までを除きます。
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
- 実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
- 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、調査報告書閲覧申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
- 平成29年12月19日(火)午後1時から午後5時まで

- ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- (2) 場所
- 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 6 図書閲覧
- この入札の参加資格を満たしている者で、調査報告書閲覧申請書を提出している者には、次により調査報告書閲覧の日時について通知します。なお、閲覧時には一切の質問に回答しません。質問はすべて「7 仕様に関する問い合わせ」によります。
- (1) 通知日時
- 平成29年12月19日(火)
- (2) 通知方法
- 一般競争入札参加資格確認申請書に記入した連絡先に電子メール又はF A Xにて通知します。
- 7 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
- 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- (2) 質問受付期間
- 平成29年12月11日(月)から12月21日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年12月22日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
- (3) 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
- 持参、電子メール、F A X又は郵送によります。(電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)
- ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp
イ F A X 044-200-3972
ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「7(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
- 平成29年12月26日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 8 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年12月27日（水）
午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧

することができます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、調査報告書閲覧申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第380号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度戸別受信機更新業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4
市役所第3庁舎ほか 175箇所

(3) 履行期間

契約日から平成30年3月30日まで

(4) 業務概要

本市の社会福祉施設や住民組織代表者宅等に設置しているアナログ方式同報系防災行政無線戸別受信機を、デジタル方式同報系防災行政無線戸別受信機に更新します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）及び調査報告書の閲覧を希望する場合は調査報告書閲覧申

請書を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 情報担当

電 話 044-200-2857 (直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年12月11日(月)から12月14日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年12月15日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、調査報告書閲覧申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成29年12月19日(火)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 図書閲覧

この入札の参加資格を満たしている者で、調査報告書閲覧申請書を提出している者には、次により調査報告書閲覧の日時について通知します。なお、閲覧時には一切の質問に回答しません。質問はすべて「7 仕様に関する問い合わせ」によります。

(1) 通知日時

平成29年12月19日(火)

(2) 通知方法

一般競争入札参加資格確認申請書に記入した連絡

先に電子メール又はF A Xにて通知します。

7 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成29年12月11日(月)から12月22日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年12月25日(月)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。(電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3972

ウ 郵 送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「7(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成29年12月27日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

8 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもつ

て契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時 平成30年1月9日(火)
午前10時00分
- イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行
った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合
は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
ればなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等
は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの
「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧
することができます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
調査報告書閲覧申請書、質問書の様式が添付されて
いる入札説明書は、川崎市のホームページの「入
札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報
詳細のページからダウンロードできます。

税 公 告

川崎市税公告第203号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送
達することができないので、地方税法(昭和25年法律第
226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎
市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成29年11月22日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第204号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送
達することができないので、地方税法(昭和25年法律第
226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎
市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成29年11月22日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第205号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送
達することができないので、地方税法(昭和25年法
律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年
川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成29年11月22日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第206号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送
達することができないので、地方税法(昭和25年法律第
226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎
市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成29年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第207号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第208号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	市民税・県民税(普通徴収)	第1期分	平成29年12月12日	計2件
平成29年度	市民税・県民税(普通徴収)	第2期分	平成29年12月12日	計18件
平成29年度	市民税・県民税(普通徴収)	7月随時分	平成29年12月12日	計2件
平成29年度	市民税・県民税(普通徴収)	8月随時分	平成29年12月12日	計69件
平成29年度(平成28年度課税分)	市民税・県民税(普通徴収)	8月随時分	平成29年12月12日	計3件
平成29年度	市民税・県民税(普通徴収)	9月随時分	平成29年12月12日	計6件
平成29年度(平成28年度課税分)	市民税・県民税(普通徴収)	9月随時分	平成29年12月12日	計1件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	8月随時分	平成29年12月12日	計1件
平成29年度	法人市民税	8月随時分	平成29年12月12日	計1件
平成29年度	法人市民税	9月随時分	平成29年12月12日	計1件
平成29年度(平成28年度課税分)	法人市民税	9月随時分	平成29年12月12日	計1件
平成28年度	市民税・県民税(特別徴収)	平成28年7月分	平成29年12月12日	計1件
平成28年度	市民税・県民税(特別徴収)	平成28年11月分	平成29年12月12日	計3件
平成28年度	市民税・県民税(特別徴収)	平成28年12月分	平成29年12月12日	計3件
平成28年度	市民税・県民税(特別徴収)	平成29年1月分	平成29年12月12日	計3件
平成28年度	市民税・県民税(特別徴収)	平成29年2月分	平成29年12月12日	計3件
平成28年度	市民税・県民税(特別徴収)	平成29年3月分	平成29年12月12日	計3件
平成28年度	市民税・県民税(特別徴収)	平成29年4月分	平成29年12月12日	計3件
平成28年度	市民税・県民税(特別徴収)	平成29年5月分	平成29年12月12日	計4件
平成29年度	市民税・県民税(特別徴収)	平成29年7月分	平成29年12月12日	計1件
平成29年度	市民税・県民税(特別徴収)	平成29年8月分	平成29年12月12日	計1件
平成29年度	市民税・県民税(特別徴収)	平成29年9月分	平成29年12月12日	計1件

川崎市税公告第209号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月30日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第210号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月30日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第211号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月30日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第212号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月30日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第22号

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、

昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(昭和47年川崎市水道局規程第18号)の一部を次のように改正する。

別表第6を次のように改める。

別表第6(第7条関係)

年齢別最低保障額表

採用年齢	金額
歳	円
18	131,800
19	134,900
20	138,400
21	141,000
22	145,200
23	148,400
24	151,700
25	157,000
26	160,600
27	165,900
28	169,500
29	173,000
30	176,600
31	180,100
32	183,700
33	187,200
34	192,500
35	196,100
36	199,600
37	203,200
38	206,700
39	207,900
40歳以上	209,100

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

川崎市上下水道局規程第23号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及

び支給方法等に関する規程の一部を改正す

る規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年川崎市水道部規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

上 下 水 道 企 業 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	136,500	150,900	226,700	256,300	303,600	341,600	373,100	409,900
	2	137,500	152,700	228,600	258,500	305,900	344,100	375,600	413,000
	3	138,600	154,500	230,500	260,600	308,200	346,600	378,200	416,100
	4	139,700	156,400	232,500	262,600	310,500	349,100	380,900	419,300
	5	140,600	158,100	234,200	264,800	312,700	351,400	383,600	422,300
	6	141,800	160,000	236,100	266,900	315,000	353,900	386,300	425,400
	7	143,000	161,900	238,000	269,100	317,300	356,400	389,000	428,500
	8	144,300	163,800	239,900	271,300	319,600	358,900	391,700	431,700
	9	145,400	165,600	241,800	273,300	321,900	361,400	394,200	434,700
	10	146,700	167,500	243,800	275,300	324,200	364,000	397,000	437,800
	11	148,100	169,400	245,800	277,300	326,500	366,500	399,800	440,900
	12	149,400	171,300	247,700	279,400	328,800	369,200	402,500	444,100
	13	150,900	173,100	249,800	281,600	331,100	371,800	405,300	447,200
	14	152,700	175,000	251,900	283,700	333,400	374,400	407,900	450,400
	15	154,500	176,900	254,000	285,700	335,700	377,000	410,600	453,600
	16	156,400	178,800	256,100	287,800	338,000	379,600	413,300	456,800
	17	158,100	180,600	258,300	289,900	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	160,000	182,500	260,300	292,000	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	161,900	184,400	262,300	294,100	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	163,800	186,300	264,400	296,200	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	165,600	188,100	266,600	298,200	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	167,500	190,000	268,700	300,300	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	169,400	191,900	270,700	302,400	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	171,300	193,800	272,800	304,500	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	173,100	195,600	274,900	306,400	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	175,000	197,500	277,000	308,400	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	176,900	199,400	279,100	310,400	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	178,800	201,300	281,200	312,400	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	180,600	203,100	283,200	314,500	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	182,500	205,000	285,200	316,500	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	184,400	206,900	287,200	318,500	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	186,300	208,800	289,200	320,500	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	188,100	210,600	291,100	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	190,000	212,500	293,100	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	191,900	214,400	295,100	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	193,800	216,300	297,100	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	195,600	218,100	298,900	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	197,500	220,000	300,800	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	199,400	221,900	302,700	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	201,300	223,900	304,600	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	203,100	225,600	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	205,000	227,500	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	206,900	229,300	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	208,800	231,300	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	210,600	233,100	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	212,500	234,900	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	214,400	236,800	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	216,300	238,600	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	218,100	240,600	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	219,300	242,500	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	220,500	244,500	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	221,700	246,500	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	222,600	248,400	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	223,700	250,300	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	224,800	252,100	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	225,900	253,900	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	226,800	256,000	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	227,800	257,900	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	228,800	259,700	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	229,600	261,600	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	230,600	263,300	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	231,500	265,100	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	232,400	266,900	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	233,400	268,700	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	234,200	270,500	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	235,000	272,300	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	235,800	274,100	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	236,600	275,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	237,200	277,700	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	237,800	279,500	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	238,200	281,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	238,800	283,100	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任職員以外の職員	73	239,400	284,900	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	239,900	286,700	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	240,400	288,500	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	240,900	290,300	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	241,100	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800		
83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300			
84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800			
85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400			
86		306,300	358,200	384,300	422,000				
87		307,500	358,700	384,800	422,500				
88		308,800	359,200	385,300	423,000				
89		310,000	359,700	385,800	423,500				
90		311,100	360,200	386,300	424,000				
91		312,200	360,700	386,800	424,500				
92		313,300	361,200	387,300	425,000				
93		314,200	361,500	387,700	425,500				
94		315,000	361,900	388,200	426,000				
95		315,900	362,400	388,700	426,500				
96		316,800	362,900	389,200	427,000				
97		317,500	363,200	389,600	427,500				
98		318,100	363,600	390,000	428,000				
99		318,700	364,000	390,400	428,500				
100		319,400	364,400	390,800	429,000				
101		319,900	364,900	391,300	429,500				
102		320,500	365,300	391,700	430,000				

103		321,100	365,700	392,100	430,500				
104		321,800	366,100	392,500	431,000				
105		322,300	366,600	393,000	431,400				
106		322,900	367,000	393,400					
107		323,500	367,400	393,800					
108		324,100	367,800	394,200					
109		324,600	368,200	394,700					
110		325,200	368,600	395,100					
111		325,800	369,000	395,500					
112		326,400	369,400	395,900					
113		326,900	369,800	396,400					
114		327,400	370,200	396,800					
115		328,000	370,600	397,200					
116		328,600	371,000	397,600					
117		329,000	371,400	398,100					
118			371,800	398,400					
119			372,200	398,700					
120			372,600	399,000					
121			373,000	399,400					
122			373,300	399,700					
123			373,600	400,000					
124			373,900	400,300					
125			374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、事務職員及び技術職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2 (第2条関係)

上下水道企業職給料表(2)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	129,800	143,600	215,200	243,400
	2	130,800	145,200	217,100	245,400
	3	131,800	146,800	219,000	247,400
	4	132,800	148,400	220,900	249,300
	5	133,700	149,900	222,600	251,400
	6	134,900	151,700	224,500	253,400
	7	136,100	153,500	226,400	255,500
	8	137,300	155,300	228,300	257,600
	9	138,400	157,000	230,000	259,500
	10	139,700	158,800	231,900	261,500
	11	141,000	160,600	233,800	263,500
	12	142,300	162,400	235,600	265,500
	13	143,600	164,100	237,400	267,500
	14	145,200	165,900	239,400	269,500
	15	146,800	167,700	241,400	271,500
	16	148,400	169,500	243,400	273,500
	17	149,900	171,200	245,500	275,400
	18	151,700	173,000	247,400	277,300
	19	153,500	174,800	249,400	279,300
	20	155,300	176,600	251,400	281,300
	21	157,000	178,300	253,400	283,200
	22	158,800	180,100	255,400	285,100
	23	160,600	181,900	257,400	287,000
	24	162,400	183,700	259,400	288,900
	25	164,100	185,400	261,300	290,900
	26	165,900	187,200	263,200	292,800
	27	167,700	189,000	265,200	294,700
	28	169,500	190,800	267,200	296,600
	29	171,200	192,500	269,000	298,600
	30	173,000	194,300	270,900	300,500
	31	174,800	196,100	272,800	302,400
	32	176,600	197,900	274,700	304,300
	33	178,300	199,600	276,500	306,300
	34	180,100	201,400	278,400	308,200
	35	181,900	203,200	280,300	310,100
	36	183,700	205,000	282,200	312,000
	37	185,400	206,800	283,900	314,000
	38	187,200	208,700	285,800	315,900
	39	189,000	210,600	287,700	317,800
	40	190,800	212,500	289,600	319,700
	41	192,500	214,100	291,300	321,700
	42	194,300	216,000	293,200	323,500
	43	196,100	217,800	295,100	325,400
	44	197,900	219,700	296,900	327,300
	45	199,600	221,400	298,600	329,300
	46	201,400	223,300	300,400	331,200
	47	203,200	225,200	302,200	333,100
	48	205,000	227,000	304,000	335,000

	49	206,700	228,700	305,800	336,700
	50	207,900	230,600	307,300	338,100
	51	209,100	232,500	308,900	339,500
	52	210,300	234,400	310,500	340,900
	53	211,500	236,100	312,000	342,300
	54	212,600	237,900	313,400	343,500
	55	213,700	239,800	314,800	344,700
	56	214,800	241,700	316,200	345,900
	57	215,800	243,300	317,400	347,000
	58	216,700	245,000	318,800	347,800
	59	217,600	246,700	320,200	348,600
	60	218,500	248,400	321,600	349,400
	61	219,300	250,200	322,800	350,200
	62	220,200	251,900	323,900	351,000
	63	221,000	253,600	325,000	351,800
	64	221,900	255,300	326,100	352,600
	65	222,800	257,100	327,100	353,400
	66	223,500	258,700	327,900	354,000
	67	224,200	260,400	328,700	354,600
	68	224,900	262,100	329,500	355,200
	69	225,400	263,900	330,200	355,900
	70	226,000	265,500	331,000	356,500
	71	226,600	267,200	331,800	357,100
	72	227,200	268,900	332,600	357,700
再任 用職 員以 外の 職員	73	227,600	270,700	333,200	358,200
	74	228,000	272,400	333,800	358,800
	75	228,400	274,100	334,400	359,400
	76	228,800	275,800	335,000	360,000
	77	229,200	277,400	335,500	360,500
	78		279,000	336,100	361,000
	79		280,600	336,700	361,500
	80		282,200	337,300	362,000
	81		283,700	337,700	362,600
	82		285,200	338,200	363,100
83		286,800	338,700	363,600	
84		288,400	339,200	364,100	
85		289,900	339,700	364,600	
86		291,000	340,200	365,100	
87		292,200	340,700	365,600	
88		293,400	341,200	366,100	
89		294,500	341,600	366,500	
90		295,500	342,000	367,000	
91		296,500	342,400	367,500	
92		297,500	342,800	368,000	
93		298,500	343,300	368,300	
94		299,300	343,700	368,800	
95		300,100	344,100	369,300	
96		300,900	344,500	369,800	
97		301,500	344,900	370,100	
98		302,100	345,300	370,500	
99		302,700	345,700	370,900	
100		303,300	346,100	371,300	
101		303,800	346,500	371,700	
102		304,400	346,900	372,100	

103		305,000	347,300	372,500
104		305,600	347,700	372,900
105		306,100	348,100	373,300
106		306,700	348,500	373,700
107		307,300	348,900	374,100
108		307,900	349,300	374,500
109		308,400	349,600	374,900
110		308,900	350,000	375,300
111		309,400	350,400	375,700
112		309,900	350,800	376,100
113		310,400	351,100	376,500
114		310,900	351,500	376,900
115		311,400	351,900	377,300
116		311,900	352,300	377,700
117		312,400	352,600	378,100
118			353,000	378,400
119			353,400	378,700
120			353,800	379,000
121			354,100	379,400
122			354,400	379,700
123			354,700	380,000
124			355,000	380,300
125			355,100	380,700
126			355,200	381,000
127			355,300	381,300
128			355,400	381,600
129			355,500	381,900
130			355,600	382,200
131			355,700	382,500
132			355,800	382,800
133			355,900	383,100
134			356,000	383,400
135			356,100	383,700
136			356,200	384,000
137			356,300	384,300
138			356,400	
139			356,500	
140			356,600	
141			356,700	
142			356,800	
143			356,900	
144			357,000	
145			357,100	
146			357,200	
147			357,300	
148			357,400	
149			357,500	
再任用職員	162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、技能職員及び業務職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(以下「改正後の給料等支給規程」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 職員が、改正前の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定に基づいて、平成29年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給料等支給規程の規定による給与の内払とみなす。

川崎市上下水道局規程第24号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び

勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正

する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年川崎市水道局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の40」を「100分の45」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の98.5」を「100分の108.5」に、「100分の170」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の91」を「100分の101」に、「100分の98.5」を「100分の108.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の83.5」を「100分の93.5」に改める。

第4条の5第1項各号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第42号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成29年11月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

1 指定有効期間

平成29年12月1日から

平成34年10月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1038

商号又は名称 株式会社ワクロス

営業所所在地 相模原市中央区鹿沼台二丁目18番7号

代表者氏名 海野 公香

指定番号 1039

商号又は名称 トーシンウェルディング株式会社

営業所所在地 横浜市港北区小机町369番地1

小机パークスクエアM-305

代表者氏名 松井 繁樹

指定番号 1040

商号又は名称 株式会社辰エンタープライズ

営業所所在地 横浜市神奈川区片倉二丁目16番42号

代表者氏名 友添 辰哉

川崎市上下水道局告示第43号

公共下水道の供用及び下水の処理の開始について、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

平成29年11月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成29年11月30日

2 終末処理場の位置及び名称

(1) 幸区南加瀬4丁目40番22号 加瀬水処理

センター

(2) 中原区宮内3丁目22番1号 等々力水処理

センター

(3) 麻生区上麻生6丁目15番1号 麻生水処理

センター

3 排除施設の方法

(1) 合流式

(2) 分流式

4 下水を排除及び処理する区域

(1) 合流式(加瀬水処理センター)

幸区南加瀬4丁目の一部

中原区小杉3丁目の一部

(2) 分流式(加瀬水処理センター)

中原区井田2丁目の一部

(3) 分流式(等々力水処理センター)

中原区宮内2丁目の一部

高津区久末の一部

高津区久地4丁目の一部

高津区下作延5丁目の一部

高津区諏訪3丁目の一部
 宮前区菅生ヶ丘の一部
 宮前区五所塚1丁目の一部
 宮前区菅生1丁目の一部
 宮前区菅生4丁目の一部
 宮前区水沢2丁目の一部
 宮前区有馬7丁目の一部
 宮前区東有馬1丁目の一部
 宮前区馬絹6丁目の一部
 宮前区野川の一部
 多摩区菅稲田堤1丁目的一部分
 多摩区生田1丁目的一部分
 多摩区菅馬場4丁目的一部分
 多摩区中野島3丁目的一部分
 多摩区登戸の一部
 多摩区長尾7丁目的一部分
 多摩区長沢1丁目的一部分
 多摩区長沢3丁目的一部分
 多摩区長沢4丁目的一部分
 麻生区東百合丘1丁目的一部分
 麻生区細山5丁目的一部分
 麻生区高石5丁目的一部分
 麻生区高石6丁目的一部分
 (4) 分流式(麻生水処理センター)
 麻生区向原2丁目的一部分
 麻生区白鳥1丁目的一部分
 麻生区片平1丁目的一部分
 麻生区王禅寺東1丁目的一部分
 麻生区王禅寺東2丁目的一部分
 麻生区王禅寺東4丁目的一部分
 麻生区黒川の一部
 麻生区岡上の一部
 麻生区早野の一部

5 縦覧

(1) 開始日時

平成29年11月30日

(2) 場所

川崎市上下水道局南部下水道事務所
 川崎市上下水道局中部下水道事務所
 川崎市上下水道局下水道部西部下水道管理事務所
 川崎市上下水道局下水道部北部下水道管理事務所

川崎市上下水道局告示第44号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成
 10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、
 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者

を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示
 します。

平成29年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

1 指定番号 第1581号

氏名又は名称 トーシンウェルディング株式会社

住 所 横浜市港北区小机町369番地1
 小机パークスクエアM-305

代表者氏名 松井 繁樹

指定年月日 平成29年11月24日

2 指定番号 第1582号

氏名又は名称 功将株式会社

住 所 神奈川県秦野市南矢名1745番地の2

代表者氏名 江尻 将

指定年月日 平成29年11月24日

3 指定番号 第1583号

氏名又は名称 航優技巧株式会社

住 所 川崎市多摩区長沢二丁目10番16号

代表者氏名 矢島 航希

指定年月日 平成29年11月24日

川崎市上下水道局告示第45号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成
 10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届
 出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を
 行いましたので告示します。

平成29年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

1 指定番号 第1340号

氏名又は名称 株式会社リフレホームジャパン

住 所 東京都渋谷区東1-26-20
 東京建物東渋谷ビル12F

代表者氏名 栗原 将

廃止年月日 平成28年6月30日

川崎市上下水道局告示第46号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の休止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成
 10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届
 け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の休止
 を行いましたので告示します。

平成29年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

1 指定番号 第152号

氏名又は名称 有限会社齋藤設備

住 所 川崎市宮前区菅生3丁目35番9号
 代表者氏名 齋藤 敏次
 休止年月日 平成29年10月24日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第96号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度 川崎区中大口径管きょ実施設計委託第10号
	履 行 場 所	川崎市川崎区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年11月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成24年4月1日以降に契約した次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。 ア 日本下水道協会が発行した次のa又はbに基づく短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計 a 「管更生の手引き(案)」及び「管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)」 b 「管きょ更正工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」 イ 下水道管きょの改築・更新に係る詳細設計(耐震実施設計(レベル1及び2)を含むもの。)</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。 ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者 イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年12月14日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第97号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 浄水管理棟及び浄水本館分電盤その他設備改良工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から230日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「屋内電気設備」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年12月18日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎余熱利用プール天井改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月12日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。</p>	

参加資格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成29年12月13日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	入江崎余熱利用プール便所改良工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	契約の日から平成30年3月16日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年12月13日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	1号配水本管900mm・600mm布設替及び日進町150mm配水管撤去工事
	履行場所	自：幸区大宮町31-1先 至：川崎区日進町2-1先
	履行期限	契約の日から185日間

参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年12月18日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第98号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

競争入札に付する事項	件名	セキュリティプリントシステム機器等賃貸借一式
	履行場所	川崎区砂子1-9-3 川崎市役所第2庁舎 他
	履行期限	平成30年3月1日～平成35年2月28日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されていること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2092	
入札日時等	平成29年1月18日 午前10時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第99号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度 川崎区ほか下水枝線実施設計委託第12号
	履行場所	川崎市川崎区、中原区地内
	履行期限	契約の日から平成30年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されている者。</p> <p>(4) 平成24年4月1日以降に契約した、下水管きよの改築・更新に係る詳細設計(耐震実施設計(レベル1及び2)を含む)委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年12月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度入江崎水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1ほか
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登載されている者。</p> <p>(4) 平成14年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務(脱臭剤交換業務を含む)、または脱臭設備製作・据付業務(脱臭剤納入を含む)の元請履行完了実績を有すること。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成29年12月19日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度 麻生区ほか下水枝線実施設計委託第11号
	履 行 場 所	川崎市麻生区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年10月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されている者。</p> <p>(4) 平成24年4月1日以降に契約した、下水道管きよの実施設計委託業務（耐震実施設計（レベル1及び2）を含む）の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士（上下水道-下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道-下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道-下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年12月19日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度下水道工事設計積算歩掛等調査委託
	履 行 場 所	川崎市全区
	履 行 期 限	契約の日から平成30年8月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されている者。</p>	

参加資格	(4) 平成14年4月1日以降に契約した、下水道事業の積算に伴う設計基準や歩掛、又は要領の改訂に係る委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。 ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者 イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	平成29年12月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

川崎市上下水道局公告第100号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	長沢浄水場 水質計測設備等改良工事ほか1箇所
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)ほか1箇所
	履行期限	契約の日から平成30年3月27日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年1月10日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度南部下水管内取付管更新工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年12月19日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度北部下水管内管きょ修繕等工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区、麻生区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年12月19日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第21号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年12月11日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

- 1 調達の名称及び数量
デジタル水道メーター(新品) 20mm 17,400個
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者を決定した日
平成29年11月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
東洋計器 株式会社 横浜営業所
所長 長崎 聡一郎
横浜市中区山下町74番地1 大和地所ビル12階
- 5 落札金額
43,674,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年9月25日

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第19号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年11月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する

規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「100分の98.5」を「100分の108.5」に、「100分の170」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の91」を「100分の101」に、「100分の98.5」を「100分の108.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の83.5」を「100分の93.5」に改める。

第4条の4第1項各号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

川崎市交通局規程第20号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年11月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(昭和32年交通部規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

交通局企業職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	136,500	150,900	226,700	256,300	303,600	341,600	373,100	409,900
	2	137,500	152,700	228,600	258,500	305,900	344,100	375,600	413,000
	3	138,600	154,500	230,500	260,600	308,200	346,600	378,200	416,100
	4	139,700	156,400	232,500	262,600	310,500	349,100	380,900	419,300
	5	140,600	158,100	234,200	264,800	312,700	351,400	383,600	422,300
	6	141,800	160,000	236,100	266,900	315,000	353,900	386,300	425,400
	7	143,000	161,900	238,000	269,100	317,300	356,400	389,000	428,500
	8	144,300	163,800	239,900	271,300	319,600	358,900	391,700	431,700
	9	145,400	165,600	241,800	273,300	321,900	361,400	394,200	434,700
	10	146,700	167,500	243,800	275,300	324,200	364,000	397,000	437,800
	11	148,100	169,400	245,800	277,300	326,500	366,500	399,800	440,900
	12	149,400	171,300	247,700	279,400	328,800	369,200	402,500	444,100
	13	150,900	173,100	249,800	281,600	331,100	371,800	405,300	447,200
	14	152,700	175,000	251,900	283,700	333,400	374,400	407,900	450,400
	15	154,500	176,900	254,000	285,700	335,700	377,000	410,600	453,600
	16	156,400	178,800	256,100	287,800	338,000	379,600	413,300	456,800
	17	158,100	180,600	258,300	289,900	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	160,000	182,500	260,300	292,000	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	161,900	184,400	262,300	294,100	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	163,800	186,300	264,400	296,200	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	165,600	188,100	266,600	298,200	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	167,500	190,000	268,700	300,300	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	169,400	191,900	270,700	302,400	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	171,300	193,800	272,800	304,500	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	173,100	195,600	274,900	306,400	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	175,000	197,500	277,000	308,400	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	176,900	199,400	279,100	310,400	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	178,800	201,300	281,200	312,400	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	180,600	203,100	283,200	314,500	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	182,500	205,000	285,200	316,500	369,900	413,200	448,700	498,200
31	184,400	206,900	287,200	318,500	372,100	415,200	450,900	499,900	

32	186,300	208,800	289,200	320,500	374,300	417,200	453,100	501,600
33	188,100	210,600	291,100	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
34	190,000	212,500	293,100	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
35	191,900	214,400	295,100	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
36	193,800	216,300	297,100	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
37	195,600	218,100	298,900	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
38	197,500	220,000	300,800	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
39	199,400	221,900	302,700	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
40	201,300	223,900	304,600	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
41	203,100	225,600	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
42	205,000	227,500	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
43	206,900	229,300	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
44	208,800	231,300	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
45	210,600	233,100	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
46	212,500	234,900	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
47	214,400	236,800	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
48	216,300	238,600	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100
49	218,100	240,600	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
50	219,300	242,500	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
51	220,500	244,500	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
52	221,700	246,500	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
53	222,600	248,400	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
54	223,700	250,300	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
55	224,800	252,100	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
56	225,900	253,900	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
57	226,800	256,000	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
58	227,800	257,900	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
59	228,800	259,700	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
60	229,600	261,600	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
61	230,600	263,300	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
62	231,500	265,100	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
63	232,400	266,900	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
64	233,400	268,700	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
65	234,200	270,500	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
66	235,000	272,300	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
67	235,800	274,100	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
68	236,600	275,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
69	237,200	277,700	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100

70	237,800	279,500	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
71	238,200	281,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
72	238,800	283,100	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
73	239,400	284,900	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
74	239,900	286,700	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
75	240,400	288,500	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
76	240,900	290,300	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
77	241,100	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700		
79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200		
80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700		
81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300		
82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800		
83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300		
84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800		
85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400		
86		306,300	358,200	384,300	422,000			
87		307,500	358,700	384,800	422,500			
88		308,800	359,200	385,300	423,000			
89		310,000	359,700	385,800	423,500			
90		311,100	360,200	386,300	424,000			
91		312,200	360,700	386,800	424,500			
92		313,300	361,200	387,300	425,000			
93		314,200	361,500	387,700	425,500			
94		315,000	361,900	388,200	426,000			
95		315,900	362,400	388,700	426,500			
96		316,800	362,900	389,200	427,000			
97		317,500	363,200	389,600	427,500			
98		318,100	363,600	390,000	428,000			
99		318,700	364,000	390,400	428,500			
100		319,400	364,400	390,800	429,000			
101		319,900	364,900	391,300	429,500			
102		320,500	365,300	391,700	430,000			
103		321,100	365,700	392,100	430,500			
104		321,800	366,100	392,500	431,000			
105		322,300	366,600	393,000	431,400			
106		322,900	367,000	393,400				
107		323,500	367,400	393,800				
108		324,100	367,800	394,200				

109	324,600	368,200	394,700				
110	325,200	368,600	395,100				
111	325,800	369,000	395,500				
112	326,400	369,400	395,900				
113	326,900	369,800	396,400				
114	327,400	370,200	396,800				
115	328,000	370,600	397,200				
116	328,600	371,000	397,600				
117	329,000	371,400	398,100				
118		371,800	398,400				
119		372,200	398,700				
120		372,600	399,000				
121		373,000	399,400				
122		373,300	399,700				
123		373,600	400,000				
124		373,900	400,300				
125		374,000	400,700				
126		374,100	401,000				
127		374,200	401,300				
128		374,300	401,600				
129		374,500	402,000				
130		374,600	402,300				
131		374,700	402,600				
132		374,800	402,900				
133		374,900	403,300				
134		375,000	403,600				
135		375,100	403,900				
136		375,200	404,200				
137		375,300	404,600				
138		375,400					
139		375,500					
140		375,600					
141		375,700					
142		375,800					
143		375,900					
144		376,000					
145		376,100					
146		376,200					

	147			376,300					
	148			376,400					
	149			376,500					
再 任 用 職 員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第2条関係)

交通局企業職給料表(2)

職員 の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	136,500	150,900	226,700	256,300	303,600	341,600
	2	137,500	152,700	228,600	258,500	305,900	344,100
	3	138,600	154,500	230,500	260,600	308,200	346,600
	4	139,700	156,400	232,500	262,600	310,500	349,100
	5	140,600	158,100	234,200	264,800	312,700	351,400
	6	141,800	160,000	236,100	266,900	315,000	353,900
	7	143,000	161,900	238,000	269,100	317,300	356,400
	8	144,300	163,800	239,900	271,300	319,600	358,900
	9	145,400	165,600	241,800	273,300	321,900	361,400
	10	146,700	167,500	243,800	275,300	324,200	364,000
	11	148,100	169,400	245,800	277,300	326,500	366,500
	12	149,400	171,300	247,700	279,400	328,800	369,200
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	13	150,900	173,100	249,800	281,600	331,100	371,800
	14	152,700	175,000	251,900	283,700	333,400	374,400
	15	154,500	176,900	254,000	285,700	335,700	377,000
	16	156,400	178,800	256,100	287,800	338,000	379,600
	17	158,100	180,600	258,300	289,900	340,300	382,300
	18	160,000	182,500	260,300	292,000	342,600	384,800
	19	161,900	184,400	262,300	294,100	344,900	387,300
	20	163,800	186,300	264,400	296,200	347,100	389,800
	21	165,600	188,100	266,600	298,200	349,500	392,300
	22	167,500	190,000	268,700	300,300	351,800	394,600
	23	169,400	191,900	270,700	302,400	354,100	397,000
	24	171,300	193,800	272,800	304,500	356,500	399,400
	25	173,100	195,600	274,900	306,400	358,700	401,900
	26	175,000	197,500	277,000	308,400	361,000	404,200
	27	176,900	199,400	279,100	310,400	363,300	406,500
	28	178,800	201,300	281,200	312,400	365,600	408,800
29	180,600	203,100	283,200	314,500	367,700	411,200	
30	182,500	205,000	285,200	316,500	369,900	413,200	
31	184,400	206,900	287,200	318,500	372,100	415,200	
32	186,300	208,800	289,200	320,500	374,300	417,200	

33	188,100	210,600	291,100	322,600	376,500	419,300
34	190,000	212,500	293,100	324,600	378,500	420,500
35	191,900	214,400	295,100	326,600	380,500	421,800
36	193,800	216,300	297,100	328,500	382,500	423,000
37	195,600	218,100	298,900	330,600	384,300	424,100
38	197,500	220,000	300,800	332,600	386,100	424,900
39	199,400	221,900	302,700	334,500	387,800	425,700
40	201,300	223,900	304,600	336,500	389,500	426,500
41	203,100	225,600	306,600	338,600	391,300	427,100
42	205,000	227,500	308,500	340,600	392,600	427,800
43	206,900	229,300	310,400	342,600	393,900	428,500
44	208,800	231,300	312,300	344,600	395,300	429,200
45	210,600	233,100	314,200	346,600	396,500	429,700
46	212,500	234,900	316,100	348,600	397,400	430,400
47	214,400	236,800	317,900	350,600	398,400	431,100
48	216,300	238,600	319,800	352,600	399,400	431,800
49	218,100	240,600	321,700	354,500	400,400	432,300
50	219,300	242,500	323,400	356,000	401,100	432,900
51	220,500	244,500	325,100	357,500	401,800	433,500
52	221,700	246,500	326,900	359,000	402,600	434,100
53	222,600	248,400	328,500	360,400	403,300	434,800
54	223,700	250,300	329,900	361,600	403,900	435,400
55	224,800	252,100	331,300	362,900	404,500	436,000
56	225,900	253,900	332,800	364,200	405,200	436,600
57	226,800	256,000	334,100	365,500	405,800	437,100
58	227,800	257,900	335,500	366,400	406,400	437,700
59	228,800	259,700	336,900	367,300	407,100	438,300
60	229,600	261,600	338,400	368,200	407,800	438,900
61	230,600	263,300	339,600	369,000	408,300	439,400
62	231,500	265,100	340,700	369,800	408,900	440,000
63	232,400	266,900	341,800	370,600	409,500	440,600
64	233,400	268,700	342,900	371,500	410,200	441,200
65	234,200	270,500	344,100	372,300	410,700	441,700
66	235,000	272,300	345,000	372,900	411,300	442,300
67	235,800	274,100	345,900	373,600	411,900	442,900
68	236,600	275,900	346,800	374,300	412,500	443,500
69	237,200	277,700	347,600	374,800	412,900	444,000
70	237,800	279,500	348,400	375,400	413,500	444,500
71	238,200	281,300	349,200	376,000	414,100	445,000

72	238,800	283,100	350,100	376,700	414,700	445,500
73	239,400	284,900	350,800	377,200	415,100	446,100
74	239,900	286,700	351,400	377,800	415,700	446,600
75	240,400	288,500	352,000	378,400	416,300	447,100
76	240,900	290,300	352,700	379,000	416,900	447,600
77	241,100	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200
78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700
79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200
80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700
81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300
82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800
83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300
84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800
85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400
86		306,300	358,200	384,300	422,000	
87		307,500	358,700	384,800	422,500	
88		308,800	359,200	385,300	423,000	
89		310,000	359,700	385,800	423,500	
90		311,100	360,200	386,300	424,000	
91		312,200	360,700	386,800	424,500	
92		313,300	361,200	387,300	425,000	
93		314,200	361,500	387,700	425,500	
94		315,000	361,900	388,200	426,000	
95		315,900	362,400	388,700	426,500	
96		316,800	362,900	389,200	427,000	
97		317,500	363,200	389,600	427,500	
98		318,100	363,600	390,000	428,000	
99		318,700	364,000	390,400	428,500	
100		319,400	364,400	390,800	429,000	
101		319,900	364,900	391,300	429,500	
102		320,500	365,300	391,700	430,000	
103		321,100	365,700	392,100	430,500	
104		321,800	366,100	392,500	431,000	
105		322,300	366,600	393,000	431,400	
106		322,900	367,000	393,400		
107		323,500	367,400	393,800		
108		324,100	367,800	394,200		
109		324,600	368,200	394,700		

110	325,200	368,600	395,100
111	325,800	369,000	395,500
112	326,400	369,400	395,900
113	326,900	369,800	396,400
114	327,400	370,200	396,800
115	328,000	370,600	397,200
116	328,600	371,000	397,600
117	329,000	371,400	398,100
118		371,800	398,400
119		372,200	398,700
120		372,600	399,000
121		373,000	399,400
122		373,300	399,700
123		373,600	400,000
124		373,900	400,300
125		374,000	400,700
126		374,100	401,000
127		374,200	401,300
128		374,300	401,600
129		374,500	402,000
130		374,600	402,300
131		374,700	402,600
132		374,800	402,900
133		374,900	403,300
134		375,000	403,600
135		375,100	403,900
136		375,200	404,200
137		375,300	404,600
138		375,400	
139		375,500	
140		375,600	
141		375,700	
142		375,800	
143		375,900	
144		376,000	
145		376,100	
146		376,200	
147		376,300	
148		376,400	

	149			376,500			
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600

備考 この表は、運輸事務職及び車両技術職に適用する。

別表第3 (第2条関係)

交通局企業職給料表(3)

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	129,800	143,600	215,200	243,400
	2	130,800	145,200	217,100	245,400
	3	131,800	146,800	219,000	247,400
	4	132,800	148,400	220,900	249,300
	5	133,700	149,900	222,600	251,400
	6	134,900	151,700	224,500	253,400
	7	136,100	153,500	226,400	255,500
	8	137,300	155,300	228,300	257,600
	9	138,400	157,000	230,000	259,500
	10	139,700	158,800	231,900	261,500
	11	141,000	160,600	233,800	263,500
	12	142,300	162,400	235,600	265,500
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	13	143,600	164,100	237,400	267,500
	14	145,200	165,900	239,400	269,500
	15	146,800	167,700	241,400	271,500
	16	148,400	169,500	243,400	273,500
	17	149,900	171,200	245,500	275,400
	18	151,700	173,000	247,400	277,300
	19	153,500	174,800	249,400	279,300
	20	155,300	176,600	251,400	281,300
	21	157,000	178,300	253,400	283,200
	22	158,800	180,100	255,400	285,100
	23	160,600	181,900	257,400	287,000
	24	162,400	183,700	259,400	288,900
	25	164,100	185,400	261,300	290,900
	26	165,900	187,200	263,200	292,800
	27	167,700	189,000	265,200	294,700
	28	169,500	190,800	267,200	296,600
	29	171,200	192,500	269,000	298,600
	30	173,000	194,300	270,900	300,500
	31	174,800	196,100	272,800	302,400
	32	176,600	197,900	274,700	304,300

33	178,300	199,600	276,500	306,300
34	180,100	201,400	278,400	308,200
35	181,900	203,200	280,300	310,100
36	183,700	205,000	282,200	312,000
37	185,400	206,800	283,900	314,000
38	187,200	208,700	285,800	315,900
39	189,000	210,600	287,700	317,800
40	190,800	212,500	289,600	319,700
41	192,500	214,100	291,300	321,700
42	194,300	216,000	293,200	323,500
43	196,100	217,800	295,100	325,400
44	197,900	219,700	296,900	327,300
45	199,600	221,400	298,600	329,300
46	201,400	223,300	300,400	331,200
47	203,200	225,200	302,200	333,100
48	205,000	227,000	304,000	335,000
49	206,700	228,700	305,800	336,700
50	207,900	230,600	307,300	338,100
51	209,100	232,500	308,900	339,500
52	210,300	234,400	310,500	340,900
53	211,500	236,100	312,000	342,300
54	212,600	237,900	313,400	343,500
55	213,700	239,800	314,800	344,700
56	214,800	241,700	316,200	345,900
57	215,800	243,300	317,400	347,000
58	216,700	245,000	318,800	347,800
59	217,600	246,700	320,200	348,600
60	218,500	248,400	321,600	349,400
61	219,300	250,200	322,800	350,200
62	220,200	251,900	323,900	351,000
63	221,000	253,600	325,000	351,800
64	221,900	255,300	326,100	352,600
65	222,800	257,100	327,100	353,400
66	223,500	258,700	327,900	354,000
67	224,200	260,400	328,700	354,600
68	224,900	262,100	329,500	355,200
69	225,400	263,900	330,200	355,900
70	226,000	265,500	331,000	356,500
71	226,600	267,200	331,800	357,100

72	227,200	268,900	332,600	357,700
73	227,600	270,700	333,200	358,200
74	228,000	272,400	333,800	358,800
75	228,400	274,100	334,400	359,400
76	228,800	275,800	335,000	360,000
77	229,200	277,400	335,500	360,500
78		279,000	336,100	361,000
79		280,600	336,700	361,500
80		282,200	337,300	362,000
81		283,700	337,700	362,600
82		285,200	338,200	363,100
83		286,800	338,700	363,600
84		288,400	339,200	364,100
85		289,900	339,700	364,600
86		291,000	340,200	365,100
87		292,200	340,700	365,600
88		293,400	341,200	366,100
89		294,500	341,600	366,500
90		295,500	342,000	367,000
91		296,500	342,400	367,500
92		297,500	342,800	368,000
93		298,500	343,300	368,300
94		299,300	343,700	368,800
95		300,100	344,100	369,300
96		300,900	344,500	369,800
97		301,500	344,900	370,100
98		302,100	345,300	370,500
99		302,700	345,700	370,900
100		303,300	346,100	371,300
101		303,800	346,500	371,700
102		304,400	346,900	372,100
103		305,000	347,300	372,500
104		305,600	347,700	372,900
105		306,100	348,100	373,300
106		306,700	348,500	373,700
107		307,300	348,900	374,100
108		307,900	349,300	374,500
109		308,400	349,600	374,900

110	308,900	350,000	375,300
111	309,400	350,400	375,700
112	309,900	350,800	376,100
113	310,400	351,100	376,500
114	310,900	351,500	376,900
115	311,400	351,900	377,300
116	311,900	352,300	377,700
117	312,400	352,600	378,100
118		353,000	378,400
119		353,400	378,700
120		353,800	379,000
121		354,100	379,400
122		354,400	379,700
123		354,700	380,000
124		355,000	380,300
125		355,100	380,700
126		355,200	381,000
127		355,300	381,300
128		355,400	381,600
129		355,500	381,900
130		355,600	382,200
131		355,700	382,500
132		355,800	382,800
133		355,900	383,100
134		356,000	383,400
135		356,100	383,700
136		356,200	384,000
137		356,300	384,300
138		356,400	
139		356,500	
140		356,600	
141		356,700	
142		356,800	
143		356,900	
144		357,000	
145		357,100	
146		357,200	
147		357,300	
148		357,400	

	149			357,500	
再任用職員		162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、自動車運転手、自動車修理員及び誘導員に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 職員が、この規程による改正前の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定に基づいて、平成29年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、この規程による改正後の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第75号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月21日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
ハイブリッド・バッテリー交換作業一式
- (2) 履行場所
上平間・塩浜・井田営業所整備係
- (3) 履行期限
平成30年3月31日まで
- (4) 調達案件の特質等
仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」のランク「A」又は「B」、種目「自動車修理」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年11月21日から平成29年11月29日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年12月5日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 車両係 朝生
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年12月12日 午後2時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第76号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月27日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

交通局予定地測量委託

(2) 履行場所

有馬第二団地折返し所
(川崎市宮前区東有馬3丁目3184-1)

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「測量」、種目「測量一般」、地域区分「市内」、企業規模「中小企業」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成24年4月1日以降に、類似業務の契約実績を有すること。

(5) 測量法(昭和24年法律第188号)第49条の規定に従い登録された測量士を主任技術者として配置できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年11月27日から平成29年12月4日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年12月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

なお、この確認通知は、申請時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、申請時に遡って提出書類の確認をすることにより行うものとします。この結果、入札参加資格がなく申請を行った入札者の入札は無効とします。

- 6 仕様に関する問い合わせ先
企画管理部経理課 出納係 多和田
電話 044-200-3227
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
(2) 提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
次により入札を執行します。
- (1) 入札方法
総価で行います。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。
- (2) 入札書の提出方法
郵便（一般書留又は簡易書留）により提出してください。詳細については、入札説明書を御覧ください。
- ア 期限
平成29年12月13日 必着
- イ 宛先
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成29年12月15日 午前11時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 落札者の決定方法及び最終的な入札参加資格の審査等
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。
当該落札候補者について、2に定める入札参加資格を満たしているかどうかの最終的な審査をした上で、落札者として決定します。審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、その入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。
- (6) 落札候補者に係る入札参加資格確認（申請）書等

の提出

開札後速やかに、交通局企画管理部経理課契約担当から、落札候補者へ電話連絡しますので、落札候補者については、次に掲げる書類を当日中に本件業務の発注部署（企画管理部経理課 出納係 電話044-200-3227）に持参し、確認を受けてください。
ア 落札候補者に係る入札参加資格確認（申請）書
イ 2(4)の実績を証する書類（該当する案件の契約書の写し等）
ウ 配置予定測量士届
エ 測量士名簿記載事項証明書
オ 配置予定測量士との雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）
※ア及びウの様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(7) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第77号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

照明付バス停留所標識設置

(2) 履行場所

交通局指定場所

- (3) 履行期限
平成30年3月9日まで
- (4) 調達案件の特質等
仕様書のとおり
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「看板・標識」のランク「A」又は「B」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市ホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。
- (1) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228
- (2) 提出期間
平成29年11月30日から平成29年12月7日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の入手方法
市ホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。
※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年12月13日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
自動車部管理課 施設担当 石渡
電話 044-200-3224
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
総価で行います。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 平成29年12月20日 午前11時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
- (3) 入札書の提出方法
持参
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。
- (2) 契約書作成の要否
必要
- 10 その他
- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第10号

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月30日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部
を改正する規程

川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

病院企業職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	136,500	150,900	226,700	256,300	303,600	341,600	373,100	409,900
	2	137,500	152,700	228,600	258,500	305,900	344,100	375,600	413,000
	3	138,600	154,500	230,500	260,600	308,200	346,600	378,200	416,100
	4	139,700	156,400	232,500	262,600	310,500	349,100	380,900	419,300
	5	140,600	158,100	234,200	264,800	312,700	351,400	383,600	422,300
	6	141,800	160,000	236,100	266,900	315,000	353,900	386,300	425,400
	7	143,000	161,900	238,000	269,100	317,300	356,400	389,000	428,500
	8	144,300	163,800	239,900	271,300	319,600	358,900	391,700	431,700
	9	145,400	165,600	241,800	273,300	321,900	361,400	394,200	434,700
	10	146,700	167,500	243,800	275,300	324,200	364,000	397,000	437,800
	11	148,100	169,400	245,800	277,300	326,500	366,500	399,800	440,900
	12	149,400	171,300	247,700	279,400	328,800	369,200	402,500	444,100
	13	150,900	173,100	249,800	281,600	331,100	371,800	405,300	447,200
	14	152,700	175,000	251,900	283,700	333,400	374,400	407,900	450,400
	15	154,500	176,900	254,000	285,700	335,700	377,000	410,600	453,600
	16	156,400	178,800	256,100	287,800	338,000	379,600	413,300	456,800
	17	158,100	180,600	258,300	289,900	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	160,000	182,500	260,300	292,000	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	161,900	184,400	262,300	294,100	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	163,800	186,300	264,400	296,200	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	165,600	188,100	266,600	298,200	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	167,500	190,000	268,700	300,300	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	169,400	191,900	270,700	302,400	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	171,300	193,800	272,800	304,500	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	173,100	195,600	274,900	306,400	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	175,000	197,500	277,000	308,400	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	176,900	199,400	279,100	310,400	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	178,800	201,300	281,200	312,400	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	180,600	203,100	283,200	314,500	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	182,500	205,000	285,200	316,500	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	184,400	206,900	287,200	318,500	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	186,300	208,800	289,200	320,500	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	188,100	210,600	291,100	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	190,000	212,500	293,100	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	191,900	214,400	295,100	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	193,800	216,300	297,100	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	195,600	218,100	298,900	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	197,500	220,000	300,800	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	199,400	221,900	302,700	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	201,300	223,900	304,600	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	203,100	225,600	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	205,000	227,500	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	206,900	229,300	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	208,800	231,300	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	210,600	233,100	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	212,500	234,900	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	214,400	236,800	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	216,300	238,600	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100
	49	218,100	240,600	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	219,300	242,500	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	220,500	244,500	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	221,700	246,500	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	222,600	248,400	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	223,700	250,300	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	224,800	252,100	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	225,900	253,900	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	226,800	256,000	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	227,800	257,900	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200

再任
用職
員以
外の
職員

59	228,800	259,700	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
60	229,600	261,600	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
61	230,600	263,300	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
62	231,500	265,100	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
63	232,400	266,900	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
64	233,400	268,700	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
65	234,200	270,500	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
66	235,000	272,300	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
67	235,800	274,100	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
68	236,600	275,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
69	237,200	277,700	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
70	237,800	279,500	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
71	238,200	281,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
72	238,800	283,100	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
73	239,400	284,900	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
74	239,900	286,700	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
75	240,400	288,500	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
76	240,900	290,300	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
77	241,100	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700		
79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200		
80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700		
81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300		
82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800		
83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300		
84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800		
85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400		
86		306,300	358,200	384,300	422,000			
87		307,500	358,700	384,800	422,500			
88		308,800	359,200	385,300	423,000			
89		310,000	359,700	385,800	423,500			
90		311,100	360,200	386,300	424,000			
91		312,200	360,700	386,800	424,500			
92		313,300	361,200	387,300	425,000			
93		314,200	361,500	387,700	425,500			
94		315,000	361,900	388,200	426,000			
95		315,900	362,400	388,700	426,500			
96		316,800	362,900	389,200	427,000			
97		317,500	363,200	389,600	427,500			
98		318,100	363,600	390,000	428,000			
99		318,700	364,000	390,400	428,500			
100		319,400	364,400	390,800	429,000			
101		319,900	364,900	391,300	429,500			
102		320,500	365,300	391,700	430,000			
103		321,100	365,700	392,100	430,500			
104		321,800	366,100	392,500	431,000			
105		322,300	366,600	393,000	431,400			
106		322,900	367,000	393,400				
107		323,500	367,400	393,800				
108		324,100	367,800	394,200				
109		324,600	368,200	394,700				
110		325,200	368,600	395,100				
111		325,800	369,000	395,500				
112		326,400	369,400	395,900				
113		326,900	369,800	396,400				
114		327,400	370,200	396,800				
115		328,000	370,600	397,200				
116		328,600	371,000	397,600				
117		329,000	371,400	398,100				
118			371,800	398,400				
119			372,200	398,700				
120			372,600	399,000				
121			373,000	399,400				
122			373,300	399,700				
123			373,600	400,000				
124			373,900	400,300				
125			374,000	400,700				
126			374,100	401,000				

	127			374,200	401,300				
	128			374,300	401,600				
	129			374,500	402,000				
	130			374,600	402,300				
	131			374,700	402,600				
	132			374,800	402,900				
	133			374,900	403,300				
	134			375,000	403,600				
	135			375,100	403,900				
	136			375,200	404,200				
	137			375,300	404,600				
	138			375,400					
	139			375,500					
	140			375,600					
	141			375,700					
	142			375,800					
	143			375,900					
	144			376,000					
	145			376,100					
	146			376,200					
	147			376,300					
	148			376,400					
	149			376,500					
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第39条に規定する職員を除く。

別表第2 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	129,800	143,600	215,200	243,400
	2	130,800	145,200	217,100	245,400
	3	131,800	146,800	219,000	247,400
	4	132,800	148,400	220,900	249,300
	5	133,700	149,900	222,600	251,400
	6	134,900	151,700	224,500	253,400
	7	136,100	153,500	226,400	255,500
	8	137,300	155,300	228,300	257,600
	9	138,400	157,000	230,000	259,500
	10	139,700	158,800	231,900	261,500
	11	141,000	160,600	233,800	263,500
	12	142,300	162,400	235,600	265,500
	13	143,600	164,100	237,400	267,500
	14	145,200	165,900	239,400	269,500
	15	146,800	167,700	241,400	271,500
	16	148,400	169,500	243,400	273,500
	17	149,900	171,200	245,500	275,400
	18	151,700	173,000	247,400	277,300
	19	153,500	174,800	249,400	279,300
	20	155,300	176,600	251,400	281,300
	21	157,000	178,300	253,400	283,200
	22	158,800	180,100	255,400	285,100
	23	160,600	181,900	257,400	287,000
	24	162,400	183,700	259,400	288,900
	25	164,100	185,400	261,300	290,900
	26	165,900	187,200	263,200	292,800
	27	167,700	189,000	265,200	294,700
	28	169,500	190,800	267,200	296,600
	29	171,200	192,500	269,000	298,600
	30	173,000	194,300	270,900	300,500
	31	174,800	196,100	272,800	302,400
	32	176,600	197,900	274,700	304,300
	33	178,300	199,600	276,500	306,300
	34	180,100	201,400	278,400	308,200
	35	181,900	203,200	280,300	310,100
	36	183,700	205,000	282,200	312,000
	37	185,400	206,800	283,900	314,000
	38	187,200	208,700	285,800	315,900
	39	189,000	210,600	287,700	317,800
	40	190,800	212,500	289,600	319,700
	41	192,500	214,100	291,300	321,700
	42	194,300	216,000	293,200	323,500
	43	196,100	217,800	295,100	325,400
	44	197,900	219,700	296,900	327,300
	45	199,600	221,400	298,600	329,300
	46	201,400	223,300	300,400	331,200
	47	203,200	225,200	302,200	333,100
	48	205,000	227,000	304,000	335,000
	49	206,700	228,700	305,800	336,700
	50	207,900	230,600	307,300	338,100
	51	209,100	232,500	308,900	339,500
	52	210,300	234,400	310,500	340,900
	53	211,500	236,100	312,000	342,300
	54	212,600	237,900	313,400	343,500
	55	213,700	239,800	314,800	344,700
	56	214,800	241,700	316,200	345,900
	57	215,800	243,300	317,400	347,000
	58	216,700	245,000	318,800	347,800

再任
用職
員以
外の
職員

59	217,600	246,700	320,200	348,600
60	218,500	248,400	321,600	349,400
61	219,300	250,200	322,800	350,200
62	220,200	251,900	323,900	351,000
63	221,000	253,600	325,000	351,800
64	221,900	255,300	326,100	352,600
65	222,800	257,100	327,100	353,400
66	223,500	258,700	327,900	354,000
67	224,200	260,400	328,700	354,600
68	224,900	262,100	329,500	355,200
69	225,400	263,900	330,200	355,900
70	226,000	265,500	331,000	356,500
71	226,600	267,200	331,800	357,100
72	227,200	268,900	332,600	357,700
73	227,600	270,700	333,200	358,200
74	228,000	272,400	333,800	358,800
75	228,400	274,100	334,400	359,400
76	228,800	275,800	335,000	360,000
77	229,200	277,400	335,500	360,500
78		279,000	336,100	361,000
79		280,600	336,700	361,500
80		282,200	337,300	362,000
81		283,700	337,700	362,600
82		285,200	338,200	363,100
83		286,800	338,700	363,600
84		288,400	339,200	364,100
85		289,900	339,700	364,600
86		291,000	340,200	365,100
87		292,200	340,700	365,600
88		293,400	341,200	366,100
89		294,500	341,600	366,500
90		295,500	342,000	367,000
91		296,500	342,400	367,500
92		297,500	342,800	368,000
93		298,500	343,300	368,300
94		299,300	343,700	368,800
95		300,100	344,100	369,300
96		300,900	344,500	369,800
97		301,500	344,900	370,100
98		302,100	345,300	370,500
99		302,700	345,700	370,900
100		303,300	346,100	371,300
101		303,800	346,500	371,700
102		304,400	346,900	372,100
103		305,000	347,300	372,500
104		305,600	347,700	372,900
105		306,100	348,100	373,300
106		306,700	348,500	373,700
107		307,300	348,900	374,100
108		307,900	349,300	374,500
109		308,400	349,600	374,900
110		308,900	350,000	375,300
111		309,400	350,400	375,700
112		309,900	350,800	376,100
113		310,400	351,100	376,500
114		310,900	351,500	376,900
115		311,400	351,900	377,300
116		311,900	352,300	377,700
117		312,400	352,600	378,100
118			353,000	378,400
119			353,400	378,700
120			353,800	379,000
121			354,100	379,400
122			354,400	379,700
123			354,700	380,000
124			355,000	380,300
125			355,100	380,700
126			355,200	381,000

	127			355,300	381,300
	128			355,400	381,600
	129			355,500	381,900
	130			355,600	382,200
	131			355,700	382,500
	132			355,800	382,800
	133			355,900	383,100
	134			356,000	383,400
	135			356,100	383,700
	136			356,200	384,000
	137			356,300	384,300
	138			356,400	
	139			356,500	
	140			356,600	
	141			356,700	
	142			356,800	
	143			356,900	
	144			357,000	
	145			357,100	
	146			357,200	
	147			357,300	
	148			357,400	
	149			357,500	
再任用職員		162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、業務職員に適用する。

別表第3 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	235,700 円	323,700 円	381,900 円	433,000 円	487,200 円
	2	238,600	326,500	384,500	435,600	489,600
	3	241,500	329,300	387,100	438,200	492,000
	4	244,400	332,100	389,700	440,800	494,400
	5	247,200	335,000	392,400	443,500	496,700
	6	250,200	337,900	395,000	446,100	499,100
	7	253,200	340,800	397,600	448,700	501,500
	8	256,200	343,700	400,200	451,300	503,900
	9	259,300	346,600	402,800	453,800	506,100
	10	262,600	349,600	405,400	456,200	508,400
	11	265,900	352,600	408,000	458,600	510,700
	12	269,200	355,600	410,600	461,000	513,000
	13	272,400	358,500	413,100	463,500	515,300
	14	275,200	361,300	415,700	465,900	517,600
	15	278,000	364,100	418,300	468,300	519,900
	16	280,800	366,900	420,900	470,700	522,200
	17	283,400	369,500	423,400	473,000	524,500
	18	286,000	372,100	426,000	475,400	526,700
	19	288,600	374,700	428,600	477,800	528,900
	20	291,200	377,300	431,200	480,200	531,100
	21	293,700	379,700	433,600	482,500	533,300
	22	296,300	382,000	436,000	484,800	535,500
	23	298,900	384,300	438,400	487,100	537,700
	24	301,500	386,600	440,800	489,400	539,900
	25	304,000	388,700	443,300	491,500	541,900
	26	306,500	390,800	445,700	493,700	544,000
	27	309,000	392,900	448,100	495,900	546,100
	28	311,500	395,000	450,500	498,100	548,200
	29	314,100	397,000	452,800	500,300	550,100
	30	316,600	399,000	454,800	502,200	551,800
	31	319,100	401,000	456,800	504,100	553,500
	32	321,600	403,000	458,800	506,000	555,200
	33	324,100	404,900	460,800	507,800	556,800
	34		406,900	462,600	509,500	558,400
	35		408,900	464,400	511,200	560,000
	36		410,900	466,200	512,900	561,600
	37		412,700	468,000	514,600	563,000
再任 用職 員以 外の 職員	38			469,800	516,100	564,300
	39			471,600	517,600	565,600
	40			473,400	519,100	566,900
	41			475,000	520,600	568,100
	42			476,700	521,800	569,100
	43			478,400	523,000	570,100
	44			480,100	524,200	571,100
	45			481,900	525,400	572,100
	46			483,600	526,600	573,100
	47			485,300	527,800	574,100
	48			487,000	529,000	575,100
	49			488,700	530,000	576,100
	50			490,100	531,000	577,000
	51			491,500	532,000	577,900
	52			492,900	533,000	578,800
	53			494,100	534,000	579,700
	54			494,900	535,000	580,600
	55			495,700	536,000	581,500
	56			496,500	537,000	582,400
	57			497,300	538,000	583,300
	58			498,100	539,000	584,200

	59			498,900	540,000	585,100
	60			499,700	541,000	586,000
	61			500,400	542,000	586,900
	62			501,200	543,000	587,800
	63			502,000	544,000	588,700
	64			502,800	545,000	589,600
	65			503,400	545,900	590,500
	66			504,200	546,800	591,400
	67			505,000	547,700	592,300
	68			505,800	548,600	593,200
	69			506,400	549,400	594,100
	70			507,100	550,200	595,000
	71			507,800	551,000	595,900
	72			508,500	551,800	596,800
	73			509,300	552,700	597,700
	74			510,000	553,500	598,600
	75			510,700	554,300	599,500
	76			511,400	555,100	600,400
	77			512,100	556,000	601,300
	78			512,800		
	79			513,500		
	80			514,200		
	81			514,900		
再任用職員		291,400	336,200	382,900	433,000	487,200

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第4 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (4)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	136,500	150,900	226,700	256,300	303,600	341,600	373,100
	2	137,500	152,700	228,600	258,500	305,900	344,100	375,600
	3	138,600	154,500	230,500	260,600	308,200	346,600	378,200
	4	139,700	156,400	232,500	262,600	310,500	349,100	380,900
	5	140,600	158,100	234,200	264,800	312,700	351,400	383,600
	6	141,800	160,000	236,100	266,900	315,000	353,900	386,300
	7	143,000	161,900	238,000	269,100	317,300	356,400	389,000
	8	144,300	163,800	239,900	271,300	319,600	358,900	391,700
	9	145,400	165,600	241,800	273,300	321,900	361,400	394,200
	10	146,700	167,500	243,800	275,300	324,200	364,000	397,000
	11	148,100	169,400	245,800	277,300	326,500	366,500	399,800
	12	149,400	171,300	247,700	279,400	328,800	369,200	402,500
	13	150,900	173,100	249,800	281,600	331,100	371,800	405,300
	14	152,700	175,000	251,900	283,700	333,400	374,400	407,900
	15	154,500	176,900	254,000	285,700	335,700	377,000	410,600
	16	156,400	178,800	256,100	287,800	338,000	379,600	413,300
	17	158,100	180,600	258,300	289,900	340,300	382,300	415,900
	18	160,000	182,500	260,300	292,000	342,600	384,800	418,600
	19	161,900	184,400	262,300	294,100	344,900	387,300	421,300
	20	163,800	186,300	264,400	296,200	347,100	389,800	424,000
	21	165,600	188,100	266,600	298,200	349,500	392,300	426,500
	22	167,500	190,000	268,700	300,300	351,800	394,600	429,100
	23	169,400	191,900	270,700	302,400	354,100	397,000	431,700
	24	171,300	193,800	272,800	304,500	356,500	399,400	434,300
	25	173,100	195,600	274,900	306,400	358,700	401,900	436,700
	26	175,000	197,500	277,000	308,400	361,000	404,200	439,200
	27	176,900	199,400	279,100	310,400	363,300	406,500	441,700
	28	178,800	201,300	281,200	312,400	365,600	408,800	444,200
	29	180,600	203,100	283,200	314,500	367,700	411,200	446,500
	30	182,500	205,000	285,200	316,500	369,900	413,200	448,700
	31	184,400	206,900	287,200	318,500	372,100	415,200	450,900
	32	186,300	208,800	289,200	320,500	374,300	417,200	453,100
	33	188,100	210,600	291,100	322,600	376,500	419,300	455,100
	34	190,000	212,500	293,100	324,600	378,500	420,500	456,700
	35	191,900	214,400	295,100	326,600	380,500	421,800	458,300
	36	193,800	216,300	297,100	328,500	382,500	423,000	459,900
	37	195,600	218,100	298,900	330,600	384,300	424,100	461,400
	38	197,500	220,000	300,800	332,600	386,100	424,900	462,200
	39	199,400	221,900	302,700	334,500	387,800	425,700	463,000
	40	201,300	223,900	304,600	336,500	389,500	426,500	463,800
	41	203,100	225,600	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400
	42	205,000	227,500	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100
	43	206,900	229,300	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800
	44	208,800	231,300	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500
	45	210,600	233,100	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100
	46	212,500	234,900	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800
	47	214,400	236,800	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500
	48	216,300	238,600	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200
	49	218,100	240,600	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800
	50	220,000	242,500	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500
	51	221,900	244,500	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200
	52	223,900	246,500	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900
	53	225,600	248,400	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500
	54	227,500	250,300	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200
	55	229,300	252,100	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900
	56	231,300	253,900	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600
	57	233,100	256,000	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200
	58	234,900	257,900	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900

再任 用職 員以 外の 職員	59	236,800	259,700	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600
	60	238,600	261,600	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300
	61	240,600	263,300	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900
	62	242,500	265,100	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500
	63	244,500	266,900	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100
	64	246,500	268,700	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700
	65	248,400	270,500	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200
	66	250,300	272,300	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800
	67	252,100	274,100	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400
	68	253,900	275,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000
	69	256,000	277,700	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500
	70	257,900	279,500	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100
	71	259,700	281,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700
	72	261,600	283,100	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300
	73	263,300	284,900	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800
	74	265,100	286,700	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400
	75	266,900	288,500	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000
	76	268,700	290,300	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600
	77	270,500	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100
	78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700	
	79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200	
	80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700	
	81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300	
	82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800	
	83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300	
	84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800	
85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400		
86		306,300	358,200	384,300	422,000			
87		307,500	358,700	384,800	422,500			
88		308,800	359,200	385,300	423,000			
89		310,000	359,700	385,800	423,500			
90		311,100	360,200	386,300	424,000			
91		312,200	360,700	386,800	424,500			
92		313,300	361,200	387,300	425,000			
93		314,200	361,500	387,700	425,500			
94		315,000	361,900	388,200	426,000			
95		315,900	362,400	388,700	426,500			
96		316,800	362,900	389,200	427,000			
97		317,500	363,200	389,600	427,500			
98		318,100	363,600	390,000	428,000			
99		318,700	364,000	390,400	428,500			
100		319,400	364,400	390,800	429,000			
101		319,900	364,900	391,300	429,500			
102		320,500	365,300	391,700	430,000			
103		321,100	365,700	392,100	430,500			
104		321,800	366,100	392,500	431,000			
105		322,300	366,600	393,000	431,400			
106		322,900	367,000	393,400				
107		323,500	367,400	393,800				
108		324,100	367,800	394,200				
109		324,600	368,200	394,700				
110		325,200	368,600	395,100				
111		325,800	369,000	395,500				
112		326,400	369,400	395,900				
113		326,900	369,800	396,400				
114		327,400	370,200	396,800				
115		328,000	370,600	397,200				
116		328,600	371,000	397,600				
117		329,000	371,400	398,100				
118			371,800	398,400				
119			372,200	398,700				
120			372,600	399,000				
121			373,000	399,400				
122			373,300	399,700				
123			373,600	400,000				
124			373,900	400,300				
125			374,000	400,700				
126			374,100	401,000				

	127			374,200	401,300			
	128			374,300	401,600			
	129			374,500	402,000			
	130			374,600	402,300			
	131			374,700	402,600			
	132			374,800	402,900			
	133			374,900	403,300			
	134			375,000	403,600			
	135			375,100	403,900			
	136			375,200	404,200			
	137			375,300	404,600			
	138			375,400				
	139			375,500				
	140			375,600				
	141			375,700				
	142			375,800				
	143			375,900				
	144			376,000				
	145			376,100				
	146			376,200				
	147			376,300				
	148			376,400				
	149			376,500				
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900

備考 この表は、薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 職員が、この規程による改正前の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定に基づいて、平成29年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、この規程による改正後の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定による給与の内払とみなす。

川崎市病院局規程第11号

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月30日

川崎市病院局事業管理者 堀 内 行 雄

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、

昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第26号）の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第7条関係）

年齢別最低保障額表

採用年齢	金額
18歳	131,800円
19歳	134,900円
20歳	138,400円
21歳	141,000円
22歳	145,200円
23歳	148,400円
24歳	151,700円
25歳	157,000円
26歳	160,600円
27歳	165,900円
28歳	169,500円
29歳	173,000円
30歳	176,600円
31歳	180,100円
32歳	183,700円
33歳	187,200円
34歳	192,500円
35歳	196,100円
36歳	199,600円
37歳	203,200円

38歳	206,700円
39歳	207,900円
40歳以上	209,100円

附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

川崎市病院局規程第12号

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月30日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄
川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第33号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「100分の98.5」を「100分の108.5」に、「100分の170」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の91」を「100分の101」に、「100分の98.5」を「100分の108.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の83.5」を「100分の93.5」に改める。

第4条の4第1項各号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第43号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月27日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規

程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に戻り、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回

り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院斜面防護等整備工事家屋事前調査業務委託
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月15日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「補償コンサルタント」 種目 「物件部門」
	その他	地域「市内」
競争参加の申込	平成29年11月27日から平成29年12月4日まで受付けます。	
最低制限価格の有無	設定します。	
入札及び開札	平成29年12月8日 午後2時00分	

川崎市病院局公告第44号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月27日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/

contents/0000037/37849/somu/nyusatsu/index.html)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会

への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた

旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する超音波手術器の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年11月27日から平成29年12月4日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年12月8日 午後2時00分	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する運動負荷心電図測定装置の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年11月27日から平成29年12月4日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年12月8日 午後2時00分	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する血液ガス分析装置の調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年11月27日から平成29年12月4日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年12月8日 午後2時00分	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第14号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年12月11日

川崎市病院事業管理者 堀内 行雄

1 調達の名称

川崎市立川崎病院で使用するガスの調達

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成29年11月22日

4 契約の相手方の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役 川崎 敏寛

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

5 契約金額

208,171,464円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

平成29年10月25日

教 育 委 員 会 規 則

川崎市教育委員会規則第17号

川崎市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月21日

川崎市教育委員会

教育長 渡邊 直美

川崎市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市学校給食センター条例施行規則(平成29年川崎市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
第2条の表に次のように加える。

川崎市中部学校給食センター	日吉中学校、平間中学校、玉川中学校、住吉中学校、井田中学校、今井中学校、中原中学校、宮内中学校、西中原中学校、高津中学校、西高津中学校、野川中学校、平中学校、稲田中学校
川崎市北部学校給食センター	栢形中学校、南菅中学校、菅中学校、生田中学校、南生田中学校、西生田中学校、金程中学校、長沢中学校、麻生中学校、柿生中学校、王禅寺中央中学校、白鳥中学校

附 則

この規則は、平成29年11月22日から施行する。

川崎市教育委員会規則第18号

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月30日

川崎市教育委員会

教育長 渡邊 直美

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則

川崎市立図書館規則(平成29年川崎市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成29年12月29日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第32号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
平成29年11月20日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成29年11月28日(火) 14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 議 事
 - 議案第63号 川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第64号 通学区域の一部変更について(宮崎小学校区)
 - 議案第65号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画素案について
 - 議案第66号 平成30年度使用特別支援学校教科用図書(追加)の選定に係る諮問について
 - 議案第67号 人事について
- 4 その他報告等

監 査 公 表

29川監公第9号
平成29年12月11日

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	花 輪 孝 一
同	山 田 益 男

- 1 監査の種別
定期(財務)監査
- 2 監査の対象
建設緑政局、議会局
- 3 監査の範囲
平成28年度及び29年度の財務に関する事務の執行

- (必要に応じて他の年度も対象とした。)
- 4 監査の期間
平成29年9月1日から同年11月28日まで
 - 5 監査の方法
収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
なお、監査の対象に議会局が含まれることから、地方自治法第196条第1項の規定により議員のうちから選任された花輪孝一監査委員及び山田益男監査委員は、同法第199条の2の規定に該当する財務に関する事務の監査について除斥した。
 - 6 監査の結果
監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。
財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。
 - (1) 手数料の徴収手続及び債権管理を適正に行うべきもの
川崎市屋外広告物条例(昭和46年条例第77号)第40条第3項によると、屋外広告物の許可の申請に対する審査に係る手数料については、申請の際、申請者から徴収するとされており、許可書は手数料の納付後に交付するものである。
当該手数料の徴収手続についてみたところ、納入通知書と許可書を同時に送付していた。
また、地方自治法第231条の3第1項及び川崎市債権管理条例(平成25年条例第42号)第5条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。
当該手数料の未納債権についてみたところ、督促状を送付していない事例があった。
手数料の徴収手続及び債権管理を適正に行われたい。
 - (2) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの
川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。
物品購入に関する契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。
(建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

(3) 前渡金管理者口座を適切に取扱うべきもの
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項の規定により資金の前渡をすることができる経費が定められており、この資金の前渡を受けた現金は、川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第94条第1項の規定によると、直ちに支払を要する場合を除き、金融機関に預金する等確実に保管しなければならないとされている。

前渡金を保管するための口座(以下「前渡金管理者口座」という。)をみたところ、緑の募金において職員個人から集金した現金を、その払込みまでの間、当該口座に預け入れて保管していた事例があった。

前渡金管理者口座は、その資金を確実に保管するためのものであり、目的外の現金を保管することは適切ではない。

前渡金管理者口座を適切に取り扱われたい。
(建設緑政局緑政部みどりの協働推進課)

(4) その他改善を要するもの
改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 長期継続契約書に特約条項を記載すべきもの
長期継続契約書に、翌年度以降における予算の減額等に関する特約条項が記載されていなかった事例

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)
イ 備品等の管理を適正に行うべきもの
(ア) 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例
(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課、同夢見ヶ崎動物公園)

(イ) 不用の決定又は処分の決定を行っていなかった事例
(建設緑政局総務部庶務課、緑政部多摩川施策推進課、同夢見ヶ崎動物公園、道路管理部路政課)

(ウ) 所在が不明となっていた事例
(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(エ) 備品整理簿又は動物整理簿に登載していなかった事例
(建設緑政局緑政部みどりの協働推進課、同多摩川施策推進課、同霊園事務所、同夢見ヶ

崎動物公園)

(オ) 備品整理簿への登載を重複して行っていた事例

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

ウ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について登載していなかった事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

(イ) 消耗品出納簿の数量と実際の数量が一致していなかった事例

(建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所、自転車対策室)

エ 会計職員の任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

(ア) 金銭出納員又は金銭取扱員を任命していなかった事例

(建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

(イ) 金銭出納員又は金銭取扱員を置くこととされていない箇所での任命していた事例

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課、同生田緑地整備事務所)

(ウ) 金銭出納員又は物品取扱員の任命又は解任の手続が完了していなかった事例

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

29川監公第10号

平成29年12月11日

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 花 輪 孝 一

同 山 田 益 男

1 監査の種別

財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

ア 公益社団法人川崎市幼稚園協会

(所管部局 こども未来局子育て推進部幼児教育担当)

(2) 出資団体

ア 公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団

(所管部局 健康福祉局保健医療政策室)

イ 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

<p>(所管部局 健康福祉局保健所環境保健課) ウ 川崎臨港倉庫埠頭株式会社</p>	<p>川崎市東高津老人いこいの家 川崎市くじ老人いこいの家</p>
<p>(所管部局 港湾局港湾経営部経営企画課) エ かわさきファズ株式会社</p>	<p>川崎市高津老人福祉・地域交流センター</p>
<p>(所管部局 港湾局港湾経営部経営企画課) (3) 指定管理者</p>	<p>(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)</p>
<p>ア 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会 公の施設の名称 川崎市大師老人いこいの家 川崎市小田老人いこいの家 川崎市藤崎老人いこいの家 川崎市田島老人いこいの家 川崎市大島老人いこいの家 川崎市桜本老人いこいの家 川崎市京町老人いこいの家 川崎市渡田老人いこいの家 川崎市殿町老人いこいの家 川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター</p>	<p>オ 特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ 公の施設の名称 川崎市平老人いこいの家 川崎市有馬老人いこいの家 川崎市野川老人いこいの家 川崎市白幡台老人いこいの家 川崎市鷲ヶ峰老人いこいの家</p>
<p>(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)</p>	<p>(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)</p>
<p>イ 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会 公の施設の名称 川崎市日吉老人いこいの家 川崎市南河原老人いこいの家 川崎市下平間老人いこいの家 川崎市古市場老人いこいの家 川崎市小倉老人いこいの家 川崎市御幸老人いこいの家 川崎市さいわい健康福祉プラザ</p>	<p>カ 社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会 公の施設の名称 川崎市宮前老人福祉センター (所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)</p>
<p>(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)</p>	<p>キ 社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会 公の施設の名称 川崎市登戸老人いこいの家 川崎市菅老人いこいの家 川崎市錦ヶ丘老人いこいの家 川崎市長尾老人いこいの家 川崎市枳形老人いこいの家 川崎市中野島老人いこいの家 川崎市南菅老人いこいの家</p>
<p>ウ 社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会 公の施設の名称 川崎市ごうじ老人いこいの家 川崎市等々力老人いこいの家 川崎市中丸子老人いこいの家 川崎市新城老人いこいの家 川崎市西加瀬老人いこいの家 川崎市井田老人いこいの家 川崎市丸子多摩川老人いこいの家 川崎市中原老人福祉センター</p>	<p>(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)</p>
<p>(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)</p>	<p>ク 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会 公の施設の名称 川崎市王禅寺老人いこいの家 川崎市片平老人いこいの家 川崎市千代ヶ丘老人いこいの家 川崎市白山老人いこいの家 川崎市麻生老人いこいの家 川崎市岡上老人いこいの家 川崎市百合丘老人いこいの家 川崎市麻生老人福祉センター</p>
<p>(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)</p>	<p>(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)</p>
<p>エ 社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会 公の施設の名称 川崎市高津老人いこいの家 川崎市上作延老人いこいの家 川崎市子母口老人いこいの家 川崎市末長老人いこいの家 川崎市梶ヶ谷老人いこいの家</p>	<p>ケ 社会福祉法人カメラア会 公の施設の名称 川崎市ヒルズすえなが (所管部局 こども未来局こども支援部こども保健福祉課)</p>
	<p>コ 川崎フィールズパートナーズ 公の施設の名称 川崎市青少年の家 (所管部局 こども未来局青少年支援室)</p>
	<p>サ 特定非営利活動法人国際自然大学校</p>

公の施設の名称 川崎市黒川青少年野外活動センター

(所管部局 こども未来局青少年支援室)

シ 株式会社よみうりサポートアンドサービス

公の施設の名称 川崎市多摩川緑地パークボール場

(所管部局 建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

ス 公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体

公の施設の名称 川崎市港湾振興会館

(所管部局 港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

セ 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体

公の施設の名称 川崎港コンテナターミナル

(所管部局 港湾局川崎港管理センター港営課)

3 監査の範囲

主として平成28年度執行に係る出納その他の事務

4 監査の期間

平成29年9月1日から同年11月28日まで

5 監査の方法

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて、抽出により関係書類の審査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

(1) 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 軽易な事項で改善を要するもの

(ア) 正確な実績報告書の提出を求めるべきもの

預かり保育事業補助金について、実績報告書に誤りがあった事例

(公益社団法人川崎市幼稚園協会)

(こども未来局子育て推進部幼児教育担当)

(2) 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 適正な財務諸表を作成すべきもの

公益法人会計基準によると、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状

況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならぬとされている。

公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団の財務諸表をみたところ、貸借対照表の退職給付引当資産の金額と、年度末における該当口座の残高が一致していなかった。

市は、出資団体に対し、公益法人会計基準に基づき適正な財務諸表を作成するよう指導されたい。

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)

(健康福祉局保健医療政策室)

イ 会計処理を適正に行うべきもの

中小企業の会計に関する指針によると、還付を受けるべき税額は、その金額に相当する額を未収還付法人税等として貸借対照表の流動資産に計上するとされている。

川崎臨港倉庫埠頭株式会社は平成27年度に純損失を計上しているが、同年度に計上すべき欠損に伴う法人税等の還付を、実際に還付を受けた平成28年度に計上していた。

市は、出資団体に対し、会計処理を適正に行うよう指導されたい。

(川崎臨港倉庫埠頭株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

ウ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 規則に基づいた適正な処理を行うべきもの
複写機の使用料について、証拠書類との照合を行わないまま収入に関する伝票を発行していた事例

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)

(健康福祉局保健医療政策室)

(イ) 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの

a 公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団の事例

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記の特定資産の金額に誤りがあった。

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)

(健康福祉局保健医療政策室)

b 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの事例

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記の基本財産及び特定資産の財源等の内訳と、貸借対照表における基本財産への充当額及び特定資産への充当額が一致していなかった。

- (公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)
(健康福祉局保健所環境保健課)
- (ウ) 附属明細書を適正に作成すべきもの
附属明細書の一括償却資産の期首帳簿価額が前年度の期末帳簿価額と一致していなかった事例
(川崎臨港倉庫埠頭株式会社)
(港湾局港湾経営部経営企画課)
- (エ) 経理規程を改めるべきもの
期末決算等において作成する書類について、現行の関係法令に則り作成されていたものの、経理規程が改正されていない事例
(かわさきファズ株式会社)
(港湾局港湾経営部経営企画課)
- (3) 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項
- ア 利用料金の決定に関する事務を適正に行うべきもの
川崎市港湾振興会館条例(平成3年条例第34号)第9条第3項によると、利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとされている。
川崎市港湾振興会館における利用料金に係る事務をみたところ、利用料金の額の一部について、市長の承認を得ていなかった。
市は、指定管理者に対し、利用料金の額について市長の承認を得よう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。
(公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエントプライズ共同事業体)
(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)
- イ 正確な収支状況を報告すべきもの
次の事例の中には、収支報告と団体の当該指定管理に係る決算書類を照合することで防げるものが複数あることから、市は収支報告と決算書類の照合を確実に行われたい。
(ア) 川崎市かわさき老人福祉・地域交流センターの事例
事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、複写料金の記載に誤りがあった。
(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- (イ) 川崎市さいわい健康福祉プラザの事例
事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、租税公課

- の記載に誤りがあった。
(社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- (ウ) 川崎市中原老人福祉センターの事例
事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、人件費の記載に誤りがあった。
(社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- (エ) 川崎市高津老人いこいの家他6箇所の事例
事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、教養娯楽費、消耗品購入費、租税公課等の記載に誤りがあった。
(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- (オ) 川崎市高津老人福祉・地域交流センターの事例
- a 利用者が事務室内の電話を使用した際に実費として徴収した電話料金について、指定管理業務における収入として報告することなく、通信運搬費の費用と相殺していた。
- b 事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、通信運搬費及び租税公課の記載に誤りがあった。
(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- (カ) 川崎市平老人いこいの家他4箇所の事例
- a 実費として徴収した利用者の講座受講料等について、指定管理業務における収入として報告していなかった。
- b 実費として徴収した利用者のイベント保険料について、指定管理業務における収入として報告することなく、支払保険料の費用と相殺していた。
- c 指定管理料で購入した備品の購入費について、誤って二重に計上していた。
(特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- (キ) 川崎市麻生老人福祉センターの事例
事業報告書に含まれる経費報告書を指定管

理者の決算書類と照合したところ、人件費の記載に誤りがあった。

(社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ク) 川崎市青少年の家の事例

収支決算書において、自主事業の参加費及び経費の記載に誤りがあった。

(川崎フィールズパートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

(ケ) 川崎市黒川青少年野外活動センターの事例

事業報告書に含まれる収支報告書を指定管理者の出納簿と照合したところ、人件費及び管理費の記載に誤りがあった。

(特定非営利活動法人国際自然大学校)

(こども未来局青少年支援室)

(コ) 川崎市多摩川緑地パークボール場の事例

a 収支報告において、自主事業に係る経費が指定管理業務に係る経費としても二重で計上されていた。

b 収支報告において、自主事業に係る経費が指定管理業務に係る経費として計上されていた。

(株式会社よみうりサポートアンドサービス)

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

(サ) 川崎市港湾振興会館の事例

事業報告書に含まれる収支報告書を公益社団法人川崎港振興協会の総勘定元帳と照合したところ、事業報告書の収支報告の計上に一部誤りがあった。

(公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体)

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

ウ 指定管理業務と自主事業の区別を明確にすべきもの

川崎市港湾振興会館の指定管理に関する基本協定書によると、指定管理者は施設の設置目的に沿った自主事業を行うことができると定められており、指定管理者の自主事業にかかる費用については、市は負担しないとされている。

川崎市港湾振興会館の指定管理業務基本仕様書を確認したところ、指定管理業務と自主事業の内容が区別できるように規定されておらず、収支報告書は両者を合算して提出されていた。

市は指定管理業務の内容を明確にし、自主事業と区別できるように仕様書等の記載を改められた

い。また、指定管理者に対し、指定管理業務及び自主事業を区別した事業計画書及び事業報告書を提出するよう指導されたい。

(公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体)

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

エ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 指定管理施設における備品管理等を適正に行うべきもの

a 川崎市大師老人いこいの家他 8 箇所の事例

(a) 市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 寄贈された物品について協議がされておらず、帰属が不明確であった。

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

b 川崎市さいわい健康福祉プラザの事例

市の備品整理簿に記載されている備品が所在不明であった。

(社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

c 川崎市ごうじ老人いこいの家他 6 箇所の事例

(a) 市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に記載されていなかった。

(c) 指定管理者に貸与した備品が市の備品整理簿に記載されていなかった。

(社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

d 川崎市高津老人いこいの家他 6 箇所の事例

市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であった。

(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

e 川崎市高津区老人福祉・地域交流センターの事例

(a) 市の備品整理簿に記載されている備品

- が廃棄により不存在であった。
- (b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。
(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- f 川崎市平老人いこいの家他4箇所の事例
- (a) 市の備品整理簿に登録されている備品が所在不明であった。
- (b) 市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。
- (c) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。
(特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- g 川崎市宮前老人福祉センターの事例
- (a) 市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。
- (b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。
- (c) 寄贈された物品について協議がされておらず、帰属が不明確であった。
(社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- h 川崎市登戸老人いこいの家他6箇所の事例
- 寄贈された本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- i 川崎市王禅寺老人いこいの家他6箇所の事例
- 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。
(社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- j 川崎市麻生老人福祉センターの事例
- (a) 市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。
- (b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。
- (c) 寄贈された物品について協議がされておらず、帰属が不明確であった。
(社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- k 川崎市ヒルズすえながの事例
- (a) 市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。
- (b) 指定管理者に貸与した備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。
(こども未来局こども支援部こども保健福祉課)
- l 川崎市青少年の家の事例
- (a) 指定管理者の管理することとなっている備品が所在不明であった。
- (b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が、指定管理者から市に提出することとなっている備品台帳に登録されていなかった。
(川崎フィールズパートナーズ)
(こども未来局青少年支援室)
- m 川崎市黒川青少年野外活動センターの事例
- (a) 指定管理者の管理することとなっている備品が所在不明であった。
- (b) 指定管理者の管理することとなっている備品が廃棄により不存在であった。
- (c) 指定管理者に貸与していない備品が貸与備品の一覧に登録されていた。
(特定非営利活動法人国際自然大学校)
(こども未来局青少年支援室)
- n 川崎市多摩川緑地パークボール場の事例
- 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。
(株式会社よみうりサポートアンドサービス)
(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)
- (イ) 寄附金等の取扱を明確にすべきもの
川崎市ヒルズすえながにおいて、寄附金及び寄贈物品並びに謝礼金の取扱が不明確となっていた事例
(こども未来局こども支援部こども保健福祉課)
- (ウ) 告示を適正に行うべきもの
川崎市ヒルズすえながにおいて、指定管理者の指定をした旨の告示が行われていなかった事例
(こども未来局こども支援部こども保健福祉課)

課)

(エ) 報告書の提出を適正に行うべきもの

a 川崎市青少年の家の事例

基本協定書で提出することとされている
四半期の指定管理業務実施報告書が提出さ
れていなかった。

(川崎フィールズパートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

b 川崎市黒川青少年野外活動センターの事
例

指定管理仕様書で提出することとされて
いる四半期の事業実施報告書が提出されて
いなかった。

(特定非営利活動法人国際自然大学校)

(こども未来局青少年支援室)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は平成28年度)

(1) 公益社団法人川崎市幼稚園協会

団体及び財政援助の概要

設 立 年 月 日	昭和44年12月4日
設 立 目 的	幼児教育の研究及び幼児教育を担う私立幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）の振興並びに家庭教育の支援を図り、幼児の人格形成の育成に寄与するため。
財政援助の種類	補助金 3億4,866万円
主 な 補 助 金	川崎市幼稚園協会事業補助金 3億4,866万円

2 出資団体

(基本財産又は資本金は平成29年3月31日現在)

(1) 公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団

団体の概要

設 立 年 月 日	平成5年3月1日
設 立 目 的	川崎市、川崎市医師会、川崎市病院協会及び川崎市看護協会との提携及び協調のもとに、看護師の養成並びに看護職の確保及び看護職の資質向上のための事業を行うことにより、川崎市域における医療供給体制の充実に寄与し、もって市民の健康の保持、増進及び公衆衛生の向上に資するため。
基 本 財 産	2億300万円
本市の出捐状況	1億4,000万円 (68.9%)

(2) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

団体の概要

設 立 年 月 日	昭和52年2月10日
設 立 目 的	川崎市長及び横浜市長が認定した公害健康被害者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与するため。
基 本 財 産	1,000万円
本市の出捐状況	666万円 (66.6%)

(3) 川崎臨港倉庫埠頭株式会社

団体の概要

設 立 年 月 日	昭和35年8月16日
事 業 目 的	1 倉庫業 2 倉庫、建物及び土地、その他施設の賃貸業

事業目的	3 コンテナ埠頭施設及びコンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理及び運営 4 港湾施設の強化及び振興に寄与する為の調査・研究 5 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施 6 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に係る業務 7 前記各号の事業に附帯、又は関連する事業
資本金	1億円
本市の出資状況	5,000万円 (50.0%)

(4) かわさきファズ株式会社

団体の概要

設立年月日	平成7年3月29日
事業目的	1 不動産及び附帯施設の賃貸及び管理 2 保税及び通関施設の管理及び関連情報サービス 3 公園等公共施設の維持、管理に関する事業 4 貨物自動車利用運送事業 5 倉庫業 6 物流関連の会議の企画、誘致及び開催 7 電気・ガス・水道等の供給、廃棄物・排水等の終末処理に関する事業 8 輸入貨物の保管・荷捌き場、輸入品の展示及び販売施設その他の輸入促進等に関する各種施設の建築、運営についての調査、企画、立案 9 各種催物の企画及び運営 10 飲食店、売店の経営 11 損害保険代理業 12 前各号に附帯する一切の業務
資本金	53億2,705万円
本市の出資状況	17億円 (31.9%)

3 指定管理者

(指定管理料は平成28年度)

(1) 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市大師老人いこいの家他8箇所

川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター

施設の概要

ア 川崎市大師老人いこいの家他8箇所

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市大師老人いこいの家 川崎市川崎区大師公園1番4号 川崎市小田老人いこいの家 川崎市川崎区小田2丁目16番9号 川崎市藤崎老人いこいの家 川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号 川崎市田島老人いこいの家 川崎市川崎区田島町20番23号 川崎市大島老人いこいの家 川崎市川崎区大島1丁目9番6号 川崎市桜本老人いこいの家 川崎市川崎区桜本2丁目5番2号 川崎市京町老人いこいの家 川崎市川崎区京町3丁目12番2号 川崎市渡田老人いこいの家 川崎市川崎区渡田4丁目12番20号 川崎市殿町老人いこいの家 川崎市川崎区殿町1丁目20番15号
主な事業内容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	5,593万円

イ 川崎かわさき老人福祉・地域交流センター

設 置 目 的	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の規定に基づき老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、並びに市民相互の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため。
設 置 場 所	川崎市川崎区堤根34番地15
主 な 事 業 内 容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか老人福祉法第20条の7に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。 4 市民相互の交流の場となるために施設（市長が指定する施設を除く。）及び設備を利用し供すること。 5 前号に掲げるもののほか市民相互の交流のために必要な事業に関すること。
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	5,205万円

(2) 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市日吉老人いこいの家他5箇所

川崎市さいわい健康福祉プラザ

施設の概要

ア 川崎市日吉老人いこいの家他5箇所

設 置 目 的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設 置 場 所	川崎市日吉老人いこいの家 川崎市幸区北加瀬1丁目39番5号 川崎市南河原老人いこいの家 川崎市幸区南幸町1丁目11番地 川崎市下平間老人いこいの家 川崎市幸区下平間357番地6 川崎市古市場老人いこいの家 川崎市幸区古市場1781番地1 川崎市小倉老人いこいの家 川崎市幸区小倉5丁目32番5号 川崎市御幸老人いこいの家 川崎市幸区紺屋町33番地1
主 な 事 業 内 容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	3,817万円

イ 川崎市さいわい健康福祉プラザ

設 置 目 的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。
設 置 場 所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5
主 な 事 業 内 容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。 3 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関すること。
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	3,672万円

(3) 社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市ごうじ老人いこいの家他6箇所

川崎市中原老人福祉センター

施設の概要

ア 川崎市ごうじ老人いこいの家他6箇所

設 置 目 的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設 置 場 所	川崎市ごうじ老人いこいの家 川崎市中原区上小田中7丁目6番18号 川崎市等々力老人いこいの家 川崎市中原区等々力1番1号 川崎市中丸子老人いこいの家 川崎市中原区中丸子378番地4 川崎市新城老人いこいの家 川崎市中原区下新城1丁目2番4号 川崎市西加瀬老人いこいの家 川崎市中原区西加瀬10番5号 川崎市井田老人いこいの家 川崎市中原区井田三舞町14番16号 川崎市丸子多摩川老人いこいの家 川崎市中原区丸子通1丁目639番地3
主 な 事 業 内 容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (川崎市等々力老人いこいの家 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで)
指 定 管 理 料	4,466万円

イ 川崎市中原老人福祉センター

設 置 目 的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。
設 置 場 所	川崎市中原区井田3丁目16番2号
主 な 事 業 内 容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。
指 定 期 間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで(第2期) 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(第3期)
指 定 管 理 料	5,905万円

(4) 社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市高津老人いこいの家他6箇所
川崎市高津老人福祉・地域交流センター

施設の概要

ア 川崎市高津老人いこいの家他6箇所

設 置 目 的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設 置 場 所	川崎市高津老人いこいの家 川崎市高津区久本3丁目6番22号 川崎市上作延老人いこいの家 川崎市高津区上作延1142番地4 川崎市子母口老人いこいの家 川崎市高津区子母口983番地 川崎市末長老人いこいの家 川崎市高津区末長2丁目27番2号 川崎市梶ヶ谷老人いこいの家 川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地27 川崎市東高津老人いこいの家 川崎市高津区下野毛1丁目3番2号 川崎市くじ老人いこいの家 川崎市高津区久地3丁目16番1号
主 な 事 業 内 容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	4,446万円

イ 川崎市高津老人福祉・地域交流センター

設 置 目 的	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の規定に基づき老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、並びに市民相互の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため。
---------	---

設 置 場 所	川崎市高津区末長3丁目24番4号
主 な 事 業 内 容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか老人福祉法第20条の7に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。 4 市民相互の交流の場となるために施設（市長が指定する施設を除く。）及び設備を利用に供すること。 5 前号に掲げるもののほか市民相互の交流のために必要な事業に関すること。
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	5,089万円

(5) 特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ

公の施設の名称 川崎市平老人いこいの家他4箇所

施設の概要

設 置 目 的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設 置 場 所	川崎市平老人いこいの家 川崎市宮前区平2丁目13番1号 川崎市有馬老人いこいの家 川崎市宮前区有馬4丁目5番2号 川崎市野川老人いこいの家 川崎市宮前区野川3182番地1 川崎市白幡台老人いこいの家 川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1 川崎市鷲ヶ峰老人いこいの家 川崎市宮前区菅生ヶ丘32番10号
主 な 事 業 内 容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	2,967万円

(6) 社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市宮前老人福祉センター

施設の概要

設 置 目 的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。
設 置 場 所	川崎市宮前区宮崎2丁目12番地29
主 な 事 業 内 容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	4,672万円

(7) 社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市登戸老人いこいの家他6箇所

施設の概要

設 置 目 的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設 置 場 所	川崎市登戸老人いこいの家 川崎市多摩区登戸新町237番地 川崎市菅老人いこいの家 川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号 川崎市錦ヶ丘老人いこいの家 川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号 川崎市長尾老人いこいの家 川崎市多摩区长尾1丁目12番7号 川崎市枅形老人いこいの家 川崎市多摩区枅形6丁目3番1号 川崎市中野島老人いこいの家 川崎市多摩区中野島6丁目26番7号 川崎市南菅老人いこいの家 川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号
主 な 事 業 内 容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	4,503万円

(8) 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市王禅寺老人いこいの家他6箇所

川崎市麻生老人福祉センター

施設の概要

ア 川崎市王禅寺老人いこいの家他6箇所

設 置 目 的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設 置 場 所	川崎市王禅寺老人いこいの家 川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号 川崎市片平老人いこいの家 川崎市麻生区片平5丁目25番1号 川崎市千代ヶ丘老人いこいの家 川崎市麻生区千代ヶ丘6丁目3番地22 川崎市白山老人いこいの家 川崎市麻生区白山4丁目2番2号 川崎市麻生老人いこいの家 川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号 川崎市岡上老人いこいの家 川崎市麻生区岡上277番地 川崎市百合丘老人いこいの家 川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
主 な 事 業 内 容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	4,390万円

イ 川崎市麻生老人福祉センター

設 置 目 的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。
設 置 場 所	川崎市麻生区金程2丁目8番3号
主 な 事 業 内 容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	4,746万円

(9) 社会福祉法人カメラア会

公の施設の名称 川崎市ヒルズすえなが

施設の概要

設 置 目 的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させてこれらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うため。
設 置 場 所	川崎市高津区末長1丁目3番6号
主 な 事 業 内 容	1 児童福祉法第23条第1項に規定する母子保護に関すること。 2 川崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例第41条、第43条及び第44条に基づく生活支援等に関すること。 3 川崎市母子緊急一時保護事業実施要綱に基づく保護に関すること。 4 母子及び被虐待児等に関するカウンセリングの実施等 5 虐待を受けた児童への個別的なケアに関すること。 6 夜間における入所者等への適切処遇と夜間警備に関すること。 7 施設の維持管理に関する業務 8 その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
指 定 期 間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
指 定 管 理 料	6,100万円

(10) 川崎フィールドズパートナーズ

公の施設の名称 川崎市青少年の家

施設の概要

設 置 目 的	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため。
設 置 場 所	川崎市宮前区宮崎105番地1
主 な 事 業 内 容	1 団体宿泊研修その他の団体研修（以下「団体宿泊研修等」という。）を行うこと。 2 団体宿泊研修等に関する指導及び助言を行うこと。 3 団体宿泊研修等に関する調査研究を行うこと。 4 資料を収集し、保管し、並びにこれを青少年及びその指導者の利用に供すること。 5 施設及び設備を利用に供すること。 6 青年の家その他の青少年関係施設、青少年教育団体等と連絡し、協力すること。
指 定 期 間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指 定 管 理 料	7,675万円

(11) 特定非営利活動法人国際自然大学校

公の施設の名称 川崎市黒川青少年野外活動センター

施設の概要

設 置 目 的	野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性をはぐくみ、もってその心身の健やかな発達に寄与するため。
設 置 場 所	川崎市麻生区黒川313番地9
主 な 事 業 内 容	1 キャンプ、自然観察等の野外活動に必要な指導及び助言に関すること。 2 野外活動の振興及び普及を図るための各種講座の開催に関すること。 3 市内の青少年教育指導者の育成に関すること。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 市内の学校その他の教育機関等と連絡し、及び協力すること。
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	2,485万円

(12) 株式会社よみうりサポートアンドサービス

公の施設の名称 川崎市多摩川緑地パークボール場

施設の概要

設 置 目 的	公共の福祉の増進に資するため。
設 置 場 所	川崎市高津区宇奈根・久地地内
主 な 事 業 内 容	有料施設の利用の承認に関する業務その他の都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	945万円

(13) 公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体

公の施設の名称 川崎市港湾振興会館

施設の概要

設 置 目 的	市民が港に親しむ場を提供するとともに、港湾及び海事に関する理解を深め、併せて港湾及び海事関係者に対し施設を利用に供すること等により、市民に開かれた港づくりの推進と港湾の利用の促進を図り、もって川崎港の発展と振興に寄与するため。
設 置 場 所	川崎市川崎区東扇島38番地1

主な事業内容	1 市民が港に親しむための行事を開催すること。 2 港湾及び海事についての知識の普及を図ること。 3 港湾及び海事関係者の福利厚生事業を行うこと。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指 定 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指 定 管 理 料	1億4,314万円

(14) 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体
公の施設の名称 川崎港コンテナターミナル
施設の概要

設 置 目 的	川崎港において、コンテナ船により運送されるコンテナ貨物を取り扱うため。
設 置 場 所	川崎市川崎区東扇島92番地
主な事業内容	施設の利用許可等に関する業務その他港湾施設の管理のために必要な業務
指 定 期 間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指 定 管 理 料	6,402万円

29川監公第11号
平成29年12月11日
監査の結果の報告に基づく措置について
(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年4月10日付け29川監公第4号で公表した行政監査「区役所を窓口とする許認可等に係る事務について」の結果の報告に基づき、川崎市市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 花 輪 孝 一
同 山 田 益 男

29川総行革第590号
平成29年10月31日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 花輪 孝一 様
同 山田 益男 様

川崎市市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について
(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年4月10日付け29川監報第3号で報

告の提出がありました行政監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度行政監査結果に対する措置状況

1 申請者にとって、公正で利便性のある手続に向けた対応について

(1) 申請案内時における窓口配布資料の統一

[指摘の要旨]

制度所管は、区窓口部署の配布資料の実態について確認を行い、申請者に必要な情報が等しく提供されるよう、各区窓口部署で配布している資料を活用しながら、配布資料の統一について再調整されたい。

また、関連事務手続等の一覧や、支給日や受給者証の送付時期を案内する資料を提供するなど参考となる取組事例があった。こうした申請者の利便性を考慮した取組についても、併せて検討されたい。

[措置内容]

指摘事項については、制度所管が区の窓口部署の配布資料の実態について改めて確認を行い、配布資料や手引の統一化を行うとともに周知を行うなど調整をいたしました。

また、既に配布している資料の中で参考となる取組みがある場合については、同様の業務を行う部署において情報共有を行い、更なる申請者の利便性向上の取組を行いました。

① 改善した事務：7事務

営業の許可(食品衛生法に規定する営業)：申

請の手引きについては、統一して改善を図りました。また、関連事務手続等の一覧等、申請者の利便性を考慮した取組については、好事例の共有を図るとともに、各区の実績に応じて取組が推進されるよう平成29年6月22日に係長会議で周知を図りました。

児童扶養手当（認定）：児童扶養手当の申請等に関する必要書類等の一覧について、担当者会議等で提案、意見聴取を行った上で、平成29年5月31日に統一しました。

ほか5事務で同様の対応を図りました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：9事務

小児ぜん息医療費受給証の交付：改めて各区の窓口配布資料の確認を行い、必要な情報については等しく提供されるよう制度所管が平成29年度中に統一を図ります。

ほか8事務で同様の対応を図ります。

(2) 補正事項（不足書類の提出等）の書面による交付等

[指摘の要旨]

必要書類が複数ある場合や条件などにより提出書類が異なる場合などにおいては、不足書類等を求める際に補正事項を書面で交付することについて検討されたい。

また、補正を求めた場合に607事務窓口で記録をしていなかった。後日補正を案内した職員と異なる職員が対応する際などに、内容の確認を迅速に行い、対応も円滑に行えるよう、区窓口部署において、補正事項について記録を残すことについても併せて検討されたい。

さらに、従来の事務手続において特定の書類の提出漏れや、特定の項目での誤記、記入漏れが頻繁に生じている場合には、こうした事項について、申請前にあらかじめ説明するなど、周知を行うよう努められたい。

[措置内容]

ア 補正事項を書面で交付することについて

指摘事項については、不足書類及び補正事項等が複数ある場合等においては書面で案内するよう制度所管が区窓口部署に周知を行いました。

① 改善した事務：84事務

高額療養費の支給（国民健康保険法）：平成29年9月25日付けで、不足書類及び補正事項等が複数ある場合等においては、不足書類等を求める際に補正事項を書面で案内するよう、文書で各区・支所に周知しました。

ほか83事務で同様の対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：6事務

庁舎における会議室の利用：平成29年度中を目途に運用、書式等について検討し、各庁舎管理者に補正事項を書面で交付するよう通知する予定です。

ほか5事務で同様の対応を図ります。

イ 補正事項を記録に残すことについて

補正を案内した際に、後日案内した職員と異なる職員が対応した際にも適切な対応が行えるよう記録を残すことについて周知を図りました。

① 改善した事務：94事務

葬祭費の支給：制度所管が各区窓口部署に対し、平成29年9月25日付けで申請に対し、補正等を求めた場合に、窓口端末におけるシステムのメモ機能等で記録を残すなど、後日他の職員が対応した場合も円滑に処理が行えるよう文書で周知しました。

ほか93事務で対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：10事務

自立支援医療費の支給認定（精神通院医療）：原則、補正を求めた場合の対応として、福祉システムのメモ情報等を活用するなどして記録を残すようにしていますが、記録をしていない事例があったため、平成29年度中に各区担当者会議等の場で改めて周知を図っていきます。

ほか9事務で同様の対応を図ります。

③ 検討の結果、その他の対応を行った事務：29事務

療養手当の支給（公害健康被害の補償等に関する法律）：本事務は、請求書のみの提出を求めるものであるため、現状においては、指摘事項に該当するところはありませんが、今後、手続に際して補正を求めるような場合には、記録に残すようにします。

ほか28事務で同様の事例がありました。

ウ 不備が多い事項の説明などについて

各区窓口部署においては、事務手続において特定の書類の提出漏れや、特定項目の誤記、記入漏れが頻繁に生じている窓口事務について、申請前にあらかじめ説明するなど、申請者の利便性につながるよう適切な対応を行うことを、窓口担当課で課内会議を開催し、全職員に周知を図りました。

① 改善した事務：122窓口部署

危機管理担当（川崎区）：事務手続において特定の書類の提出漏れや、特定項目の誤記、記入漏れが頻繁に生じている窓口事務について、申請前にあらかじめ説明するなど、申請者の利便性につながるよう適切な対応を行うことを、窓口担当課で平成29年7月13日に課内会議を開

催し、全職員に周知しました。

ほか121の窓口部署で同様の対応を行いました。

(3) ホームページにおける申請に関する全市統一的な情報提供

[指摘の要旨]

本市ホームページで情報提供を行っていない事務については、申請件数などの状況を踏まえ、区窓口部署の意見を聞きながら、制度所管で掲載することを検討されたい。

既にホームページで情報提供を行っている事務については、申請者の利便性のさらなる向上に向けて、区窓口部署の意見を聞きながら、必要な情報について改めて検討を行い、既存のページの充実に努められたい。

また、区独自情報以外の情報提供を目的に、区窓口部署において個別にホームページを作成している事務については、現在作成されているページの内容等を活用、集約しながら、制度所管のページを充実させるとともに、各区窓口部署のページに制度所管のページへのリンクを貼るなど、どの区の申請者であっても必要な情報を等しく得られるよう、ホームページの掲載のあり方について再検討されたい。

なお、受付窓口の情報を掲載していない事務については、申請者がどこに行けば申請できるかわかるよう、受付窓口の情報を掲載されたい。

[措置内容]

ア 本市ホームページで情報提供を行っていなかった事務について

指摘事項については、本市ホームページで情報提供を行っていない事務については、申請件数が少ない場合など個別に情報提供を行うことにより、掲載の必要が低い事務もあるが、申請者にとって必要な情報について改めて検討を行い、制度所管で必要書類を作成してホームページに掲載しました。

① 改善した事務：10事務

生活保護法指定介護機関の指定（指定・変更・廃止）：制度所管である生活保護・自立支援室で区担当と平成29年7月4日、11日に会議を行い、今まで県ホームページにて掲載・情報提供していた申請関係について、市ホームページに指定申請の案内、必要書類一覧、申請書様式、書類記入例等を掲載することとし、平成29年7月末に市ホームページに掲載しました。

ほか9事務で同様の対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：7事務

障害者の移動支援の認定等：市ホームページでは要綱のみを公表しているため、当該事業に

についての概要、窓口案内、必要書類等の掲載を平成29年度中に行う予定です。

ほか6事務で同様の対応を図ります。

③ 検討の結果、その他の対応を行った事務：19事務

特定疾病給付対象療養に係る認定事項の変更：被保険者全体に対する対象者の割合が極めて少数のため、ホームページで広く周知することは行っていない状況ですが、今後、掲載の必要性が高まった場合は対応していきます。

ほか18事務で同様の事例がありました。

イ 本市ホームページで既に情報提供を行っている事務について

ホームページで情報提供を行っている事務については、申請者の利便性の更なる向上に向けて、書類の記入説明や記入例を新たに掲載を検討するなど、引き続きホームページの充実を図っていきます。

① 改善した事務：95事務

住所移転後の要介護認定及び要支援認定：区窓口部署に意見聴取を行い、平成29年7月20日に市ホームページに制度概要、窓口の案内、必要書類、申請書様式、書類の記入説明及び記入例を掲載しました。

ほか94事務で対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：39事務

自立支援医療費の支給認定（精神通院医療）：窓口担当課で必要な情報について、各区の意見等を集約し、平成29年度中に、改善を行う予定です。

ほか38事務で同様の対応を図ります。

ウ 本市ホームページでの掲載のあり方について

全ての区における申請者が必要な情報を等しく得られるよう、各区窓口部署のホームページに制度所管のページリンクを貼るとともに、ホームページの内容の充実を図りました。

① 改善した事務：2事務

営業の許可（食品衛生法に規定する営業）：区窓口部署の意見を聞いた上で、制度所管のページを充実させ、各区窓口部署のページに制度所管のページへのリンクを貼り、全市統一的な情報提供ができるよう平成29年10月31日に修正しました。

ほか1事務で同様の対応を行いました。

エ 本市ホームページへの受付窓口の掲載について

申請受付窓口がわかるように、受付窓口の情報をホームページに掲載し、未改善の事務についても、平成29年度中に対応していきます。

① 改善した事務：6事務

道路占用許可：申請等に関するホームページの内容の見直しとあわせて、受付窓口の情報を掲載していなかった事務について、申請者がどこに行けば申請できるかわかるよう平成29年10月31日に改善しました。

ほか5事務で同様の対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：3事務

介護給付費等の支給決定：各区の掲載状況を確認の上、統一した情報掲載について検討します。

ほか2事務で同様の対応を行います。

2 事務処理の統一化、標準化、効率化に向けた対応について

(1) 事務処理マニュアルの整備

[指摘の要旨]

制度所管でマニュアルを作成していない事務については、事務の内容や事務処理の実態、区担当者のニーズを踏まえ、マニュアルの作成について検討されたい。

既に制度所管でマニュアルを作成している事務については、区担当者に十分活用されるよう、各区が作成しているマニュアルの有無や内容の実態把握を行うとともに、区担当者の意見を聞くなど、各区窓口部署と調整・連携を図りながら、制度所管のマニュアルの内容の充実に努められたい。

[措置内容]

ア マニュアルの作成について

制度所管でマニュアルを整備していない事務については、事務処理の実態等を踏まえ、マニュアルを作成し窓口担当課に周知しました。

① 改善した事務：1事務

小児慢性特定疾病医療費（支給認定の変更）：制度所管が、事務の手引を作成し、各区窓口部署に平成29年7月14日に配布しました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：6事務

保険料の減免：各区窓口部署で独自に作成していたマニュアルを参考に、事務の内容や事務処理の実態、区担当者のニーズの精査を行いました。統一したマニュアルの作成について、平成29年度中を目途に、引き続き、必要性を検討していきます。

ほか5事務で同様の対応を行います。

イ 既存マニュアルの内容の充実にについて

既に制度所管でマニュアルを作成している事務については、区窓口部署で独自に作成しているマニュアルを共有するなど、内容を充実させる取組みを行うよう周知しました。今後も定期的にマニ

ュアル内容の充実に努めてまいります。

① 改善中又は今後改善予定の事務：5事務

自立支援医療費の支給認定（精神通院医療）：区窓口部署で独自に作成していたマニュアルを参考に、事務の内容や事務処理の実態、区担当者のニーズを精査し、平成29年度末までに統一したマニュアルの作成を検討します。

ほか4事務で同様の対応を行います。

② 既に定期的なマニュアルの充実に取り組んでいた事務：11事務

生活保護の決定：毎年、福祉事務所実施方針ヒアリングにおいて、マニュアル等の作成状況を確認し、様々な意見を集約して、制度所管課として既存のマニュアルの充実に努めています。

ほか10事務で同様の対応を行っています。

(2) マイナンバー（個人番号）の適正な取扱い

[指摘の要旨]

個人番号利用事務においては、本人確認の方法及びマイナンバー（個人番号）が記入された書類の管理方法等について、制度所管において改めて各区に十分周知、徹底を図り、各区窓口部署においては、定められた方法に従い適正に対応されたい。また、申請者に対し個人番号の記入を求めている個人番号利用事務においては、制度の目的や今後の地方公共団体間での情報連携を踏まえ、適切に対応されたい。

[措置内容]

ア 書類の管理を適正に管理できていなかった事例

個人番号利用事務における本人確認の方法及びマイナンバー（個人番号）が記入された書類の管理方法等については、施錠可能な書庫等で保管するよう文書で再度、周知徹底しました。

① 改善した事務：20事務

住所移転後の要介護認定及び要支援認定：個人番号利用事務においては、本人確認の方法及びマイナンバー（個人番号）が記入された書類の管理方法等について、平成29年6月29日の係長会議において各区に十分周知、徹底を図り、各区窓口部署において、定められた方法に従い適正に対応するようにしました。

ほか19事務で同様の対応を図りました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：4事務

障害支援区分の認定：マイナンバーが記載された書類については、施錠できるキャビネット等で保管するよう、各区担当者会議等の場を通じて、平成29年度中に再度周知を図り、適正に保管していきます。

ほか3事務で同様の対応を行います。

イ 番号の記入を求めていなかった事例

申請者に対し個人番号の記入を求めていない個人番号利用事務においては、制度の目的や今後の地方公共団体間での情報連携を踏まえ、適切に個人番号を取扱ってまいります。

① 改善した事務：18事務

介護保険給付の支払方法変更の記載の消除：マイナンバー（個人番号）の申請書への記入等について、平成29年7月25日に文書を発出し、記入を求めることなどを、適正に対応するよう区窓口部署に依頼を行いました。

ほか17事務で同様の対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：5事務

障害児通所給付費：情報連携に向け、個人番号の記入を求めることに向けて平成29年度中に調整を行います。

ほか4事務で同様の対応を行います。

ウ 本人確認について

指摘を受けた小児慢性事務の窓口対応について、所管部署が平成29年4月時点で再度確認したところ、適正に本人確認を行っていました。

(3) 事務処理におけるチェックリストの活用

[指摘の要旨]

制度所管は、各区窓口部署におけるチェックリストの有無や内容について確認を行うとともに、各区窓口部署の意見を聞きながら、統一的、効率的な事務処理に有効と考えられるチェックリストの作成及び活用について検討されたい。

[措置内容]

指摘事項について、制度所管が各区窓口部署におけるチェックリストの有無や内容について確認を行いました。チェックリストが必要だと思われる部署については有効な活用方法について検討の上作成し、事務処理の効率化を図りました。

① 改善した事務：1事務

小児慢性特定疾病医療費（支給認定の変更）：制度所管が、平成29年7月14日にチェックリストを含めた事務の手引きを作成しました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：9事務

保険料の減免（川崎市国民健康保険条例）：各区窓口部署におけるチェックリストの有無や内容について確認し、各区窓口部署の意見を聞きながら、統一的なチェックリストを平成29年度中に作成する予定です。

ほか8事務で同様の対応を行います。

③ 検討の結果、チェックリストの作成を行わないこととした事務：4事務

高額療養費の支給（国民健康保険法）：現状

では、申請者に対するお知らせの中に必要書類が記載されており、それをチェックリストとして活用しているため、今回は作成しませんが、今後チェックリストの必要性が高まった際は、作成を検討していきます。

ほか3事務で同様の事例がありました。

(4) 制度所管による各区担当者向けの研修の実施
[指摘の要旨]

研修を実施していない制度所管は、申請件数や事務の内容等を踏まえ、研修のニーズ、実施時期、内容や方法等について各区窓口部署の意見を取り入れながら、研修の実施について検討されたい。

また、制度所管は、研修の参加者以外も研修内容を参照することができるよう、庁内イントラネット等を活用した研修資料の共有化について検討するとともに、区窓口部署は、制度所管により実施された研修内容について全ての担当者に適切に情報共有するよう努められたい。

[措置内容]

ア 研修の実施の検討について

指摘事項について、研修を実施していない制度所管は、事務の内容等を踏まえ、研修のニーズ、実施時期、内容や方法等について各区窓口部署の意見交換を行った上、一部の事務処理等については、ニーズ、時期を踏まえ研修を実施していくこととしました。

① 改善した事務：20事務

小児慢性特定疾病医療費（支給認定）：平成29年8月31日に、各区窓口担当者向けに研修を実施し、制度の理解を深めるとともに、意見交換を行いました。

ほか19事務で対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：3事務

費用徴収額の決定：平成29年7月27日の福祉事務所担当者会議で研修ニーズ等について意見集約をし、平成30年2月までに研修内容を確定させ、研修を実施する予定です。

ほか2事務で同様の対応を行います。

③ 検討の結果、その他の対応を行った事務：18事務

自動車臨時運行許可：当該手続きは、記載内容・確認事項が少ないため、早期の研修実施は行いませんが、研修の実施について、引き続き検討を行うこととしました。

ほか17事務で同様の事例がありました。

イ 研修内容の共有について

制度所管により実施された研修内容について、区窓口部署の担当職員に研修内容を他職員にも共

有することについて周知徹底しました。

① 改善した事務：66窓口部署

区民課（幸区）：制度所管により実施された研修内容について全ての担当者に課内会議や係内会議で適切に情報共有されるように、平成29年5月25日の課内会議で所属長から再度、周知徹底しました。

ほか65の窓口部署で同様の対応を行いました。

(5) 制度所管と区窓口部署との情報共有

[指摘の要旨]

日々の実務を行う中で、情報共有等を目的とした会議等を頻繁に開催することは、開催時間の確保やコスト面を踏まえると、難しい面もあるものと考えますが、同一の事務を行う各区窓口部署が様々な事例について情報共有し、市として統一的な対応を行うことは重要であり、上記取組や川崎市庁内共有ファイルサーバやグループウェアかわさき電子会議など、既存の庁内ネットワークを活用する方法も含め、制度所管は、区窓口部署の意見を踏まえながら、情報共有の必要性やあり方について検討されたい。

また、制度所管と区窓口部署で情報共有した内容については、区窓口部署内で全ての担当者に適切に情報共有されたい。

[措置内容]

ア 情報共有の必要性やあり方の検討について

同一の事務を行う各区窓口部署が様々な事例について情報共有し、市として統一的な対応を行うことは重要であると考えていることから、各区から受け付けた業務に係る質問を集約し、今年度においても、複数回周知したことや、業務説明会、担当者会議を通じて、情報共有の必要性やあり方について検討しました。

① 改善した事務：16事務

要介護認定：定期的で開催している係長会議や共有で閲覧できるフォルダに資料を格納して、情報共有することを平成29年6月29日の係長会議において確認しました。

ほか15事務で同様の対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：2事務

高額療養費の支給（国民健康保険法）：平成29年度中に担当者会議を開催し、情報共有を図っていきます。

ほか1事務で同様の対応を行います。

イ 全担当者への共有について

区窓口部署内では、制度所管から提供された情報について、係内会議等の各部署に適した方法において、全ての担当者に情報共有するよう周知しました。

① 改善した事務：66窓口部署

区民課（幸区）：制度所管から提供された情報等について、全ての担当者に情報共有することを、平成29年5月25日の課内会議で所属長から再度、周知徹底しました。

ほか65の窓口部署で同様の対応を行いました。

3 法令等に基づく適正な許認可等の事務執行に向けた対応について

(1) 審査基準の設定

[指摘の要旨]

判断基準が「法令等の定め」に尽くされている場合などに限っては、審査基準の設定を要しないが、「国等の通知に記載されている」又は「法令等及び国等の通知を併せて基準としている」とする事務については、当該通知等を市の審査基準として決定し、若しくは、当該通知等のどの箇所が審査基準に該当するかを決定し、その旨を申請しようとするものに明確に分かるようにして初めて審査基準を定めたといえるものとする。通知等をもって審査基準とするが、その旨公表していない事務については、速やかに対応されたい。

また、「その他」と回答した事務で審査基準を設定していない事務については、行政手続条例運用の手引（総務企画局）や他都市の状況を参考に、速やかに審査基準を設定するよう努められたい。

[措置内容]

ア 通知等を審査基準としていることを公表していなかった事例

指摘事項について、市の審査基準が申請しようとするものに明確に分かるようにしてホームページに掲載し公表を行いました。

① 改善した事務：1事務

薬局製造販売医薬品製造販売承認：平成29年10月10日に、市ホームページに審査基準について掲載しました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：16事務

火葬の許可：平成29年11月に開催予定の担当者会議において、通知等をもって審査基準としていることの公表についてどのように行うこととするか確認する予定です。

ほか15事務で同様の対応を行います。

③ 確認の結果、その他の対応を行った事務：9事務

個人番号指定：指摘を受け、再度確認したところ、当該事務の判断基準は「法令等の定め」に尽くされていることを確認しました。

ほか8事務で同様の事例がありました。

イ 独自に審査基準を設定すべきであるが、設定し

ていなかった事例

① 本市で審査基準を定める必要がない事務又は審査基準を定めることが困難な事務：3事務

住所移転後の要介護認定及び要支援認定：当該事務は、住所移転前の自治体による審査を引き継いで行うものであり、本市においては審査を行わないため定めていませんが、今後、制度改正等により必要になった際は審査基準を定めます。

ほか2事務で同様の事例がありました。

② その他の対応を行った事務：2事務

土地境界査定原図抄本交付：指摘を受け、再度確認したところ、既に審査基準を境界査定関係事務取扱要領で定めていました。

ほか1事務で同様の事例がありました。

なお、更なる審査基準についての認識が高まるよう、平成29年度中に、行政手続条例の制度所管において許認可等の事務所管部署を対象とする研修を開催し、周知する予定です。

(2) 審査基準の公表

[指摘の要旨]

市で独自に審査基準を定めているが、公表していない事務については、行政手続法等に基づき、審査基準を公表されたい。

また、制度所管が審査基準を公表していると回答した事務のうち、公表方法を「窓口閲覧・配布」のみ又は「申請者の求めに応じて」のみとする事務において、いずれも一部の区では公表を行っていない状況であった。同一の事務については、全区窓口部署で統一した対応を図られたい。

[措置内容]

ア 市で独自に審査基準を定めているが、公表してなかった事例

市で独自に審査基準を定めているが、公表していない事務については、ホームページへの掲載や、窓口で閲覧できるように改善しました。

① 改善した事務：24事務

道路工事等施行承認：既存の市ホームページに未記載であった審査基準について、平成29年10月31日にホームページに掲載しました。

ほか23事務で対応を行いました。

② 確認の結果、その他の対応を行った事務：3事務

保険料の減免（川崎市国民健康保険条例）：指摘を受け、再度確認したところ、既に審査基準としている「川崎市国民健康保険料減免取扱要綱」はホームページに掲載されていました。

ほか2事務で同様の事例がありました。

イ 公表方法の統一化について

各区窓口部署では、審査基準の公表方法について検討し、全区で統一された対応が図られるよう周知いたしました。

① 改善した事務：6事務

母子栄養食品（支給申請）：平成29年6月28日に、担当者会議において各区担当者向けに事務の説明を行い、統一した取扱となるよう周知しました。

ほか5事務で同様の対応を行いました。

(3) 標準処理期間の設定

[指摘の要旨]

標準処理期間を設定していない事務については、行政手続法等や行政手続条例運用の手引（総務企画局）を改めて確認の上、申請に対する処理の透明性及び迅速性を確保する観点から、設定の必要性について検討するとともに、即日であれば「1日」とする、あるいは、申請内容によって期間が異なる場合は、「一定の幅を持った期間」や「申請内容を類型化して区分し、区分ごとの期間」とするなど、設定に努められたい。

[措置内容]

ア 標準処理期間を設定していない事例

指摘事項について、標準処理期間の設定の必要性について改めて検討を行いました。その中には、申請者の特性に個別に配慮が必要な場合等、一部、標準処理期間の設定が困難なものがありましたが、その他のものについては、できる限り設定を行い、会議等で周知しました。

① 改善した事務：39事務

介護保険給付の支払方法変更の記載の消除：標準処理期間の設定について、制度所管が現状の事務を確認し、個別性の高い申請であることを勘案し、「14日～30日」と設定し、平成29年7月4日に文書を発出しました。同年7月25日に各区窓口部署に文書で市民に対して必要な説明対応を行うよう依頼することで周知しました。

ほか38事務で対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：20事務

小児慢性特定疾病医療費（支給認定の変更）：対象者の状況により審査会での審議が必要となるため、関係部署と協議を行いながら類型化ごとに区分し、標準処理期間の設定について検討します。

ほか19事務で同様の対応を行います。

③ 検討の結果、標準処理期間を設定しないこととした事務：46事務

特定入所者の負担限度額に関する特例：処分

の事例がなく、今後も申請に対する処分の見込みがないため、標準処理期間の設定が困難ですが、今後実績が増えた場合は設定について検討します。

ほか45事務で同様の事例がありました。

(4) 標準処理期間の公表

[指摘の要旨]

標準処理期間を設定している場合は、行政手続法等に基づき公表されたい。

また、制度所管が標準処理期間を公表していると回答した事務のうち、公表方法を「窓口閲覧・配布」のみ又は「申請者の求めに応じて」のみとする事務において、いずれも、一部の区では公表を行っていない事務があった。同一の事務については、全区窓口部署で統一した対応を図られたい。

[措置内容]

ア 標準処理期間を公表していなかった事例

標準処理期間を設定している事務について、標準処理期間をホームページで公表したことや、窓口での閲覧をできるようにしました。また、各区窓口部署では、標準処理期間の公表方法について検討し、全区で統一された対応が図られるよう改善しました。

① 改善した事務：28事務

食事療養及び生活療養標準負担額の減額に関する特例の支給：標準処理期間を「45日以内」と改めて設定し、平成29年9月25日付けで、窓口において公表するよう各区・支所に文書で周知しました。

ほか27事務で対応を行いました。

イ 公表方法の統一化について

① 改善した事務：34事務

高額療養費の支給（国民健康保険法）：平成29年9月25日付けで、各区窓口部署において、申請者の求めに応じて標準処理期間を公表するよう各区・支所に文書で周知しました。

ほか33事務で対応を行いました。

(5) 標準処理期間を認識した事務処理

[指摘の要旨]

同一の事務について、市として統一的な対応を図るためにも、各職員及び各区窓口部署が標準処理期間を十分認識した上で事務処理に当たられたい。

[措置内容]

指摘事項について、同一の事務において、各職員及び各区窓口部署が標準処理期間を十分認識した上で事務処理を行うことを文書等で周知徹底しました。

① 改善した事務：48事務

高額療養費の支給（国民健康保険法）：平成

29年9月25日付けで、各事務の標準処理期間については、十分認識をするよう制度所管が各区・支所に周知しました。

高額介護サービス費の支給の申請：窓口を担当する各職員が標準処理期間を十分認識して事務を行うよう、平成29年8月29日の認定給付係長会議において周知徹底しました。

ほか46事務で対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：6事務

公共基準点使用承認：窓口を担当する各職員が標準処理期間を十分認識して事務を行うよう、平成29年度後期の各区担当職員向け会議において周知する予定です。

ほか5事務で同様の対応を行います。

(6) 標準処理期間の見直し

[指摘の要旨]

標準処理期間を定めている事務については、実際の処理期間と標準処理期間にかい離が生じていないか実態を確認し、制度改正の動向等も考慮しながら、適時標準処理期間の見直しを行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、実際の処理期間と標準処理期間にかい離が生じていないか実態の確認を行い、必要に応じて標準処理期間の見直しを行いました。

① 見直しを行った事務：10事務

高額療養費の支給（国民健康保険法）：事務処理について改めて確認を行い、標準処理期間を60日に設定し直しました。平成29年9月25日付けで、各区・支所に文書で周知しました。また、窓口において、申請者に対しても求めに応じて公開するよう周知しました。

ほか9事務で同様の対応を行いました。

② 実態の確認を行った結果、標準処理期間が適切と判断した事務：45事務

薬局開設許可：実際の申請の処理期間と標準処理期間にかい離が生じていないか確認を行ったところ、適切であることが確認されたため、標準処理期間の見直しを行わないこととしました。今後も、随時、実態の確認を行い、必要に応じて標準処理期間の見直しを行っていきます。

ほか44事務で同様の事例がありました。

③ 実態を確認中又は今後行う予定の事務：17事務

公共基準点使用承認：平成29年度後期の各区担当職員向け会議において、実際の処理期間と標準処理期間にかい離が生じていないかのヒアリングを実施する予定です。

ほか16事務で同様の対応を行います。

(7) 不許可処分における教示

ア 教示内容

[指摘の要旨]

不許可処分を書面で通知する際は、適正な内容を教示するよう、改めて、制度所管において、各区の対応状況を確認の上、周知・徹底を行うとともに、各区窓口部署においては適正に対応されたい。

[措置内容]

指摘を受けた麻生区の保険料減免事務及び幸区、中原区の小児慢性事務については、適正な教示内容に改めました。

イ 様式への教示文の記載

[指摘の要旨]

不許可処分の通知文書様式を定めていない事務又は様式を定めているが教示文の記載がない事務については、全区で統一して適正な教示が行えるよう、制度所管において教示文の記載がある不許可処分の通知文書様式を定めることを検討されたい。

[措置内容]

指摘事項について、制度所管は、教示文の記載がある不許可処分の通知文書様式の必要性について改めて検討し、必要に応じて通知文書様式を定めました。

① 改善した事務：3事務

出産育児一時金の支給：他の事務の通知を参考としながら、平成29年10月11日に不支給決定様式を作成し、周知しました。

ほか2事務で同様の対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：4事務

重度障害者医療証の交付：本申請は、障害者手帳の判定内容により交付を行うため交付の対象が明確であり、医療証の不交付は想定されていないが、対象基準を満たしていないものからの申請を想定して、様式を平成29年度中に検討の上、作成する予定です。

ほか3事務で同様の対応を行います。

③ 検討の結果、その他の対応を行った事務：77事務

特定疾病に係る認定：医師の意見書等で、確実に当該制度に該当していることが把握でき、不承認は原則的に発生しないため様式を定めていませんが、今後、不許可処分が継続して発生するような場合には、通知文書様式の作成を検討します。

ほか76事務で同様の事例がありました。

(8) 不許可処分における通知文書に示す理由

[指摘の要旨]

数量的指標など客観的指標により許可要件に適合しないことが明確な場合を除き、不許可処分を通知する際に理由を示していない事務については、行政手続法等を踏まえ適正に対応されたい。

また、理由を示している事務においても、示す理由の内容が、申請者が事後争訟手続等にのっとりて救済を求めたり、申請内容を変更し再度申請したりできる程度に具体的となっているか再検証を行い、必要に応じた見直しを行われたい。

[措置内容]

ア 不許可処分を通知する際に、理由を示していなかった事例

指摘事項について、不許可処分を通知する際に理由を示していない事務については、行政手続法等を踏まえ適正に対応するよう周知徹底しました。

① 改善した事務：8事務

日常生活用具等の給付及び貸与等の決定及び補装具費の支給：平成29年9月7日に、不許可処分を通知する際に書面で理由を示すことを制度所管が区窓口部署担当者宛て口頭指導を行いました。

ほか7事務で対応を図りました。

イ 示す理由の内容が十分に具体的でなかった事例について

理由を示している事務においても、不許可処分を通知する際の理由について検証し、内容を改善しました。

① 改善した事務：1事務

要介護認定：非該当を通知する際の理由について検証し、理由の内容を具体的に改善の上、平成29年4月12日付で周知しました。

② 改善中又は今後改善予定の事務：1事務

児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求(一般受給資格者)：今後担当者会議の場等を活用し、共有を図り、平成29年度中に理由の充実の必要性について検討してまいります。

29川教庶第759号

平成29年10月31日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 花輪 孝一 様
同 山田 益男 様

川崎市教育委員会

教育長 渡邊 直美

監査の結果の報告に基づく措置について

(通知)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年4月10日付け29川監報第3号で報告がありました行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度行政監査（区役所を窓口とする許認可等に係る事務について）の結果に対する措置状況

1 申請者にとって、公正で利便性のある手続きに向けた対応について

[指摘の要旨]

補正事項（不足書類の提出等）などの配布資料を各区が独自に作成する場合、作成や更新等の作業が多重となり効率的でない上、情報提供の内容にばらつきが生じる可能性があることから、配布資料の統一について調整されたい。

また、区窓口部署が独自にホームページを作成した場合、各ページの作成及び更新作業が多重となり効率的でなく、情報提供の内容にばらつきが生じる可能性があるため、申請件数などの状況を踏まえ、区窓口部署の意見を聞きながら、制度所管で掲載することを検討されたい。

[措置内容]

（就学学校の指定変更、区域外就学承諾願及び就学義務の猶予（免除）申請について）

指摘事項の内、補正事項（不足書類の提出等）の書面による交付等については、市民文化局戸籍住民サービス課長から区民課長に、平成29年9月19日の区民課長会議で説明したことを確認。また、平成29年10月13日に開催した所管課及び窓口部署の担当者等で構成される就学事務検討委員会において、指摘事項について所管課から当該事務の担当者に説明を行いました。

ホームページにおける申請に関する全市統一的な情報提供については、平成29年10月13日に開催した所管課及び窓口部署の担当者等で構成される就学事務検討委員会において、ホームページの掲載内容を再検討し、ホームページの新規掲載及び掲載内容の更新を平成29年10月27日付けで行いました。

2 事務処理の統一化、標準化、効率化に向けた対応について

[指摘の要旨]

研修の実施により制度や事務処理方法を学ぶ機会を設けることで、当該事務を担当する各区窓口部署における共通理解が深まり、市として統一した対応にもつながるものと考えられるため、研修を実施していない制度所管は、申請件数や事務の内容等を踏

まえ、研修のニーズ、実施時期、内容や方法等について各区窓口部署の意見を取り入れながら、研修の実施について検討されたい。

[措置内容]

（就学学校の指定変更、区域外就学承諾願及び就学義務の猶予（免除）申請について）

指摘事項については、平成29年10月13日に開催した所管課及び窓口部署の担当者等で構成される就学事務検討委員会において、所管課から当該事務の担当者に説明を行い、引き続き、研修の必要性及び研修内容について検討を行います。

3 法令等に基づく適正な許認可等の事務執行に向けた対応について

[指摘の要旨]

速やかに審査基準を設定されたい。公表していない事務については、対応されたい。不許可処分を書面で通知する際は、適正な内容を教示するよう、改めて、制度所管において、各区の対応状況を確認の上、周知・徹底を行うとともに、各区窓口部署においては適正に対応されたい。

[措置内容]

（就学学校の指定変更、区域外就学承諾願及び就学義務の猶予（免除）申請について）

指摘事項については、平成29年10月13日に開催した所管課及び窓口部署の担当者等で構成される就学事務検討委員会において、所管課から当該事務の担当者に説明を行い、教示文の記載のある様式の検討を行います。また、平成29年度中に、様式の変更について学事課長から区民課長及び支所区民センター室長宛て通知を行う予定です。

人 事 委 員 会 規 則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月30日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第14号

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第12を次のように改める。

別表第12 (第7条関係)
年齢別最低保障額表

採用年齢	金額
歳	円
18	131,800
19	134,900
20	138,400
21	141,000
22	145,200
23	148,400
24	151,700
25	157,000
26	160,600
27	165,900
28	169,500
29	173,000
30	176,600
31	180,100
32	183,700
33	187,200
34	192,500
35	196,100
36	199,600
37	203,200
38	206,700
39	207,900
40歳以上	209,100

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第12号

第6回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。
平成29年11月30日

川崎市農業委員会
会長 長 瀬 和 徳

1 日 時

平成29年12月8日(月) 午後3時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第3会議

室(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (2) 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (3) 「農地利用最適化推進委員の活動の手引き」の策定について
- (4) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (5) 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (6) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (7) 買収取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (8) 農地造成に係る承認願について
- (9) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (10) その他

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第127号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年12月1日(第1期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年12月1日(第2期分)	計4件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年12月1日(第3期分)	計9件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成29年12月1日(第4期分)	計21件
平成29年度	国民健康保険料	第5期	平成29年12月1日(第5期分)	計26件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第128号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年12月1日（第3期分）	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成29年12月1日（第4期分）	計4件
平成29年度	国民健康保険料	第5期	平成29年12月1日（第5期分）	計58件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第129号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第7期	平成29年12月1日（第7期分）	計23件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第130号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第4期	平成29年12月1日（第4期分）	計5件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第131号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年12月1日（第3期）	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成29年12月1日（第4期）	計9件
平成29年度	国民健康保険料	第5期	平成29年12月1日（第5期）	計51件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第56号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第4期	平成29年12月1日 (第4期分)	計2件
平成 29年度	国民健康 保険料	第5期	平成29年12月1日 (第5期分)	計67件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第57号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備 考
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	平成29年12月1日 (第4期分)	計6件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第58号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備 考
平成 29年度	介護 保険料	第6期	平成29年12月1日 (第6期分)	計1件
平成 29年度	介護 保険料	第7期	平成29年12月1日 (第7期分)	計19件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第43号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	介護 保険料	第5期		計2件
平成 29年度	介護 保険料	第6期		計9件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第44号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備 考
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第1期	平成29年12月1日	計6件
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第2期	平成29年12月1日	計6件
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第3期	平成29年12月1日	計7件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第45号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業

所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市中原区長 向坂光浩

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第3期	平成29年12月1日(第3期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第5期	平成29年12月1日(第5期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第6期	平成29年12月1日(第6期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第7期	平成29年12月1日(第7期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第8期	平成29年12月1日(第8期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第9期	平成29年12月1日(第9期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第10期	平成29年12月1日(第10期分)	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年12月1日(第1期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年12月1日(第2期分)	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年12月1日(第3期分)	計9件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成29年12月1日(第4期分)	計96件
平成29年度	国民健康保険料	随時期	平成29年12月1日(随時期分)	計2件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第52号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第5期分	平成29年12月1日(第5期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期分	平成29年12月1日(第1期分)	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第2期分	平成29年12月1日(第2期分)	計5件
平成29年度	国民健康保険料	第3期分	平成29年12月1日(第3期分)	計7件
平成29年度	国民健康保険料	第4期分	平成29年12月1日(第4期分)	計12件
平成29年度	国民健康保険料	第5期分	平成29年12月1日(第5期分)	計78件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第53号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第4期	平成29年12月1日(第4期分)	計6件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第54号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	介護 保険料	第7期分	平成29年12月1日 (第7期分)	計16件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第61号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	過年9月	平成29年12月1日	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期	平成29年12月1日	計2件
平成 29年度	国民健康 保険料	第2期	平成29年12月1日	計2件
平成 29年度	国民健康 保険料	第3期	平成29年12月1日	計8件
平成 29年度	国民健康 保険料	第4期	平成29年12月1日	計11件
平成 29年度	国民健康 保険料	第5期	平成29年12月1日	計40件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第62号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	介護 保険料	第5期	平成29年12月1日	計14件
平成 29年度	介護 保険料	第6期	平成29年12月1日	計13件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第63号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	1期	平成29年12月1日	計5件
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	2期	平成29年12月1日	計6件
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	3期	平成29年12月1日	計5件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第64号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年11月21日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第65号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年11月21日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第60号

次の国民健康保険料に係る差押調査(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月16日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
平成29年度				計2件

別紙省略

川崎市多摩区公告第61号

次の国民健康保険料に係る配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月17日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
平成29年度				計1件

別紙省略

川崎市多摩区公告第62号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第6期	平成29年12月2日	計2件
平成29年度	介護保険料	第7期	平成29年12月2日	計9件

別紙省略

川崎市多摩区公告第63号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第1期	平成29年11月30日	計1件
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第2期	平成29年11月30日	計2件
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第3期	平成29年11月30日	計2件

別紙省略

川崎市多摩区公告第64号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年11月30日(第1期分)	計4件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年11月30日(第2期分)	計9件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年11月30日(第3期分)	計9件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成29年11月30日(第4期)	計9件
平成29年度	国民健康保険料	第5期	平成29年11月30日(第5期)	計83件

別紙省略

川崎市多摩区公告第65号

次の国民健康保険料に係る配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月24日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成29年度				計1件

別紙省略

川崎市多摩区公告第66号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙（省略）に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居

所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成29年11月27日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市多摩区公告第67号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙（省略）に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年11月27日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第62号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 28年度	国民健康 保険料	第1期	平成29年12月1日 (第1期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第2期	平成29年12月1日 (第2期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第3期	平成29年12月1日 (第3期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第4期	平成29年12月1日 (第4期分)	計2件
平成 28年度	国民健康 保険料	第5期	平成29年12月1日 (第5期分)	計2件
平成 28年度	国民健康 保険料	第6期	平成29年12月1日 (第6期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第7期	平成29年12月1日 (第7期分)	計2件
平成 28年度	国民健康 保険料	第8期	平成29年12月1日 (第8期分)	計2件
平成 28年度	国民健康 保険料	第9期	平成29年12月1日 (第9期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第10期	平成29年12月1日 (第10期分)	計2件
平成 28年度	国民健康 保険料	過年5月	平成29年12月1日 (過年5月分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	過年6月	平成29年12月1日 (過年6月分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	過年9月	平成29年12月1日 (過年9月分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期	平成29年12月1日 (第1期分)	計6件
平成 29年度	国民健康 保険料	第2期	平成29年12月1日 (第2期分)	計9件
平成 29年度	国民健康 保険料	第3期	平成29年12月1日 (第3期分)	計13件
平成 29年度	国民健康 保険料	第4期	平成29年12月1日 (第4期分)	計23件
平成 29年度	国民健康 保険料	第5期	平成29年12月1日 (第5期分)	計46件

別紙省略

川崎市麻生区公告第63号

次の差押調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

川崎市麻生区公告第64号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年11月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

辞 令**平成29年11月22日付人事異動**

(教育委員会事務局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
川崎市中部学校給食センター所長	末木 琢郎	健康給食推進室担当課長
川崎市北部学校給食センター所長	若尾 弘	健康給食推進室担当課長